茨城県土木部工事成績評定要領

平成２５年４月

土木部検査指導課

目　　　　次

茨城県土木部工事成績評定要領

（目的）

第1条　この要領は，土木部が所管する建設工事（以下「工事」という。）の成績評定（以下「評定」という。）を実施するに当たり，茨城県建設工事施工等の手続及び監督規程（平成８年茨城県訓令第２３号。以下「監督規程」という。）第６０条の２に基づき同規程に定めるものの他，必要な事項を定め，厳正かつ的確な成績評定の実施を図り，もって受注者の適正な選定及び指導育成に資することを目的とする。

（対象工事）

第２条　評定は，１件の契約金額が２５０万円を超える請負工事について行う。ただし，除草工事は，評定の対象から除くものとする。

（評定者等）

第３条　評定を行う者（以下「評定者」という。）は，検査員，総括監督員及び主任監督員とする。

２　前項に掲げる評定者は，別表─１に定める者とする。

（評定の時期）

第４条　評定の時期は，検査員にあっては，完成検査時，部分引渡検査時及び中間検査時とし，総括監督員及び主任監督員にあっては，工事完成時及び部分引渡時とする。

（評定の方法）

第５条　評定は，工事ごとに独立して行うものとする。

２　工事成績の採点は，別記様式第１「工事成績採点表」及び別紙－１～別紙－３「考査項目別運用表（ 土木又は建築)」により行うものとし，細目別評定点の算出は別記様式第１の２によるものとする。

３　評定結果は，別記様式第２「工事成績評定表」に記録するものとする。

４　評定に当たっては，別紙－4「記入方法及び留意事項」及び別紙－５「施工プロセスチェックリスト」を考慮するものとする。

５　工事における 「工事特性」,「創意工夫」及び「社会性等」に関して，請負者は当該工事における実施状況を別紙－６「工事特性・創意工夫・社会性等に関する実施状況」により提出できるものとし，提出があった場合はこれも考慮するものとする。

６　別表─２に掲げる小規模工事の工事成績の採点は，別記様式第１「工事成績採点表」及び「考査項目別運用表（小規模工事）」により行うものとし，細目別評定点の算出は別記様式第１の２によるものとする。

（評定結果の報告）

第６条　評定結果の報告は，工事の完成のときに行うものとし，検査員は，全ての評定者が評定を終了したときは，遅滞なく検査指導課長，建築主管課長又は所長に復命するものとする。

２　検査指導課長又は土木主管課長は,監督規程第５７条第１項から第３項までの送付を行うときは，当該工事に係る別記様式第１の写しを添付することにより，土木主管課長，建築主管課長又は所長に評定結果を送付するものとする。

（評定結果の通知）

第７条　知事又は所長は，評定結果の復命又は送付があったときは，遅滞なく，当該工事の受注者に対し，評定の結果を別記様式第３「工事成績評定通知書」（ 以下「通知書」という。)及び別表１により通知するものとする。この場合の通知は，監督規程第５７条第４項から第６項の通知と同時に行うものとする。

（評定の修正）

第８条　知事又は所長は，評定結果を通知した後，評定を修正する必要があると認める場合は評定を修正し，その結果及び理由を当該工事の受注者に通知できるものとする。

（説明請求等）
第９条　第７条又は第８条による通知を受けた者は，通知を受けた日から起算して１４日（「休日」を含む。）以内に書面により，通知を行った者に対して評定の内容について説明を求めることができる。
２　知事又は所長は，前項による説明を求められたときは，速やかに，工事成績評定委員会の審議を経て別記様式第４「工事成績評定に係る説明書（回答)」により回答するものとする。
３　前項の回答を受けた者は，前項の回答を受けた日から起算して１４日以内に（「休日」を含む。）書面により，知事に対して，再説明を求めることができる。
４　知事は，前項による再説明を求められたときは，茨城県入札監視委員会（以下「委員会」という。）の審議を経て，別記様式第5「工事成績評定に係る再説明書(回答)」により回答するものとする。なお，委員会への付議に関する細目については別に定めるものとする。
（評定結果の公表）
第 10 条　評定が確定した時は，別表２(別記様式第３)の写しを閲覧により公表するものとする。
２　公表は，当該工事の存する発注事務所（課）で行ない，公表期間は，完成検査を行った日の属する年度及び翌年度とする。

付　則
１　この要領は，平成１５年４月１日から施行する。
２　この要領の施行の日（以下「施行日」という。）以後に工事起工決議した工事及び知事が別に指定する工事について適用し，施行日前に工事起工決議をした工事（知事が別に指定する工事を除く。）については，なお従前の例による。

付　則
この要領は，平成１８年４月１日から施行する。

付　則
この要領は，平成２３年４月１８日から施行する。

付　則
この要領は，平成２４年４月１日から施行する。

付　則
１　この要領は，平成２５年４月１日から施行する。
２　施行日以後に工事起工決議した工事及び知事が別に指定する工事について適用し，施行日前に工事起工決議をした工事（知事が別に指定する工事を除く。）については，なお従前の例による。

別表―１

評定者の名称及び任命基準

評定者名称	検査員	総括監督員	主任監督員
任命基準	茨城県土木部建設工事検査要領第4 条に定める検査員	・ 土木事務所及び工事事務所にあっては，原則として１億円以上の工事は所長，５０００万円以上１億円未満の工事は技術次長，５０００万円未満の工事は担当課長とする。（大子工務所は,原則として５０００万円以上の工事は所長，５０００万円未満の工事は担当課長とする） ・ その他の事務所にあっては,原則として所長とする。 ・ 建築主管課にあっては,原則として３０００万円以上の工事は課長，３０００万円未満の工事は技術総括補佐とする。	・土木事務所，工事事務所及び工務所は，原則として当該工事を所管する発注担当課の職員とし，所長が任命した者とする。 ・ その他の事務所にあっては，原則として当該工事担当課長とし，所長が任命した者とする。 ・ 建築主管課にあっては，当該工事担当補佐とし，課長が任命した者とする。

別表―２

小規模工事の種別

１．１件の契約金額が２５０万円を超え５００万円未満の請負工事
２．区画線設置工事
３．請道修
４．その他発注者が認めた工事（検査指導課長と協議済みのもの）

別記様式第1

工 事 成 績 採 点 表

作 成
課

工事番号 工事名		契約金額	円
受注者名		工期	〜
		完成年月日	

考査項目		主任監督員						総括監督員							
		氏名						氏名							
項目	細別	a	b	c	d	e	評価	a	a'	b	b'	c	d	e	評価
1.施工体制	Ⅰ.施工体制一般	+1.0	+0.5	0	−5.0	−10.									
	Ⅱ.配置技術者	+3.0	+1.5	0	−5.0	−10.									
2.施工状況	Ⅰ.施工管理	+4.0	+2.0	0	−5.0	−10.									
	Ⅱ.工程管理	+4.0	+2.0	0	−5.0	−10.		+2.0		+1.0		0	−7.5	−15.	
	Ⅲ.安全対策	+5.0	+2.5	0	−5.0	−10.		+3.0		+1.5		0	−7.5	−15.	
	Ⅳ.対外関係	+2.0	+1.0	0	−2.5	−5.0									
3.出来形及び出来ばえ	Ⅰ.出来形	+4.0	+2.0	0	−2.5	−5.0									
	Ⅱ.品質	+5.0	+2.5	0	−2.5	−5.0									
	Ⅲ.出来ばえ														
4.工事特性	Ⅰ.施工条件等への対応（※2）							+ 0〜20							
5.創意工夫	Ⅰ.創意工夫（※3）	+ 0〜7													
6.社会性等	Ⅰ.地域への貢献等（※4）							+10.	+7.5	+5.0	+2.5	0			
加減点合計（1+2+3+4+5+6）		点						点							
評定点（※1）		① 点						② 点							

考査項目		検査員（中間）								検査員（中間）							
		氏名								氏名							
項目	細別	a	a'	b	b'	c	d	e	評価	a	a'	b	b'	c	d	e	評価
1.施工体制	Ⅰ.施工体制一般																
	Ⅱ.配置技術者																
2.施工状況	Ⅰ.施工管理	+5.0		+2.5		0	−7.5	−15.		+5.0		+2.5		0	−7.5	−15.	
	Ⅱ.工程管理																
	Ⅲ.安全対策																
	Ⅳ.対外関係																
3.出来形及び出来ばえ	Ⅰ.出来形	+10.	+7.5	+5.0	+2.5	0	−10.	−20.		+10.	+7.5	+5.0	+2.5	0	−10.	−20.	
	Ⅱ.品質	+15.	+12.	+7.5	+4.0	0	−12.5	−25.		+15.	+12.	+7.5	+4.0	0	−12.5	−25.	
	Ⅲ.出来ばえ	+5.0		+2.5		0	−5.0			+5.0		+2.5		0	−5.0		
4.工事特性	Ⅰ.施工条件等への対応（※2）																
5.創意工夫	Ⅰ.創意工夫（※3）																
6.社会性等	Ⅰ.地域への貢献等（※4）																
加減点合計（1+2+3+4+5+6）		点								点							
評定点（※1）		③ 点								③ 点							

考査項目		検査員（中間）								検査員（完成）							
		氏名								氏名							
項目	細別	a	a'	b	b'	c	d	e	評価	a	a'	b	b'	c	d	e	評価
1.施工体制	Ⅰ.施工体制一般																
	Ⅱ.配置技術者																
2.施工状況	Ⅰ.施工管理	+5.0		+2.5		0	−7.5	−15.		+5.0		+2.5		0	−7.5	−15.	
	Ⅱ.工程管理																
	Ⅲ.安全対策																
	Ⅳ.対外関係																
3.出来形及び出来ばえ	Ⅰ.出来形	+10.	+7.5	+5.0	+2.5	0	−10.	−20.		+10.	+7.5	+5.0	+2.5	0	−10.	−20.	
	Ⅱ.品質	+15.	+12.	+7.5	+4.0	0	−12.5	−25.		+15.	+12.	+7.5	+4.0	0	−12.5	−25.	
	Ⅲ.出来ばえ	+5.0		+2.5		0	−5.0			+5.0		+2.5		0	−5.0		
4.工事特性	Ⅰ.施工条件等への対応（※2）																
5.創意工夫	Ⅰ.創意工夫（※3）																
6.社会性等	Ⅰ.地域への貢献等（※4）																
加減点合計（1+2+3+4+5+6）		点								点							
評定点（※1）		③ 点								④ 点							

項目	内容
7.評定点計（※5）	点 ○中間検査があった場合 ： ① 点× 0.4＋ ② 点× 0.2＋ ③ 点× 0.2＋ ④ 点× 0.2＝ 点 ○ 中間検査がなかった場合 ： ① 点× 0.4＋ ② 点× 0.2＋ ④ 点× 0.4＝ 点
8.法令遵守等（※6）	点 / 法令遵守等の該当事由
9.評定点合計（※7）	点 / ○ 7.評定点計（ 点） － 8.法令遵守等（ 点）＝ 点
10.総合評価技術提案履行確認(※8)	履行 不履行 対象外
所見(※9)	（主任監督員） / （総括監督員） / （検査員）

※1　６５点＋加減点合計（１＋２＋３＋４＋５＋６）とする。
　　各評定点（①〜④）は小数第１位まで記入する。
※２　工事特性は、当該工事特有の難度の高い条件（構造物の特殊性、特殊な技術、都市部等の作業環境・社会条件、厳しい自然・地盤条件、長期工事における安全確保等）に対して適切に対応したことを評価する項目である。
　　評価に際しては、主任監督員からの報告を受けて総括監督員が評価するものとする。
※３　創意工夫は、工事特性のような難度を伴わない工事において、企業の工夫やノウハウにより特筆すべき便益があった場合に評価する項目である。
※４　社会性等の評価では地域への貢献等の観点から、加点評価のみとする。
※５　中間検査があった場合：（①　点×０．４＋②　点×０．２＋③　点×０．２＋④　点×０．２）＝　点　※ただし、③（中間）が２回以上の場合は平均値
※６　法令遵守等は減点評価のみとし、評価は総括監督員が完成検査時に行う。
※７　評定点合計は、小数第2位切捨てにより小数第1位までとする。
※８　総合評価技術提案は、技術提案の履行が確認できない場合は、『不履行』を選択する。
※９　所見欄には評定結果の概要を記載する。
※１０　各考査項目ごとの採点は、別紙－１〜３考査項目別運用表によるものとする。

別記様式第1の2

細目別評定点採点表

項目	細別	①主任監督員	②総括監督員	③検査員（中間）	③検査員（中間）	③検査員（中間）	④検査員（完成）	細目別評定点 （）内は配点	得点割合
1．施工体制	Ⅰ．施工体制一般	（　　）× 0.4 + 2.9 =　　点						(3.3点)	%
	Ⅱ．配置技術者	（　　）× 0.4 + 2.9 =　　点						(4.1点)	%
2．施工状況	Ⅰ．施工管理	（　　）× 0.4 + 2.9 =　　点		（　　）× 0.4 + 6.5 =　　点	（　　）× 0.4 + 6.5 =　　点	（　　）× 0.4 + 6.5 =　　点	（　　）× 0.4 + 6.5 =　　点	(13点)	%
	Ⅱ．工程管理	（　　）× 0.4 + 2.9 =　　点	（　　）× 0.2 + 3.2 =　　点					(8.1点)	%
	Ⅲ．安全対策	（　　）× 0.4 + 2.9 =　　点	（　　）× 0.2 + 3.3 =　　点					(8.8点)	%
	Ⅳ．対外関係	（　　）× 0.4 + 2.9 =　　点						(3.7点)	%
3．出来形及び出来ばえ	Ⅰ．出来形	（　　）× 0.4 + 2.8 =　　点		（　　）× 0.4 + 6.5 =　　点	（　　）× 0.4 + 6.5 =　　点	（　　）× 0.4 + 6.5 =　　点	（　　）× 0.4 + 6.5 =　　点	(14.9点)	%
	Ⅱ．品質	（　　）× 0.4 + 2.9 =　　点		（　　）× 0.4 + 6.5 =　　点	（　　）× 0.4 + 6.5 =　　点	（　　）× 0.4 + 6.5 =　　点	（　　）× 0.4 + 6.5 =　　点	(17.4点)	%
	Ⅲ．出来ばえ			（　　）× 0.4 + 6.5 =　　点	（　　）× 0.4 + 6.5 =　　点	（　　）× 0.4 + 6.5 =　　点	（　　）× 0.4 + 6.5 =　　点	(8.5点)	%
4．工事特性	Ⅰ．施工条件等への対応		（　　）× 0.2 + 3.3 =　　点					(7.3点)	%
5．創意工夫	Ⅰ．創意工夫	（　　）× 0.4 + 2.9 =　　点						(5.7点)	%
6．社会性等	Ⅰ．地域への貢献等		（　　）× 0.2 + 3.2 =　　点					(5.2点)	%
7．法令遵守等			（　　）×1.0 =　　点						
							評定点合計	(100点)	

※　中間検査があった場合　　（①＋②＋③×０．５＋④×０．５）＝細目別評定点（中間が２回以上の場合は③を平均する。）

※　中間検査がなかった場合　（①＋②＋④）＝細目別評定点

※　得点割合は、細目評定点の合計に対する得点の割合を百分率で示す。

別記様式第2

工事成績評定表

工事番号・工事名		
契約金額	当初：	最終：
工期	当初： ～	最終：
完成年月日		
完成検査年月日		
中間検査年月日	第1回:	第2回: 第3回:
受注者氏名		
現場代理人氏名		
主任・監理技術者氏名		
総括監督員　職・氏名		印
主任監督員　職・氏名		印
検査員　職・氏名		印
検査員　職・氏名		印
第１回中間検査、検査員　職・氏名		
第２回中間検査、検査員　職・氏名		
第３回中間検査、検査員　職・氏名		
①　主任監督員評定点		点
②　総括監督員評定点		点
③　中間検査員評定点		点
④　完成検査員評定点		点
⑤　法令遵守等		点
⑥　評定点合計		点

注１）中間検査があった場合
　　評定点合計　⑥＝（①×0.4＋②×0.2＋③×0.2＋④×0.2）－⑤
　中間検査がなかった場合
　　評定点合計　⑥＝（①×0.4＋②×0.2＋④×0.4）－⑤
　２）中間検査が２回以上あった場合、評定点は中間検査を合わせた平均点を記入する。
　３）一部完成の場合は、総括監督員、主任監督員及び検査員が各々評定を行い、完成の際に、完成検査時の評定点と金額により加重平均を行い記入する。
　４）主任監督員、総括監督員、検査員の評定点は小数第１位まで記入する。
　５）⑤法令遵守等は、総括監督員が記入する。
　６）⑥評定点合計は、小数第１位まで記入する。

別記様式第３　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　記号　　第　　　　　号
平成　　年　　月　　日

（契約の相手方）
商号又は名称
代表者氏名　　　　　　　　　　　　殿

知事又は事（工）務所長　　　　　印

工 事 成 績 評 定 通 知 書（暫定）

貴社が受注し下記のとおり完成検査を行った工事について，茨城県土木部工事成績評定要領に基づき評定した結果を通知します。

また、下記工事は、法令遵守等に抵触又は抵触している恐れがあり、これに対する措置が工事検査日までに決定していないため、暫定評定とします。

なお，この評定の結果に疑問があるときは，この通知を受けた日から起算して１４日（「休日」を含む。）以内に当職に対してその疑問の旨を付した書面により，説明を求めることができます。

なお，説明を求める場合の書面の送付先及び手続等についての問い合わせ先は下記のとおりです。

記

１．工　　事　　名
２．工　　　　　期　　平成　　年　　月　　日～平成　　年　　月　　日
３．完成検査年月日　　平成　　年　　月　　日
４．評　　定　　点　　　　点
（　４　修正評定点　　　　点　［評定点が修正された場合のみ］　）

理由：

５．送付先及び手続き等の問い合わせ先
（茨城県土木部検査指導課又は土木事務所）

※暫定通知の場合のみ、波線部を加える。（別表１についても同様とする。）

別表１（通知用）

項　目　別　評　定　点（暫　定）

工事番号:
工　事　名:

評価項目	細別	評定点／満点
1. 施工体制	Ⅰ. 施工体制一般	／ 3.3 点
	Ⅱ. 配置技術者	／ 4.1 点
2. 施工状況	Ⅰ. 施工管理	／ 13.0 点
	Ⅱ. 工程管理	／ 8.1 点
	Ⅲ. 安全対策	／ 8.8 点
	Ⅳ. 対外関係	／ 3.7 点
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅰ. 出来形	／ 14.9 点
	Ⅱ. 品質	／ 17.4 点
	Ⅲ. 出来ばえ	／ 8.5 点
4. 工事特性(加点のみ)	Ⅰ. 施工条件等への対応	／ 7.3 点
5. 創意工夫(加点のみ)	Ⅰ. 創意工夫	／ 5.7 点
6. 社会性等(加点のみ)	Ⅰ. 地域への貢献等	／ 5.2 点
7. 法令遵守など(減点のみ)		
評定点合計		／ 100 点

※項目別評定点は、少数第１位まで記載する。

別表２（閲覧用）

工事成績評定結果表

工事名	
工事箇所	
工事完成年月日	
受注者	
評定点	

別記様式第４　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　記号　　第　　　　　号
平成　　年　　月　　日

（契約の相手方）
商号又は名称
代 表 者 氏 名　　　　　　　　　　殿

知事又は事（工）務所長　　　印

工事成績評定に係る説明書（回答）

貴社から説明を求められました評定内容について，下記のとおり回答します。本説明書に疑問があるときは，この書面の回答を受けた日から起算して１４日（「休日」を含む。）以内に書面により，知事に対して再説明を求めることができます。

なお，再説明は茨城県入札監視委員会の審議を経た上で行います。

また，再説明を求める場合の書面の送付先及び手続き等についての問い合わせ先は下記のとおりです。

記

１　工事名

２　疑問に対する回答

３　送付先及び手続等の問い合わせ先（…事務所発注の場合は事務所連絡先）
〒３１０－８５５５
水戸市笠原町９７８番６
茨城県土木部検査指導課
TEL ０２９－３０１－４３７９

別記様式第５　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　記号　　第　　　　　号
平成　　年　　月　　日

(契約の相手方)
　商号又は名称
　代 表 者 氏 名　　　　　　　　　　殿

知　事　　　　　　　　印

工事成績評定に係る再説明書（回答）

貴社から再説明を求められた評定内容について，下記のとおり回答します。

記

１　工　事　名

２　疑問に対する回答

考査項目別運用表（土木工事）

目　　　　　次

ページ

別紙－1①

考査項目別運用表（土木）

[記入方法] 該当する項目の□に「レ」印を記入する。評価の対象としない項目には「×」印を記入する。　　　　（ 主 任 監 督 員 ）

考査項目	細　別	a	b	c	d	e
1. 施工体制	Ⅰ.施工体制一般	適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	やや不適切である	不適切である
		●「評価対象項目」 □「施工プロセス」のチェックリストのうち、施工体制一般について指示事項がない。 □施工計画書を、工事着手前に提出している。 □作業分担の範囲を、施工体制台帳及び施工体系図に明確に記載している。 □品質証明員が関係書類、出来形、品質等の確認を工事全般にわたって実施して、品質証明に係る体制が有効に機能している。 □元請が下請の作業成果を検査している。 □施工計画書の内容と現場施工方法が一致している。 □緊急指示、災害、事故等が発生した場合の対応が速やかである。 □現場に対する本店や支店による支援体制を整えている。 □工場製作期間における技術者を適切に配置している。 □機械設備、電気設備等について、製作工場における社内検査体制（規格値の設定や確認方法等）を整えている。 □その他　〔理由：　　〕 ●判断基準 該当項目が90％程度以上・・・・・・・ a 該当項目が80％以上90%未満・・・・ b 該当項目が80％程度未満・・・・・・・ c ① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は,削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値（　　%）＝該当項目数（　　）／評価対象評価項目数（　　） ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は「c」評価とする。			□施工体制一般に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。	□施工体制一般に関して、監督職員からの文書による指示に従わなかった。
	Ⅱ.配置技術者 （現場代理人等）	a 適切である	b ほぼ適切である	c 他の評価に該当しない	d やや不適切である	e 不適切である
		●「評価対象項目」 【全体を評価する項目】 □「施工プロセス」のチェックリストのうち、配置技術者について指示事項がない。 □作業に必要な作業主任者及び専門技術者を選任及び配置している。 【現場代理人を評価する項目】 □現場代理人が、工事全体を把握している。 □設計図書と現場との相違があった場合は、監督職員と協議するなどの必要な対応を行っている。 □監督職員への報告を的確に行っている。 【監理（主任）技術者を評価する項目】 □書類を共通仕様書及び諸基準に基づき適切に作成し、整理している。 □契約書、設計図書、適用すべき諸基準を理解し、施工に反映している。 □施工上の課題となる条件（作業環境、気象、地質等）への対応を図っている。 □下請の施工体制及び施工状況を把握し、技術的な指導を行っている。 □監理（主任）技術者が、明確な根拠に基づいて技術的な判断を行っている。 □その他　〔理由：　　〕 ●判断基準 該当項目が90％以上・・・・・・・・・ a 該当項目が80％以上90％未満・・・・ b 該当項目が80％未満・・・・ c ① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は,削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値（　　%）＝該当項目数（　　）／評価対象評価項目数（　　） ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は「c」評価とする。			□配置技術者に関して、監督職員が改善指示を行った。	□配置技術者に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。

別紙－1②

考査項目別運用表（土木）

（主任監督員）

考査項目	細別	a	b	c	d	e
		適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	やや不適切である	不適切である
2.施工状況	Ⅰ.施工管理	●「評価対象項目」 「施工プロセス」のチェックリストのうち、施工管理について指示事項がない。 施工計画書が、設計図書及び現場条件を反映したものとなっている。 現場条件の変化に対して、適切に対応している。 工事材料の品質に影響がないよう保管している。 日常の出来形管理を、設計図書及び施工計画書に基づき適時及び的確に行っている。 日常の品質管理を、設計図書及び施工計画書に基づき適時及び的確に行っている。 現場内の整理整頓を日常的に行っている。 指定材料の品質証明書及び写真等を整理している。 工事打合せ簿を、不足無く整理している。 建設副産物の再利用等への取り組みを適切に行っている。 工事全般において、低騒音型、低振動型、排出ガス対策型の建設機械及び車両を使用している。 その他 〔理由：　〕 ●判断基準 該当項目が90％程度以上・・・・・・a 該当項目が80％以上90％未満・・・・ b 該当項目が80％未満・・・・・・ c ① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は,削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値（　%）＝該当項目数（　）／評価対象評価項目数（　） ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は「c」評価とする。			施工管理に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。	施工管理に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。
	Ⅱ.工程管理	a	b	c	d	e
		適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	やや不適切である	不適切である
		●「評価対象項目」 「施工プロセス」のチェックリストのうち、工程管理について指示事項が無い。 工程に与える要因を的確に把握し、それらを反映した工程表を作成している。 実施工程表の作成及びフォローアップを行っており、適切に工程を管理している。 現場条件の変化への対応が迅速であり、施工の停滞が見られない。 時間制限や片側交互通行等の各種制約への対応が適切であり、大きな工程の遅れが無い。 工事の進捗を早めるための取り組みを行っている。 適切な工程管理を行い、工程の遅れが無い。 休日の確保を行っている。 計画工程以外の時間外作業がほとんど無い。 その他 〔理由：　〕 ●判断基準 該当項目が90％以上・・・・・・ a 該当項目が80％以上90％未満・・・・ b 該当項目が80％未満・・・・ c ① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は,削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値（　%）＝該当項目数（　）／評価対象評価項目数（　） ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は「c」評価とする。			工程管理に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。	工程管理に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。

別紙－1③

考査項目別運用表(土木)

（主任監督員）

考査項目	細　別	a	b	c	d	e
	Ⅲ.安全対策	適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	やや不適切である	不適切である
		●「評価対象項目」 □「施工プロセス」のチェックリストのうち、安全対策について指示事項が無い。 □災害防止協議会を1回/月以上実施している。 □安全教育及び安全訓練等を半日/月以上実施している。 □新規入場者教育の内容に、当該工事の現場特性を反映している。 □工事期間を通じて、労働災害及び公衆災害が発生しなかった。 □過積載防止に取り組んでいる。 □仮設工の点検及び管理を、チェックリスト等を用いて実施している。 □保安施設の設置及び管理を、各種基準及び関係者間の協議に基づき行っている。 □地下埋設物及び架空線等に関する事故防止対策に取り組んでいる。 □その他　〔理由：　〕 ●判断基準 該当項目が90％以上・・・・・・・・・・ a 該当項目が80％以上90％未満・・ b 該当項目が80％未満・・・・・・・・ c ① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は,削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値(　　%)＝該当項目数(　　)／評価対象評価項目数(　　) ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は「c」評価とする。			□安全対策に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。	□安全対策に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。
	Ⅳ.対外関係	a	b	c	d	e
		適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	やや不適切である	不適切である
		●「評価対象項目」 □「施工プロセス」のチェックリストのうち、対外関係について指示事項がない。 □関係官公庁などと調整を行い、トラブルの発生がない。 □地元との調整を行い、トラブルの発生が無い。 □第三者からの苦情が無い。もしくは、苦情に対して適切な対応を行っている。 □関連工事との調整を行い、円滑な進捗に取り組んでいる。 □工事の目的及び内容を、工事看板などにより地域住民や通行者等に分りやすく周知している。 □その他　〔理由：　〕 ●判断基準 該当項目90％以上・・・・・・a 該当項目80％以上90％未満・・・・b 該当項目80％未満・・・・c ① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は,削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値(　　%)＝該当項目数(　　)／評価対象評価項目数(　　) ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は「c」評価とする。			□対外関係に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。	□対外関係に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。

別紙－1④

考査項目別運用表(土木)

(主 任 監 督 員)

考査項目	a	b	c	d	e
3.出来形及び出来ばえ Ⅰ.出来形	出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね50%以内である。	出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね80%以内である。	出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、a、bに該当しない。	出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で改善指示を行った。	契約書第17条に基づき、監督職員が改造請求を行った。

※　ばらつき判断は別紙―4参照

① 出来形の評定は、工事全般を通して評定するものとする。
② 出来形とは、設計図書に示された工事目的物の形状及び寸法をいう。
③ 出来形管理とは、「土木工事施工管理基準」の測定項目、測定基準及び規格値に基づき所定の出来形を確保する管理体系であるが、当該管理基準によりがたい場合等については、監督職員と協議の上で出来形管理をを行うものである。
④ 出来形管理項目を設定していない工事は「c」評価とする。

機械設備工事	a	b	c	d	e
	適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で改善指示を行った。	契約書第17条に基づき、監督職員が改造請求を行った。

※上記欄によらず、当該欄で評価

●〔評価対象項目〕
- 据付に関する出来形管理が容易に把握できるよう、出来形管理図などを工夫している。
- 設備全般にわたり、形状及び寸法の実測値が許容範囲内である。
- 施工管理基準の撮影記録が撮影基準を満足している。
- 設計図書で定められていない出来形管理項目について、監督職員と協議の上で管理している。
- 不可視部分の出来形を写真撮影している。
- 塗装管理基準の塗膜厚管理を適切にまとめている。
- 溶接管理基準の出来形管理を適切にまとめている。
- 社内の管理基準に基づき管理している。
- 設計図書に定められている予備品に不足が無い。
- 分解整備における既設部品等の摩耗、損傷等について、整備前と整備後の劣化状況及び回復状況を図表等に記録している。
- その他　〔理由:　　〕

●判断基準
該当項目が90%以上・・・・・・ a
該当項目が80%以上90%未満・・・・ b
該当項目が80%未満・・・・ c

① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。
② 削除項目のある場合は,削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値(　　%)＝該当項目数(　　)／評価対象評価項目数(　　)
④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は「c」評価とする。

別紙－1⑤

考査項目別運用表（土木）

（主任監督員）

考査項目	工種	a	b	c	d	e
3.出来形及び出来ばえ Ⅰ.出来形	電気設備工事 通信設備工事 受変電設備工事 ※上記欄によらず、当該欄で評価	●〔評価対象項目〕 □据付に関する出来形管理が容易に確認できるよう、出来形管理図及び出来形管理表を工夫している。 □機器等の測定（試験）結果が、その都度管理図表などに記録され、適切に管理している。 □不可視部分の出来形を写真撮影している。 □設計図書で定められていない出来形管理項目について、監督職員と協議の上で管理している。 □設備全般にわたり、形状及び寸法の実測値が許容範囲内である。 □機器及び材料の据付及び固定方法が設計図書又は承諾図書通り施工している。 □配管及び配線が、設計図書又は承諾図書どおりに敷設されている。 □測定機器のキャリブレーションを、定期的に実施している。 □行先などを表示した名札がケーブルなどに分りやすく堅固に取り付けられている。 □配管及び配線の支持間隔や絶縁抵抗等について、設計図書の仕様を満足していることを確認できる。 □社内の管理基準に基づき管理している。 □その他　〔理由：　〕 ●判断基準 該当項目が90%以上・・・・・・ a 該当項目が80%以上90%未満・・・・ b 該当項目が80%未満・・・・ c ① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は,削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値（　%）＝該当項目数（　）／評価対象評価項目数（　） ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は「c」評価とする。			□出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で改善指示を行った。	□契約書第17条に基づき、監督員が改造請求を行った。

考査項目別運用表（土木）

（主任監督員）

考査項目	a	b	c	d	e
3.出来形及び出来ばえ Ⅱ.品質	品質の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが概ね50%以内である。	品質の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが概ね80%以内である。	品質の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、a、bに該当しない。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で改善指示を行った。	契約書第17条に基づき、監督職員が改造請求を行った。

※　ばらつきの判断は別紙－4参照

① 品質の評定は、工事全般を通じて設定するものとする。
② 品質とは、設計図書に示された工事目的物の規格である。
③ 品質管理とは、「土木工事施工管理基準」の試験項目、試験基準及び規格値に基づく全ての段階における品質確保のための管理体系である。なお、当該管理基準によりがたい場合等については、監督職員と協議の上で品質管理を行うものとする。
④ 品質管理項目を設定していない工事は「c」評価とする。

機械設備工事	a	b	c	d	e
	適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で改善指示を行った。	契約書第17条に基づき、監督職員が改造請求を行った。

※上記欄によらず、当該欄で評価

●〔評価対象項目〕
- 材料、部品の品質照合の書類（現物照合）の内容が設計図書の仕様を満足している。
- 設備の機能、性能を、承諾図書の通り確保している。
- 設計図書の仕様を踏まえた詳細設計を行い、承諾図書として提出している。
- 機器の品質、機能及び性能が設計図書を満足して、成績書にまとめられている。
- 溶接管理基準の品質管理項目について規格値を満足している。
- 塗装管理基準の品質管理項目について規格値を満足している。
- 操作制御設備について、操作スイッチや表示灯を承諾図書のとおり配置し、操作性に優れている。
- 操作制御装置の安全装置及び保護装置が承諾図書のとおり機能している。
- 小配管、電気配線、配管が承諾図書のとおり敷設されている。
- 設備の取扱説明書を工夫している。
- 完成図書（取扱説明書）に定期的な点検及び交換を必要とする部品並びに箇所を明示している。
- 機器の配置が点検しやすいよう工夫している。
- 機器の構造や配置が、部品等の交換作業を容易にできるよう工夫している。
- 二次コンクリートの配合試験及び試験練りが実施され、試験成績表にまとめられている。
- バルブ類の平時の状態を示すラベルなどを見やすい状態で表示している。
- 計器類に運転時の許容範囲を見やすく表示している。
- 回転部や高温部等危険箇所に表示又は防護をしている。
- 設備の劣化状況をよく把握して、適切な対策を施していることが確認できる。
- 現地状況を勘案し施工方法等について提案を行うなど、積極的に取り組んでいる。
- その他　〔理由：　　　　　　　　〕

●判断基準
該当項目が90%以上・・・・・・ a
該当項目が80%以上90%未満・・・・ b
該当項目が80%未満・・・・ c

① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。
② 削除項目のある場合は,削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値(　　%)＝該当項目数(　　)／評価対象評価項目数(　　)
④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は「c」評価とする。

考査項目別運用表（土木）

（主任監督員）

考査項目		a	b	c	d	e
	電気設備工事・通信設備工事・受変電設備工事	適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない		
	※上記欄によらず、当該欄で評価	●〔評価対象項目〕 製作着手前に、品質や性能の確保に係る技術検討を実施している。 材料・部品の品質照合の結果が、品質保証書等（現物照合を含む）で確認でき、設計図書の仕様を満足している。 機器の品質、機能及び性能が設計図書を満足して、成績書にまとめられている。 操作スイッチや表示灯が承諾図書のとおり配置され、操作性に優れている。 ケーブル及び配管の接続などの作業が施工計画書に記載された手順に沿って行われ、不具合が無い。 設備の機能及び性能が設計図書の仕様を満足している。 操作制御関係の機能及び性能が仕様を満足しているとともに、必要な安全装置及び保護装置の作動が確認できる。 設備の総合性能が、設計図書の仕様を満足している。 現場条件によって機器（製品）の機能及び性能が確認できない場合において、工場試験などで確認している。 設備全体についての図面や取扱説明書を工夫し作成（修繕（改造・更新含む）の場合は、修正又は更新）している。 完成図書で定期的な点検や交換を要する部品及び箇所を明示している。 機器の構造や配置において、点検や消耗品の取替え作業が容易にできるよう工夫している。 その他　〔理由：　　　　〕 ●判断基準 該当項目が90％以上・・・・・・ a 該当項目が80％以上90％未満・・ b 該当項目が80％未満・・・・ c ① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は,削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値（　　%）＝該当項目数（　　）／評価対象評価項目数（　　） ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は「c」評価とする。			品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で改善指示を行った。	契約書第17条に基づき、監督職員が改造請求を行った。
	維持・修繕工事	a	b	c	d	e
		適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない		
	※上記欄によらず、当該欄で評価	●〔評価対象項目〕 常に緊急的な作業に対応できる体制を整えている。 緊急的な作業に対し、迅速に対応している。 監督職員の指示事項に対し、現地状況を勘案し、施工方法や構造について提案を行うなど、積極的に取り組んでいる。 施工後のメンテナンスに対する提言や修繕リサイクル等を勘案した提案等を行っている。 理由: 理由: 理由: 理由: ●判断基準 該当項目が6項目以上・・・・ a 該当項目が4項目以上・・・・ b 該当項目が3項目以下・・・・ c 注　記載の4項目を必須の評価対象項目とし、この他に適宜項目を追加して評価するものとする。 ただし、評価対象項目は最大8項目とする。			品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で改善指示を行った。	契約書第17条に基づき、監督職員が改造請求を行った。

別紙－1⑧

考査項目別運用表（土木）

（主任監督員）

考査項目	細　別	工　夫　事　項
5. 創意工夫	Ⅰ. 創意工夫	【施工】 □施工に伴う器具、工具、装置等に関する工夫又は設備据付後の試運転調整に関する工夫。 □コンクリート二次製品などの代替材の利用に関する工夫。 □土工、地盤改良、橋梁架設、舗装、コンクリート打設等の施工に関する工夫。 □部材並びに機材等の運搬及び吊り方式などの施工方法に関する工夫。 □設備工事における加工や組立等又は電気工事における配線や配管等に関する工夫。 □給排水工事や衛生設備工事等における配管又はポンプ類の凍結防止、配管のつなぎ等に関する工夫。 □照明などの視界の確保に関する工夫 □仮排水、仮道路、迂回路等の計画的な施工に関する工夫。 □運搬車両、施工機械等に関する工夫。 □支保工、型枠工、足場工、仮桟橋、覆工板、山留め等の仮設工に関する工夫。 □盛土の締固度、杭の施工高さ等の管理に関する工夫。 □施工計画書の作成、写真の管理等に関する工夫。 □出来形又は品質の計測、集計、管理図等に関する工夫。 □施工管理ソフト、土量管理システム等の活用に関する工夫。 □ICT（情報通信技術）を活用した情報化施工を取り入れた工事。 ※本項目は2点の加点とする。 □特殊な工法や材料を用いた工事。 □優れた技術力又は能力として評価する技術を用いた工事。 【新技術活用】 □NETIS登録技術のうち事後評価未実施技術を活用し、活用効果調査表を提出している。 ※本項目は2点の加点とする。 □NETIS登録技術のうち事後評価未実施技術を活用し、発注者による活用効果調査結果の総合評価点が120点以上である。 ※本項目は 2 点の加点とする。 □NETIS登録技術のうち「有用とされる技術」を活用し、活用効果調査表を提出している。 ※本項目は4 点の加点とする。 □NETIS登録技術のうち事後評価未実施技術及び「有用とされる技術」以外の新技術を活用し、発注者による活用効果調査結果の総合評価点が120点以上である。 ※本項目は 4 点の加点とする。 ※新技術の活用に関する上記4 項目での加点は最大4 点とする。 ※評定者は、発注者及び請負者の双方による全ての活用効果調査表を確認した上で加点を行う。 なお、加点対象は請負者側から新技術活用を提案した場合のみとし、発注者が指定し活用した場合は、加点措置を行わないものとする。 ※ここで、「有用とされる技術」とは、推奨技術、準推奨技術、設計比較対象技術、活用促進技術、少実績優良技術をいう。 【品質】 □土工、設備、電気の品質向上に関する工夫。 □コンクリートの材料、打設、養生に関する工夫。 □鉄筋、PCケーブル、コンクリート二次製品等の使用材料に関する工夫。 □配筋、溶接作業等に関する工夫。 【安全衛生】 □建設業労働災害防止協会が定める指針に基づく安全衛生教育を実施している。 ※本項目は2点の加点とする。 □安全を確保するための仮設備等に関する工夫。（落下物、墜落、転落、挟まれ、看板、立入禁止柵、手摺り、足場等） □安全教育、技術向上講習会、安全パトロールに関する工夫。 □現場事務所、労務者宿舎等の空間及び設備等に関する工夫。 □有毒ガス並びに可燃ガスの処理及び粉塵防止並びに作業中の換気等に関する工夫。 □一般車両突入時の被害低減方策又は一般交通の安全確保に関する工夫。 □厳しい作業環境の改善に関する工夫。 □環境保全に関する工夫。 【その他】 □その他〔理由：　〕 □その他〔理由：　〕 □その他〔理由：　〕 □その他〔理由：　〕 □その他〔理由：　〕 □その他〔理由：　〕 □その他〔理由：　〕
	記述評価 （レマークを付した評価内容を詳細記述	評　点　：　　点 【創意工夫の詳細評価】工夫の内容及び具体的内容を記載

※1　特に評価すべき創意工夫を加点評価する。
※2　評価は各項目で1つレ点が付されれば1、2、4点で評価し、最大7点の加点評価とする。
※3　該当する数と重みを勘案して評定する。1項目1点を目安とするが、内容によってはそれ以上の点数を与えてもよい。
※4　上記の考査項目の他に評価に値する企業の工夫があれば、その他に具体の内容を記載して加点する。

別紙－2①

考査項目別運用表（土木）

［記入方法］ 該当する項目の□に「レ」印を記入する。　　　　（ 総 括 監 督 員 ）

考査項目	細 別	a	b	c	d	e
2.施工状況	Ⅱ.工程管理	優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	やや劣っている	劣っている

●評価対象項目

- □隣接する他の工事などとの工程調整に取り組み、遅れを発生させることなく工事を完成させた。
- □地元及び関係機関との調整に取り組み、遅れを発生させることなく工事を完成させた。
- □工程管理を適切に行ったことにより、休日や夜間工事の回避等を行い、地域住民に公共工事に対する好印象を与えた。
- □工程管理に係る積極的な取り組みが見られた。
- □災害復旧工事など特に工期的な制約がある場合において、余裕をもって工事を完成させた。
- □工事施工場所が広範囲に点在している場合において、工程管理を的確に行い、余裕をもって工事を完成させた。
- □その他　〔理由：　　〕

●判断基準

上記該当項目を総合的に判断して、a、b、c、d、e評価を行う。

細 別	a	b	c	d	e
Ⅲ.安全対策	優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	やや劣っている	劣っている

●評価対象項目

- □建設労働災害及び公衆災害の防止に向けた取り組みが顕著であった。
- □安全衛生を確保するための管理体制を整備し、組織的に取り組んだ。
- □安全衛生を確保するため、他の模範となるような活動に積極的に取り組んだ。
- □安全管理に関する技術開発や創意工夫に取り組んだ。
- □安全協議会での活動に積極的に取り組んだ。
- □安全対策に係る取り組みが地域から評価された。
- □その他　〔理由：　　〕

●判断基準

上記該当項目を総合的に判断して、a、b、c、d、e評価を行う。

別紙－2②

考査項目別運用表（土木）

（　総　括　監　督　員　）

考査項目	細　別	対　応　事　項	【事　例】 具体的な施工条件等への対応事例
4. 工事特性	1. 施工条件等への対応	Ⅰ. 構造物の特殊性への対応 □ 1. 対象構造物の高さ、延長、施工(断)面積、施工深度等の規模が特殊な工事 □ 2. 対象構造物の形状が複雑であることなどから、施工条件が特に変化する工事 □ 3. その他　〔理由：　〕 ※上記の対応事項に1つ以上のレ点が付けば4点の加点とする。	（1. について） 切土、盛土の土工量:5万m3以上、護岸・築堤の平均高さ5m以上、浚渫工:10万m3以上、トンネル(NATM):内空断面積:100m2以上 推進工(羽口、泥水加圧):φ2000mm以上、樋管:30m以上、樋門又は水門の扉体面積:50m2以上、砂防ダムの堤高さ:15m以上 海岸堤防、護岸、突堤又は離岸堤の水深:10m以上、地滑り防止工:幅50m以上又は延長80m以上、 橋梁下部工の高さ:15m以上、橋梁上部工の最大支間庁:60m以上 (2. について) ・砂防工事などにおいて、現地合わせに基づいて再設計が必要な工事。 ・鉄道に隣接した橋脚の耐震補強工事又は河道内流水部における橋脚の撤去工事。 ・供用中の道路トンネルの拡幅工事。 (3. について) ・その他、構造物固有の難しさへの対応が特に必要な工事。 ・その他、技術固有の難しさへの対応が必要である工事。 ・地山強度が低い又は土被りが薄いため、FEM解析などによる検討が必要な工事。
		Ⅱ. 都市部の作業環境、社会条件等への対応 □ 4. 地盤の変形、近接構造物、地中埋設物への影響に配慮する工事 □ 5. 周辺環境条件により、作業条件、工程等に大きな影響を受ける工事 □ 6. 周辺住民等に対する騒音・振動を特に配慮する工事 □ 7. 現道上での交通規制に大きく影響する工事 □ 8. 緊急時に対応が特に必要な工事 □ 9. 施工箇所が広範囲にわたる工事 □ 10.その他　〔理由：　〕 ※上記の対応事項に1つ以上レ点が付けば6点の加点とする。	(4. について) ・供用中の鉄道又は道路と交差する橋梁などの工事。 ・市街地等の家屋密集地での、鉄道又は道路をアンダーパスする工事。 ・監視などの結果に基づき、工法の変更を行った工事。 (5. について) ・ガス管、水道管、電話線等の支障物件の移設について、施工工程の管理に特に注意を要した工事。 ・地元調整や環境対策などの制約が特に多い工事。 ・　そのほか、各種制約があり、施工に特に厳しい制限を受けた工事。 (6. について) ・市街地での夜間工事。 ・DID地区での工事。 (7. について) ・日交通量が概ね1万台以上の道路で片側交互通行の交通規制をした工事。 ・供用している自動車専用道路等の路上工事で、交通規制が必要な工事。 ・工事期間中の大半にわたって、交通開放を行うため規制標識の設置撤去を日々行った工事。 (8. について) ・緊急時の作業があり、その作業の全てに対応した工事。 (9.について) ・作業現場が広範囲に分布している工事。 (10.について) ・施工ヤードの広さや高さに制限があり、機械の使用など施工に制約を受けた工事。 ・その他、周辺環境又は社会条件への対応が特に必要な工事
		Ⅲ.厳しい自然・地盤条件への対応 □ 11.特殊な地盤条件への対応が必要な工事 □ 12.雨・雪・風・気温・波浪等の自然条件の影響が大きな工事 □ 13.急峻な地形及び土石流危険渓流内での工事 □ 14.動植物等の自然環境の保全に特に配慮しなければならない工事 □ 15.その他　〔理由：　〕 ※上記の対応事項に1つ以上レ点が付けば4点の加点とする。	(11.について) ・河川内の橋脚工事において地下水位が高く、ウェルポイント工法などによる排水や大規模な山留めなどが必要な工事。 ・支持地盤の形状が複雑なため、深礎杭基礎毎に地質調査を実施するなど支持地盤を確認しながら再設計した工事。 ・施工不可能日が多いことから、施工機械の稼働率や台数などを的確に把握する必要が生じた工事。 (12.について) ・海岸又は河川区域内のため、設計書で計上する以上に波浪等の影響で不稼働日が多く、主に作業船や台船を使用する工事。 ・潜水夫を多用した工事又は波浪や水位変動が大きいため作業構台等を設置した工事。 (13.について) ・急峻な地形のため、作業構台や作業床の設置が制限される工事。もしくは、命綱を使用する必要があった工事(法面工は除く)。 ・斜面上又は急峻な地形直下での工事のため、工事に伴う地滑り防止対策等の安全対策を必要とした工事。 ・土石流危険渓流に指定された区域内における工事。 (14.について) ・イヌワシ等の猛禽類などの貴重な動植物への配慮のため、工程や施工方法に制約を受けた工事。 (15.について) ・その他、自然条件又は地盤条件への対応が必要であった工事。 ・その他、災害等における臨機の措置のうち特に評価すべき事項が認められる工事。
		Ⅳ. 長期工事における安全確保への対応 □ 16.12ヶ月を超える工事で、事故がなく完成した工事（全面一時中止期間は除く） ※ただし、文書注意に至らない事故は除く。 □ 17.その他　〔理由：　〕 ※上記の対応事項に1つ以上レ点が付けば6点の加点とする。	
	評　価	評　点　：　　　　点	

※1 工事特性は、最大20点の加点評価とする。
※2 評価にあたっては、主任監督員等の意見も参考に評価する。

考査項目別運用表（土木）

（ 総 括 監 督 員 ）

考査項目	細　別	a	a'	b	b'	c
6. 社会性等	Ⅰ.地域への貢献等	優れている	bより優れている	やや優れている	cより優れている	他の評価に該当しない

●評価対象項目

- 周辺環境への配慮に積極的に取り組んだ。
- 現場事務所や作業現場の環境を周辺地域の景観に合わせるなど、積極的に周辺地域との調和を図った。
- 定期的に広報紙の配布や現場見学会を実施して、積極的に地域とのコミュニケーションを図った。
- 道路清掃などを積極的に実施し、地域に貢献した。
- 地域が主催するイベントへ積極的に参加し、地域とのコミュニケーションを図った。
- 災害時などにおいて、地域への支援又は行政などによる救援活動への積極的な協力を行った。
- その他　〔理由：　　　　　　　　　　　　〕

●判断基準

上記該当項目を総合的に判断して、a、a'、b、b'、c評価を行う。

別紙－2④

考査項目別運用表（土木）

（　総　括　監　督　員　）

考査項目	法令遵守等の該当項目一覧表
7.法令遵守等	

	措　置　内　容	点　数
	1.指名停止3ヶ月以上	－20点
	2.指名停止2ヶ月以上3ヶ月未満	－15点
	3.指名停止1ヶ月以上2ヶ月未満	－13点
	4.指名停止2週間以上1ヶ月未満	－10点
	5.文書注意	－　8点
	6.口頭注意	－　5点
	7.工事関係者事故または公衆災害が発生したが、当該事故に係る安全管理の措置の不適切な程度が軽微なため、口頭注意以上の処分が行われなかった場合	－　3点
	8.その他　〔理由：　　　　　　〕	－　点
	9. 項目該当なし	減点無し

法令遵守等評定点合計		点

① 本評価項目（7.法令遵守等）で評価する事例は、施工にあたって、工事関係者が下記の適応事例で上表の措置があった場合に適用する。
② 「施工」とは、請負契約書の記載内容（工事名、工期、施工場所等）を履行することに限定する。
③ 「工事関係者」とは、当該現場に従事する現場代理人、監理技術者、主任技術者、品質証明員、請負会社の現場従事職員及び当該工事にあたって下請契約し、それを履行をするために従事する者に限定する。
④ 総合評価落札方式における技術提案が、受注者の責により履行されなかった場合は、8. その他の項目で減ずる措置を行う。

【上記で評価する場合の適応事例】
- 1.入札前に提出した調査資料等などにおいて、虚偽の事実が判明した。
- 2.承諾なしに権利又は義務を第三者に譲渡又は承継した。
- 3.使用人に関する労働条件に問題があり送検された。
- 4.産業廃棄物処理法に違反する不法投棄、砂利採取法に違反する無許可採取等の関係法令に違反する事実が判明した。
- 5.当該工事関係者が贈収賄などにより逮捕又は公訴された。
- 6.一括下請や技術者の専任違反等の建設業法に違反する事実が判明した。
- 7.入国管理法に違反する外国人の不法就労者が判明し、送検された。
- 8.労働基準法に違反する事実が判明し、送検等された。
- 9.監督又は検査の実施を、不当な圧力をかけるなどにより妨げた。
- 10.下請代金を期日以内に支払っていない。不当に下請代金の額を減じているなど下請代金支払遅延等防止法第4条に規定する親事業者の遵守事項に違反する行為がある。
- 11.過積載等の道路交通法違反により、逮捕または送検された。
- 12.受注企業の社員に「指定暴力団」又は「指定暴力団の傘下組織（団体）」に所属する構成員、準構成員、企業舎弟等の暴力団関係者がいることが判明した。
- 13.下請に暴力団関係企業が入っていることが判明した。あるいは「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第9条に記されている砂利、砂、防音シート、軍手等の物品の納入、土木作業員やガードマンの受け入れ、土木作業員用の自動販売機の設置等を行っている事実が判明した。
- 14.安全管理が不適切であったことから死傷者を生じさせた工事関係者事故又は重大な損害を与えた公衆損害事故を起こした。

別紙－３－１

考査項目別運用表（土木）

［記入方法］該当する項目の□に「レ」印を記入する。評価の対象としない項目には「×」印を記入する。　　　（　検　査　員　）

考査項目	細　別	a	b	c	d	e
		優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	やや劣っている	劣っている
2.施工状況	Ⅰ.施工管理	●「評価対象項目」 □契約書18条第1項第1号～5号に基づく設計図書の照査を行っていることが確認できる。 □施工計画書が工事着手前に提出され、所定の項目が記載されていると共に、設計図書の内容及び現場条件を反映したものとなっていることが確認できる。 □工事期間を通じて、施工計画書の記載内容と現場施工方法が一致していることが確認できる。 □現場条件又は計画内容に変更が生じた場合は、その都度当該工事着手前に変更計画書を提出していることが確認できる。 □工事材料の品質に影響が無いよう工事材料を保管していることが確認できる。 □立会確認の手続きを事前に行っていることが確認できる。 □建設副産物の再利用等への取り組みを行っていることが確認できる。 □施工体制台帳及び施工体系図を法令等に沿った内容で的確に整備していることが確認できる。 □下請に対する引き取り(完成)検査を書面で実施していることが確認できる。 □品質証明体制が確立され、品質証明員による関係書類、出来形、品質等の確認を工事全般にわたって行っていることが確認できる。 □工事の関係書類を不足なく簡潔に整理していることが確認できる。 □社内の管理基準に基づき管理していることが確認できる。 □その他　〔理由：　　　〕 ●判断基準 該当項目が90％以上・・・・・・・・・・・a 該当項目が80％以上90％未満・・・・b 該当項目が80％未満・・・・・・・・・c ① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は,削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値(　　%)＝該当項目数(　　)／評価対象評価項目数(　　) ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は「c」評価とする。			□施工管理について、監督職員が文書による改善指示を行った。	□施工管理について、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。

考査項目別運用表（土木）

（　検　査　員　）

考査項目	a	a'	b	b'	c	d	e
3.出来形及び出来ばえ Ⅰ.出来形	出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね50%以内で、下記の「評定対象項目」の4項目以上が該当する。	出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね50%以内で、下記の「評定対象項目」の3項目以上が該当する。	出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね80%以内で、下記の「評定対象項目」の3項目以上が該当する。	出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね80%以内で、下記の「評定対象項目」の2項目以上が該当する。	出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、a～b'に該当しない。	出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。

●［評価対象項目］

- 出来形管理が容易に把握できるよう、出来形管理図及び出来形管理表を工夫していることが確認できる。
- 社内の管理基準に基づき管理していることが確認できる。
- 不可視部分の出来形が写真で確認できる。
- 写真管理基準の管理項目を満足している。
- 出来形管理基準が定められていない工種について、監督職員と協議の上で管理していることが確認できる。
- その他　〔理由：　　　　　　　　　　　　　　〕

※ばらつきの判断は別紙－4参照。

> ①　出来形は、工事全般を通じて評定するものとする。
> ②　出来形とは、設計図書に示された工事目的物の形状及び寸法をいう。
> ③　出来形管理とは、「土木工事施工管理基準」の測定項目、測定基準及び規格値に基づき所定の出来形を確保する管理体系である。
> ④　出来形管理項目を設定していない工事は「c」評価とする。

機械設備工事	a	a'	b	b'	c	d	e
	優れている	bより優れている	やや優れている	cよりやや優れている	他の評価に該当しない	やや劣っている	劣っている
※上記欄によらず、当該欄で評価						出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。

●［評価対象項目］

- 据付に関する出来形管理が容易に把握できるよう、出来形管理図などを工夫していることが確認できる。
- 設備全般にわたり、形状及び寸法の実測値が許容範囲であり、出来形の確認ができる。
- 施工管理基準の撮影記録が撮影基準を満足し、出来形の確認ができる。
- 設計図書で定められていない出来形管理項目について、監督職員と協議の上で管理していることが確認できる。
- 不可視部分の出来形が写真で確認できる。
- 塗装管理基準の塗膜厚管理が適切にまとめられており、出来形の確認ができる。
- 溶接管理基準の出来形管理が適切にまとめられており、出来形の確認ができる。
- 社内の管理基準に基づき管理していることが確認できる。
- 設計図書に定められている予備品に不足がないことを確認できる。
- 分解整備における既設部品等の摩耗、損傷等について、整備前と整備後の老化状況及び回復状況が図表等に記録していることが確認できる。
- その他　〔理由：　　　　　　　　　　　　　　〕

●判断基準

該当項目が90%以上･･････････ a
該当項目が80%以上90%未満････a'
該当項目が70%～80%未満･････b
該当項目が60%以上70%未満････ b'
該当項目が60%未満･･････････c

> ①　当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。
> ②　削除項目のある場合は,削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
> ③　評価値（　　%）＝該当項目数（　　）／評価対象評価項目数（　　）
> ④　なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は「c」評価とする。

別紙－３－３

考査項目別運用表（土木）

（　検　査　員　）

考査項目	工　種	a	a’	b	b’	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ	電気設備工事	優れている	bより優れている	やや優れている	cよりやや優れている	他の評価に該当しない	やや劣っている	劣っている
Ⅰ.出来形	通信設備工事 ・受変電設備 工事 ※上記欄によらず 当該欄で評価	●〔評価対象項目〕 □据付に関する出来形管理が容易に把握できるよう、出来形管理図などを工夫していることが確認できる。 □機器等の測定（試験）結果が、その都度管理図表などに記録され、適切に管理していることが確認できる。 □写真管理基準の管理項目を満足している。 □不可視部分の出来形が写真で確認できる。 □設計図書で定められていない出来形管理項目について、監督職員と協議の上で管理していることが確認できる。 □設備全般にわたり、形状、寸法の実測値が許容範囲内であることが確認できる。 □機器及び材料の据付、固定方法が設計図書又は承諾図書のとおり施工していることが確認できる。 □配管及び配線が設計図書又は承諾図書通り敷設していることが確認できる。 □行先などを表示した名札が、ケーブルなどに分りやすく堅固に取り付けられている。 □配管及び配線の支持間隔や絶縁抵抗等について、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 □社内の管理基準に基づき管理していることが確認できる。 □その他　〔理由：　　　〕 ●判断基準 該当項目が90％以上・・・・・・・・・・ a 該当項目が80％以上90％未満・・・・a’ 該当項目が70％～80％未満・・・・・b 該当項目が60％以上70％未満・・・・ b’ 該当項目が60％未満・・・・・・・・・・c ① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は,削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値（　　%）＝該当項目数（　　）／評価対象評価項目数（　　） ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は「c」評価とする。					□出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	□出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。

別紙－3－4

考査項目別運用表（土木）

（　検　査　員　）

考査項目	工　種	a	a'	b	b'	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ Ⅱ. 品質	コンクリート構造物工事	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する【判断基準参照】 [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] ※ばらつきの判断は別紙－4参照 ●評価対象項目 □コンクリートの配合試験及び試験練りを行っており、コンクリートの品質（強度・w/c、最大骨材粒径、塩化物総量、単位水量、アルカリ骨材反応抑制等）が確認できる。 □コンクリート受け入れ時に必要な試験を実施しており、温度、スランプ、空気量等の測定結果が確認できる。 □圧縮強度試験に使用したコンクリート供試体が、当該現場の供試体であることが確認できる。 □施工条件や気象条件に適した運搬時間、打設時の投入高さ及び締固め方法が、定められた条件を満足していることが確認できる。（寒中及び暑中コンクリート等を含む） □コンクリートの圧縮強度を管理し、必要な強度に達した後に型枠及び支保工の取り外しを行っていることが確認できる。 □コンクリートの打設前に、打継ぎ目処理を適切に行っていることが確認できる。 □鉄筋の品質が、証明書類で確認できる。 □コンクリート打設までにさび、どろ、油等の有害物が鉄筋に付着しないよう管理していることが確認できる。 □鉄筋の組立及び加工が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 □圧接作業にあたり、作業員の技量確認を行っていることが確認できる。 □コンクリートの養生が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 □スペーサーの品質及び個数が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 □有害なクラックが無い。 □その他　〔理由：　〕					□品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	□品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。

① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。
② 削除項目のある場合は,削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値（　　%）＝該当項目数（　　）／評価対象評価項目数（　　）
④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は「c」評価とする。

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		50%以下	80%以下	80%超	
評価値	90%以上	a	a'	b	b
	75%以上～90%未満	a'	b	b'	b'
	60%以上～75%未満	b	b'	c	c
	60%未満	b'	c	c	c

※試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。

考査項目	工　種	a	a'	b	b'	c	d	e
	土工事（切土、盛土、堤防等工事）	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する【判断基準参照】 [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] ※ばらつきの判断は別紙－4参照 ●評価対象項目 □雨水による崩壊が起こらないように、排水対策を実施していることが確認できる。 □段切りを設計図書に基づき行っていることが確認できる。 □置換えのための掘削を行うにあたり、掘削面以下を乱さないように施工していることが確認できる。 □締固めが設計図書に定められた条件を満足していることが確認できる。 □一層あたりのまき出し厚を管理していることが確認できる。 □芝付け及び種子吹付を設計図書に定められた条件で行っていることが確認できる。 □構造物周辺の締固めを設計図書に定められた条件で行っているのを確認できる。 □土羽土の土質が設計図書を満足していることが確認できる。 □CBR試験などの品質管理に必要な試験を行っていることが確認できる。 □法面に有害な亀裂が無い。 □伐開除根作業が設計図書に定められた条件を満足していることが確認できる。 □その他　〔理由：　〕					□品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	□品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。

① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。
② 削除項目のある場合は,削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値（　　%）＝該当項目数（　　）／評価対象評価項目数（　　）
④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は「c」評価とする。

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		50%以下	80%以下	80%超	
評価値	90%以上	a	a'	b	b
	75%以上～90%未満	a'	b	b'	b'
	60%以上～75%未満	b	b'	c	c
	60%未満	b'	c	c	c

※試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。

考査項目別運用表(土木)

（　検　査　員　）

考査項目	工　種	a	a'	b	b'	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ Ⅱ. 品質	護岸・根固・水制工事	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する【判断基準参照】 [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] ※ばらつきの判断は別紙－4参照					品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。

●評価対象項目
- 施工基面を平滑に仕上げていることが確認できる。
- 裏込材及び胴込めコンクリートの締固めを、空隙が生じないよう十分に行っていることが確認できる。
- 緑化ブロック、石積(張)、法枠、かごマット等における材料のかみ合わせ又は連結が、裏込材の吸出しが無いよう行っていることが確認できる。
- 石積(張)工において、大きさ及び重さが設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
- 護岸工の端部や曲線部の処理が適切であり、必要な強度及び水密性を確保していることが確認できる。
- 遮水シートが所定の幅で重ね合わされ、端部処理が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
- 植生工で、植生の種類、品質、配合及び養生が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
- 根固工、水制工、沈床工、捨石工等において、材料の連結及びかみ合わせが設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
- 指定材料の品質が、証明書類で確認できる。
- 基礎工において、掘り過ぎが無く施工していることが確認できる。
- コンクリートブロック等を損傷無く設置していることが確認できる。
- 施工にあたって、床掘箇所の湧水及び滞水等は、排除して施工していることが確認できる。
- 埋戻し材料について、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
- 有害なクラックが無い。
- その他　〔理由：　　　　　　　　　　〕

① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。
② 削除項目のある場合は,削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値(　　%)＝該当項目数(　　)／評価対象評価項目数(　　)
④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は「c」評価とする。

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		50%以下	80%以下	80%超	
評価値	90%以上	a	a'	b	b
	75%以上～90%未満	a'	b	b'	b'
	60%以上～75%未満	b	b'	c	c
	60%未満	b'	c	c	c

※試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目(評価値)だけで評価する。

考査項目	工　種	a	a'	b	b'	c	d	e
	鋼橋工事(RC床版工事はコンクリート構造物に準ずる)	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する【判断基準参照】 [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] ※ばらつきの判断は別紙－4参照					品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。

●評価対象項目

【工場製作関係】
- 鋼材の種別を、品質を証明する書類又は現物により照合していることが確認できる。
- 溶接作業にあたり、作業員の技量確認を行っていることが確認できる。
- 溶接作業にあたり、溶接材料の使用区分が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
- 溶接施工に係る施工計画書を提出していることが確認できる。
- 孔空けによって生じたまくれが削り取られているなど、きめ細やかに製作していることが確認できる。
- 欠陥部の発生が見られないことが確認できる。
- 塗装作業にあたり、塗布面を十分に乾燥させて施工していることが確認できる。
- 素地調整を行う場合、第1種ケレン後4時間以内に金属前処理塗装を実施していることが確認できる。
- 塗料の空缶管理について、写真等で確実に空であることが確認できる。
- 塗料の品質が出荷証明書、塗料成績表により、製造年月日、ロット番号、色彩、数量が確認できる。
- その他　〔理由：　　　　　　　　　　〕

【架設関係】
- ボルトの締付確認が実施され、記録を保管していることが確認できる。
- ボルトの締付機及び測定機器のキャリブレーションを実施していることが確認できる。
- 高力ボルトの締め付けを、中心から外側に向かって行っていることが確認できる。
- 高力ボルトの品質が、証明書類で確認できる。
- 支承の据付で、コンクリート面のチッピング及び仕上げ面に水切勾配がついていることが確認できる。
- 架設にあたって、部材の応力と変形等を十分検討していることが確認できる。
- 架設に用いる仮設備及び架設用機材について、品質、性能が確保できる規模及び強度を有して確認していることが確認できる。
- 現場塗装部のケレン及び膜厚管理を適切に行っていることが確認できる。
- 現場塗装において、温度、湿度、風速等の確認を行っていることが確認できる。
- その他　〔理由：　　　　　　　　　　〕

① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。
② 削除項目のある場合は,削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値(　　%)＝該当項目数(　　)／評価対象評価項目数(　　)
④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は「c」評価とする。

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		50%以下	80%以下	80%超	
評価値	90%以上	a	a'	b	b
	75%以上～90%未満	a'	b	b'	b'
	60%以上～75%未満	b	b'	c	c
	60%未満	b'	c	c	c

※試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は、評価対象項目(評価値)だけで評価する。

別紙－３－６

考査項目別運用表（土木）

（　検　査　員　）

考査項目	工　種	a	a'	b	b'	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ Ⅱ. 品質	砂防構造物工事及び地すべり防止工事（集水井工事を含む）	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する【判断基準参照】 ［関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験］ ※ばらつきの判断は別紙－４参照					品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。

●評価対象項目

【共通】

- コンクリート配合試験及び試験練りを行っており、コンクリートの品質（強度・w/c、最大骨材粒径、塩化物総量、単位水量、アルカリ骨材反応抑制等）が確認できる。
- コンクリート受け入れ時に必要な試験を実施しており、温度、スランプ、空気量等の測定結果が確認できる。
- 圧縮強度試験に使用したコンクリート供試体が、当該現場の供試体であることが確認できる。
- 運搬時間、打設時の投入高さ、締固時のバイブレーターの機種及び養生方法が、施工条件及び気象条件に適しており、定められた条件を満足していることが確認できる。（寒中及び暑中コンクリート等を含む）
- コンクリートの圧縮強度を管理しており、必要な強度に達した後に型枠及び支保工の取り外しを行っている。
- 地山との取り合わせを適切の行っていることが確認できる。
- 鉄筋及び鋼材の品質が、証明書類で確認できる。
- 有害なクラックが無い。
- その他　〔理由：　　　　　　　　　　　　　　　〕

【砂防構造物工事に適用】

- コンクリート打設までさび、どろ、油等の有害物が、鉄筋に付着しないよう管理していることが確認できる。
- 鉄筋の組立及び加工が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
- 施工基面を平滑に仕上げていることが確認できる。
- アンカーの施工が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
- ボルトの締付確認が実施され、記録を保管していることが確認できる。
- ボルトの締付機及び測定機器のキャリブレーションを実施していることが確認できる。
- その他　〔理由：　　　　　　　　　　　　　　　〕

【地すべり対策工事（抑止杭・集水井戸工事を含む】

- アンカーの施工が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
- ライナープレートの組み立てにあたり、偏心と歪みに配慮して施工していることが確認できる。
- ライナープレートと地山との隙間が少なくなるように施工していることが確認できる。
- 集・排水ボーリング工の方向及び角度が、適正となるように施工上の配慮をしていることが確認できる。
- その他　〔理由：　　　　　　　　　　　　　　　〕

① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。
② 削除項目のある場合は,削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値（　　%）＝該当項目数（　　）／評価対象評価項目数（　　）
④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は「c」評価とする。

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		50%以下	80%以下	80%超	
評価値	90%以上	a	a'	b	b
	75%以上～90%未満	a'	b	b'	b'
	60%以上～75%未満	b	b'	c	c
	60%未満	b'	c	c	c

※試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。

別紙－３－７

考査項目別運用表（土木）

（　検　査　員　）

考査項目	工　種	a	a'	b	b'	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ Ⅱ. 品質	舗装工事	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する【判断基準参照】 [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] ※ばらつきの判断は別紙－4参照					品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。

●評価対象項目

【路床・路盤工関係】

- 設計図書に定められた試験方法でCBR値を測定していることが確認できる。
- 路床及び路盤工のプルーフローリングを行っていることが確認できる。
- 路床及び路盤工の密度管理が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
- 路盤の安定処理は材料が均一になるよう施工しているのが確認できる。
- 路盤の施工に先立って、路床面、下層路盤面の浮き石及び有害物を除去してから施工していることが確認できる。
- 路床盛土において、一層の仕上がり厚を20cm以下とし、各層毎に締固めて施工していることが確認できる。
- 路床盛土において、構造物の隣接箇所や狭い箇所における締固めが、タンパ等の小型締固め機械により施工していることが確認できる。
- その他　〔理由：　〕

【アスファルト舗装工関係】

- アスファルト混合物の品質が、配合設計及び試験練りの結果又は事前審査制度の証明書類により確認できる。
- 舗装工の施工あたって、上層路盤面の浮き石などの有害物を除去していることが確認できる。
- プラント出荷時、現場到着時、舗設時等において、アスファルト混合物の温度管理を記録していることが確認できる。
- 舗設後の交通開放が、定められた条件を満足していることが確認できる。
- 各層の継ぎ目の位置が、設計図書に定められた数値以上であることが確認できる。
- 縦継目及び横継目の位置、構造物との接合面の処理等が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
- アスファルト混合物の運搬及び舗設にあたって、気象条件を配慮していることが確認できる。
- 密度管理が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
- その他　〔理由：　〕

【コンクリート舗装工関係】

- コンクリートの配合試験及び試験練りを行っており、コンクリートの品質（強度・w/c、最大骨材粒径、塩化物総量、単位水量、アルカリ骨材反応抑制等）が確認できる。
- 舗装工の施工に先だって、上層路盤面の浮き石等の有害物を除去してから施工していることが確認できる。
- コンクリート受け入れ時に必要な試験を実施しており、温度、スランプ、空気量等の測定結果が確認できる。
- 圧縮強度試験に使用したコンクリート供試体が当該現場の供試体であることが確認できる。
- 運搬時間、打設方法及び養生方法が、施工条件及び気象条件に適しており、設計図書に定められた条件を満足していることが確認できる。
- 材料が分離しないようコンクリートを敷均していることが確認できる。
- チェアー及びタイバーを損傷などが発生しないよう保管していることが確認できる。
- その他　〔理由：　〕

① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。
② 削除項目のある場合は,削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値（　　%）＝該当項目数（　　）／評価対象評価項目数（　　）
④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は「c」評価とする。

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		50%以下	80%以下	80%超	
評価値	90%以上	a	a'	b	b
	75%以上～90%未満	a'	b	b'	b'
	60%以上～75%未満	b	b'	c	c
	60%未満	b'	c	c	c

※試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。

別紙－３－８

考査項目別運用表（土木）

（　検　査　員　）

考査項目	工　種	a	a'	b	b'	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ Ⅱ. 品質	法面工事	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する【判断基準参照】 [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] ※ばらつきの判断は別紙－4参照					品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。

●評価対象項目

【共通】

- 施工基面を平滑に仕上げていることが確認できる。（特に法枠工、コンクリート又はモルタル吹付工関係）
- 施工に関して、品質に害となる施工面の浮き石やゴミ等を除去してから施工していることが確認できる。
- 盛土の施工にあたり、法面の崩壊が起こらないよう締固めを十分行っていることが確認できる。
- 雨水による崩壊が起こらないように、排水対策を実施していることが確認できる。
- その他　〔理由：　　　　〕

【種子吹付工、客土吹付工、植生基材吹付工関係】

- 土壌試験の結果を施工に反映していることが確認できる。
- ネットなどの境界に隙間が生じていないことが確認できる。
- ネットなどが破損を生じていないことが確認できる。
- 吹付厚さが均等であることが確認できる。
- 使用する材料の種類、品質、配合等が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
- 施工時期が定められた条件を満足していることが確認できる。
- その他　〔理由：　　　　〕

【コンクリート又はモルタル吹付工関係】

- 使用する材料の種類、品質、及び配合が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
- 金網の重ね幅が、10cm以上確保されていることが確認できる。
- 金網が破損を生じていないことが確認できる。
- 吸水性の吹付け面において、事前に吸水させてから施工していることが確認できる。
- 吹付け厚さが均等であることが確認できる。
- 吹付け厚さに応じて2層以上に分割して施工していることが確認できる。
- 圧縮強度試験に使用したコンクリートの供試体が、当該現場の供試体であることが確認できる。
- 不良箇所が生じないよう跳ね返り材料の処理を行っていることが確認できる。
- 法肩の吹付けにあたり、地山に沿って巻き込んで施工していることが確認できる。
- その他　〔理由：　　　　〕

【現場打法枠工関係（プレキャスト法枠工含む）】

- 使用する材料の種類、品質及び配合が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
- アンカーを設計図書どおりの長さで施工していることが確認できる。
- 現場養生が、設計図書の仕様を満足するように実施されていることが確認できる。
- 強度試験に使用したコンクリート供試体が当該現場の供試体であることが確認できる。
- 枠内に空隙が無いことが確認できる。
- 層間にはく離が無いことが確認できる。
- 不良箇所が生じないよう跳ね返り材料の処理を行っていることが確認できる。
- その他　〔理由：　　　　〕

① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。
② 削除項目のある場合は,削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値（　　%）＝該当項目数（　　）／評価対象評価項目数（　　）
④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は「c」評価とする。

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		50%以下	80%以下	80%超	
評価値	90%以上	a	a'	b	b
	75%以上～90%未満	a'	b	b'	b'
	60%以上～75%未満	b	b'	c	c
	60%未満	b'	c	c	c

※試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。

別紙－３－９

考査項目別運用表（土木）

（　検　査　員　）

考査項目	工　種	a	a’	b	b’	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ Ⅱ. 品質	基礎工事	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する【判断基準参照】 ［関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験］ ※ばらつきの判断は別紙－4参照					品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。

●評価対象項目

【杭関係（コンクリート・鋼管・鋼管井筒・場所打・深礎等）】

- 杭に損傷及び補修痕が無いことが確認できる。
- 既製杭の打止め管理の方法及び場所打杭の施工管理の方法が整備されており、その記録を整理していることが確認できる。
- 杭頭処理において、杭本体を損傷していないことが確認できる。
- 水平度、鉛直度等が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
- 溶接の品質管理に関して、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
- 支持地盤に達していることが、掘削深さ、掘削土砂等により確認できる。
- 場所打杭について、トレミー管をコンクリート内に2m以上挿入して施工していることが確認できる。
- 掘削深度、排出土砂、孔内水位の変動及び安定液を用いる場合の孔内の安定液濃度並びに比重等が、設計図書を満足していることが確認できる。
- 配筋、スペーサーの配置及びコンクリート打設等が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
- ライナープレートの組み立てにあたり、偏心と歪みに配慮して施工していることが確認できる。
- 裏込材注入の圧力などが施工記録により確認できる。
- 強度確認、セメントミルクの比重管理などの品質管理に係わる事項の管理資料を整理していることが確認できる。
- その他　〔理由：　　　　〕

① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。
② 削除項目のある場合は,削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値（　　%）＝該当項目数（　　）／評価対象評価項目数（　　）
④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は「c」評価とする。

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		50%以下	80%以下	80%超	
評価値	90%以上	a	a’	b	b
	75%以上～90%未満	a’	b	b’	b’
	60%以上～75%未満	b	b’	c	c
	60%未満	b’	c	c	c

※試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。

工　種	a	a’	b	b’	c	d	e
海岸工事	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する【判断基準参照】 ［関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験］ ※ばらつきの判断は別紙－4参照					品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。

●評価対象項目

- コンクリートの圧縮強度を管理し、必要な強度に達した後に型枠及び支保工の取り外しを行っていることが確認できる。
- 運搬、打設、締め固めが、気象条件に適しており、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
- 圧縮強度試験に使用した供試体が当該現場の供試体であることが確認できる。
- コンクリートブロックの転置及び仮置にあたって、強度確認を行っている。
- 転倒や崩壊等が無いようにコンクリートブロックの仮置を行っていることが確認できる。
- 捨石基礎の均し面を平坦に仕上げていることが確認できる。
- 工事期間中、1日1回は潮位観測を実施して記録していることが確認できる。
- 台風などの異常気象に備えて施工前に避難場所の確保及び待避設備の対策を講じていることが確認できる。
- その他　〔理由：　　　　〕

① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。
② 削除項目のある場合は,削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値（　　%）＝該当項目数（　　）／評価対象評価項目数（　　）
④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は「c」評価とする。

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		50%以下	80%以下	80%超	
評価値	90%以上	a	a’	b	b
	75%以上～90%未満	a’	b	b’	b’
	60%以上～75%未満	b	b’	c	c
	60%未満	b’	c	c	c

※試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。

考査項目別運用表（土木）

（　検　査　員　）

考査項目	工　種	a	a'	b	b'	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ Ⅱ. 品質	コンクリート橋上部工事（PC及びRCを対象）	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する【判断基準参照】 [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] ※ばらつきの判断は別紙－4参照					品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。

●評価対象項目

- コンクリートの配合試験及び試験練りを行っており、コンクリートの品質（強度・w/c、最大骨材粒径、塩化物総量、単位水量、アルカリ骨材反応抑制等）が確認できる。
- コンクリート受け入れ時に必要な試験を実施しており、温度、スランプ、空気量等の測定結果が確認できる。
- 圧縮強度試験に使用したコンクリート供試体が、当該現場の供試体であることが確認できる。
- 施工条件や気象条件に適した運搬時間、打設時の投入高さ及び締固め方法が、定められた条件を満足していることが確認できる。（寒中及び暑中コンクリート等を含む）
- コンクリートの圧縮強度を管理して、必要な強度に達した後に型枠及び支保工の取り外しを行っていることが確認できる。
- 鉄筋の品質が、証明書類で確認できる。
- 鉄筋の引張強度及び曲げ強度の試験値が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
- コンクリート打設までにさび、どろ、油等の有害物が鉄筋に付着しないよう管理していることが確認できる。
- 圧接作業にあたり、作業員の技量確認を行っていることが確認できる。
- 鉄筋の組立及び加工が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
- コンクリートの養生が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
- スペーサーの品質及び個数が、設計図書に定められた条件を満足していることが確認できる。
- プレビーム桁のプレフレクション管理が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
- 使用する装置及び機器のキャリブレーッションを事前に実施していることが確認できる。
- PC鋼材の緊張及びグラウト注入管理値が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
- プレストレッシング時のコンクリート圧縮強度が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
- コンクリートの圧縮強度の確認は、構造物と同様な養生条件におかれた供試体を用いていることが確認できる。
- 有害なクラックが無い。
- その他　〔理由：　　　　　　　　　　　　　　〕

① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。
② 削除項目のある場合は,削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値（　　%）＝該当項目数（　　）／評価対象評価項目数（　　）
④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は「c」評価とする。

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		50%以下	80%以下	80%超	
評価値	90%以上	a	a'	b	b
	75%以上～90%未満	a'	b	b'	b'
	60%以上～75%未満	b	b'	c	c
	60%未満	b'	c	c	c

※試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。

別紙－3－11

考査項目別運用表（土木）

（　検　査　員　）

考査項目	工　種	a	a'	b	b'	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ Ⅱ. 品質	塗装工事						品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。

塗装工事

品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する【判断基準参照】
[関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験]
※ばらつきの判断は別紙－4参照

●評価対象項目
- 塗装作業にあたり、塗布面を十分に乾燥させて施工していることが確認できる。
- ケレンを入念に実施していることが確認できる。
- 天候状況の確認、気温及び湿度の測定を行い、塗装作業を行っていることが確認できる。
- 塗料を使用前に攪拌し、容器の塗料を均一な状態にしてから使用していることが確認できる。
- 鋼材表面及び被塗装面の汚れ、油類等を除去し塗装を行っていることが確認できる。
- 塗料の空缶管理について写真等で確実に空であることが確認できる。
- 塗り残し、ながれ、しわ等が無く塗装されていることが確認できる。
- 溶接部、ボルトの接合部分、構造の複雑な部分について、必要な塗膜厚を確保していることが確認できる。
- 塗料の品質が出荷証明書、塗装成績表により、製造年月日、ロット番号、色彩、数量が確認できる。
- その他　〔理由：　　　　　　　　　　　　　　　〕

① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。
② 削除項目のある場合は,削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値(　　%)＝該当項目数(　　)／評価対象評価項目数(　　)
④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は「c」評価とする。

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		50%以下	80%以下	80%超	
評価値	90%以上	a	a'	b	b
	75%以上～90%未満	a'	b	b'	b'
	60%以上～75%未満	b	b'	c	c
	60%未満	b'	c	c	c

※試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。

工　種	a	a'	b	b'	c	d	e
トンネル工事						品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。

トンネル工事

品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する【判断基準参照】
[関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験]
※ばらつきの判断は別紙－4参照

●評価対象項目
- コンクリートの配合試験及び試験練りを行っており、コンクリートの品質（強度・w/c、最大骨材粒径、塩化物総量、単位水量、アルカリ骨材反応抑制等）が確認できる。
- コンクリート受け入れ時に必要な試験を実施しており、温度、スランプ、空気量等の測定結果が確認できる。
- 圧縮強度試験に使用したコンクリートの供試体が、当該現場の供試体であることが確認できる。
- 施工条件や気象条件に適した運搬時間、打設方法及び締固め方法が、定められた条件を満足していることが確認できる。
- 吹付コンクリートの配合及びロックボルトの種別、規格が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
- 設計図書に定められた岩区分（支保工パターン含む）の境界を確認して施工を行っていることが確認できる。
- 坑内観察調査などについて、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
- 計測管理を日々行っており、その結果に基づいた施工を行っていることが確認できる。
- 金網の継ぎ目を15cm以上重ね合わせて施工していることが確認できる。
- 吹付コンクリートの施工にあたって、浮石等を除いた後に、吹付コンクリートの一層の厚さが15cm以下で地山と密着するよう施工していることが確認できる。
- 吹付コンクリートを打継ぎする場合は、吹付完了面を清掃した上、湿潤状態で施工していることが確認できる。
- ロックボルトの定着長が、設計書の使用を満足していることが確認できる。
- 防水工に防水シートを使用する場合は、ロックボルト等の突起物にモルタルや保護マット等で防護対策を行っていることが確認できる。。
- 逆巻きの場合において、側壁コンクリートとアーチコンクリートの打継目が同一線上で施工していないことが確認できる。
- その他　〔理由：　　　　　　　　　　　　　　　〕

① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。
② 削除項目のある場合は,削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値(　　%)＝該当項目数(　　)／評価対象評価項目数(　　)
④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は「c」評価とする。

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		50%以下	80%以下	80%超	
評価値	90%以上	a	a'	b	b
	75%以上～90%未満	a'	b	b'	b'
	60%以上～75%未満	b	b'	c	c
	60%未満	b'	c	c	c

※試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。

別紙－３－１２

考査項目別運用表（土木）

（　検　査　員　）

考査項目	工　種	a	a’	b	b’	c	d	e
3. 出来形 及び 出来ばえ Ⅱ. 品質	植栽工事	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する【判断基準参照】 ［関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験］ ※ばらつきの判断は別紙－４参照					品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。

●評価対象項目

- 活着が促されるよう管理していることが確認できる。
- 樹木などに損傷、はちくずれ等が無いよう保護養生を行っていることが確認できる。
- 樹木等の生育に害のある害虫等がいないことが確認できる。
- 施工完了後、余剰枝の剪定、整形その他必要な手入れを行っていることが確認できる。
- 肥料が直接樹木の根に触れないよう均一に施肥しているのことが確認できる。
- 植生する樹木に応じて、余裕のある植穴を掘り植穴底部を耕していることが確認できる。
- 添木をぐらつきがないよう設置していることが確認できる。
- 樹名板を視認しやすい場所に据付けていることが確認できる。
- その他　〔理由：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　〕

①　当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。
②　削除項目のある場合は,削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③　評価値（　　%）＝該当項目数（　　）／評価対象評価項目数（　　）
④　なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は「c」評価とする。

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		50%以下	80%以下	80%超	
評価値	90%以上	a	a’	b	b
	75%以上～90%未満	a’	b	b’	b’
	60%以上～75%未満	b	b’	c	c
	60%未満	b’	c	c	c

※試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。

考査項目	工　種	a	a’	b	b’	c	d	e
	防護柵（網）・標識・区画線等設置工事	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する【判断基準参照】 ［関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験］ ※ばらつきの判断は別紙－４参照					品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。

●評価対象項目

- 防護柵設置要綱、視線誘導標設置基準、道路標識ハンドブック等の規定を満足していることが確認できる。
- 防護柵等の床堀りの仕上がり面において、地山の乱れや不陸が生じないように施工していることが確認できる。
- 防護柵等の基礎工の施工にあたって、無筋及び鉄筋コンクリートの規定を満足していることが確認できる。
- 防護柵等の支柱の施工にあたって、既設舗装面へ影響が無いように施工していることが確認できる。
- 基礎設置箇所について地盤の地耐力を把握して、施工していることが確認できる。
- 防護柵の支柱の根入長が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
- ガードケーブルを支柱に取り付ける場合、設計図書に定められた所定の張力を与えていることが確認できる。
- ガードケーブルの端末支柱を土中に設置する場合、打設したコンクリートが設計図書で定められた強度以上であることが確認できる。
- ペイント式（常温式）区画線に使用するシンナーの量が、10%以下であることが確認できる。
- 区画線の厚さが見本等で設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
- 区画線施工後の昼間及び夜間の視認性が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
- 区画線の施工にあたって、設置路面の水分、泥、砂じん及びほこりを取り除いて行っていることが確認できる。
- 区画線を消去の場合、表示材（塗料）のみの除去となっており、路面への影響が最小限となっていることが確認できる。
- プライマーの施工にあたって、路面に均等に塗布していることが確認できる。
- 区画線の材料が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
- その他　〔理由：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　〕

①　当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。
②　削除項目のある場合は,削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③　評価値（　　%）＝該当項目数（　　）／評価対象評価項目数（　　）
④　なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は「c」評価とする。

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		50%以下	80%以下	80%超	
評価値	90%以上	a	a’	b	b
	75%以上～90%未満	a’	b	b’	b’
	60%以上～75%未満	b	b’	c	c
	60%未満	b’	c	c	c

※試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。

考査項目別運用表（土木）

（　検　査　員　）

考査項目	工　種	a	a'	b	b'	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ Ⅱ. 品質	電線共同溝工事	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する【判断基準参照】 ［関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験］ ※ばらつきの判断は別紙－4参照					品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。

●評価対象項目
- 指定材料の規格が、品質を証明する書類で確認できる。
- 管路の通過試験を行っており、試験結果から全箇所が導通していることが確認できる。
- プラント出荷時、現場到着時、舗設時等において、アスファルト混合物の温度管理を記録していることが確認できる。
- 特殊部の施工基面の支持力が、均等となるようにかつ不陸が無いように仕上げていることが確認できる。
- 特殊部等の施工において、隣接する各ブロックに目違いによる段差及び蛇行等が無いよう敷設していることが確認できる。
- 埋戻しにおいて、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
- 舗装の復旧等が適時行われ、路面の沈下や不陸が無く平坦性を確保していることが確認できる。
- 管枕及び埋設シートの設置及び土被りが、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
- 管設置において、それぞれの管の最小曲げ半径を満足していることが確認できる。
- その他　〔理由：　　　　　　　　　　　　　　〕

① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。
② 削除項目のある場合は,削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値（　　%）＝該当項目数（　　）／評価対象評価項目数（　　）
④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は「c」評価とする。

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		50%以下	80%以下	80%超	
評価値	90%以上	a	a'	b	b
	75%以上～90%未満	a'	b	b'	b'
	60%以上～75%未満	b	b'	c	c
	60%未満	b'	c	c	c

※試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。

別紙－３－１４

考査項目別運用表（土木）

（　検　査　員　）

考査項目	工　種	a	a’	b	b’	c	d	e
3. 出来形 及び 出来ばえ Ⅱ. 品質	維持工事 (清掃工、除草工 付属物工、除雪、 応急処理等) □	●評価対象項目 □使用する材料の品質・形状等が適切であり、かつ現場において材料確認を適宜・的確に行っていることが確認できる。 □構造物の劣化状況をよく把握して、適切な対策を施していることが確認できる。 □監督職員の指示事項に対して、現地状況を勘案し、施工方法や構造についての提案を行うなど積極的に取り組んでいることが確認できる。 □緊急的な作業において、迅速かつ的確に対応していることが確認できる。 □その他　〔理由：　　　　〕 □その他　〔理由：　　　　〕 □その他　〔理由：　　　　〕 □その他　〔理由：　　　　〕 ●判断基準 ※該当項目が6項目以上・・・a ※該当項目が5項目・・・・・・・a’ ※該当項目が4項目・・・・・・・b ※該当項目が3項目・・・・・・・b’ ※該当項目が2項目以下・・・c 注. 記載の4項目を必須の評価対象項目とし、この他に適宜項目を追加して評価するものとする。 ただし、評価対象項目は最大8項目とする。					□品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	□品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。
	修繕工事 (橋脚補強 耐震補強、 落橋防止等) □	●評価対象項目 □使用する材料の品質・形状等が適切であり、かつ現場において材料確認を適宜・的確に行っていることが確認できる。 □構造物の劣化状況をよく把握して、適切な対策を施していることが確認できる。 □監督職員の指示事項に対して、現地状況を勘案し、施工方法や構造についての提案を行うなど積極的に取り組んでいることが確認できる。 □施工後のメンテナンスに対する提言や修繕サイクル等を勘案した提案等を行っていることが確認できる。 □その他　〔理由：　　　　〕 □その他　〔理由：　　　　〕 □その他　〔理由：　　　　〕 □その他　〔理由：　　　　〕 ●判断基準 ※該当項目が6項目以上・・・a ※該当項目が5項目・・・・・・・a’ ※該当項目が4項目・・・・・・・b ※該当項目が3項目・・・・・・・b’ ※該当項目が2項目以下・・・c 注. 記載の4項目を必須の評価対象項目とし、この他に適宜項目を追加して評価するものとする。 ただし、評価対象項目は最大8項目とする。					□品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	□品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。

別紙－３－15

考査項目別運用表(土木)

(　検　査　員　)

考査項目	工　種	a	a’	b	b’	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ Ⅱ. 品質	機械設備工事	優れている	bより優れている	やや優れている	cより優れている	他の評価に該当しない	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。

●評価対象項目
- 材料、部品の品質照合の書類(現物照合)を整理し品質の確認ができる。
- 設備の機能及び性能が、承諾図書のとおり確保され、品質の確認ができる。
- 設計図書の仕様を踏まえた詳細設計を行い、品質の確認ができる。
- 機器の機能及び性能に係わる成績書が整理され、品質の確認ができる。
- 溶接管理基準の品質管理項目について、品質管理書類を整理し品質の確認ができる。
- 塗装管理基準の品質管理項目について、品質管理書類を整理し品質の確認ができる。
- 操作制御設備について、操作スィッチや表示灯が承諾図書のとおり配置され、操作性にすぐれていることが確認できる。
- 操作制御設備の安全装置及び保護装置の機能・性能確認試験について、試験書類を整理し品質の確認ができる。
- 小配管、電気配線、配管が承諾図書のとおり敷設していることが確認できる。
- 設備の取扱説明書を工夫していることが確認できる。
- 部品等の点検及び交換方法について、完成図書(取扱説明書)にまとめていることが確認できる。
- 機器の配置が点検しやすいよう工夫していることが確認できる。
- 機器の構造や配置について、交換頻度の高い部品等の交換作業を容易にできるよう工夫していることが確認できる。
- 二次コンクリートの配合試験及び試験練りを実施し、試験成績表にまとめていることが確認できる。
- バルブ類の平時の状態を示すラベルなどを見やすい状態で表示していることが確認できる。
- 計器類に運転時の適用範囲を見やすく表示していることが確認できる。
- 回転部や高温部等の危険箇所に表示又は防護をしていることが確認できる。
- 設備の劣化状況をよく把握して、適切な対策を施していることが確認できる。
- 現地状況を勘案し、施工方法等についての提案を行うなど積極的に取り組んでいることが確認できる。
- その他　〔理由：　　　　　　　　　　　　　　〕

●判断基準
- ※評価値が90%以上・・・・・・・・・・・・・a
- ※評価値が80%以上90%以下・・・a’
- ※評価値が70%以上80%未満・・・b
- ※評価値が60%以上70%未満・・・b’
- ※評価値が60%未満・・・・・・・・・・・・c

① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。
② 削除項目のある場合は,削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値(　　%)＝該当項目数(　　)／評価対象評価項目数(　　)
④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は「c」評価とする。

工　種	a	a’	b	b’	c	d	e
電気設備工事	優れている	bより優れている	やや優れている	cより優れている	他の評価に該当しない	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。

●評価項目
- 製作着手前に、品質や性能の確保に係る技術検討を実施していることが確認できる。
- 材料・部品の品質照合の結果が品質証明書等(現物照合を含む)で確認でき、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
- 機器の品質、機能及び性能が設計図書を満足して、成績書にまとめられていることが確認できる。
- 操作スィッチや表示灯が承諾図書のとおり配置され、操作性にすぐれていることが確認できる。
- ケーブル及び配管の接続などの作業が、施工計画書に記載された手順に沿って行われ、不具合が無いことが確認できる。
- 設備の機能及び性能が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
- 操作制御関係の機能及び性能が、設計図書の仕様を満足しているとともに、必要な安全装置及び保護装置の作動が確認できる。
- 設備の総合性能が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
- 現場条件によって機器(製品)の機能及び性能が確認できない場合において、工場試験などで確認していることが確認できる。
- 設備全体についての図面や取扱説明書を工夫し作成(修繕(改造・更新含む)の場合は、修正又は更新)していることが確認できる。
- 完成図書で定期的な点検や交換を要する部品及び箇所を明示していることが確認できる。
- 機器の構造や配置において、点検や消耗品の取替え作業が容易にできるよう工夫していることが確認できる。
- その他　〔理由：　　　　　　　　　　　　　　〕

●判断基準
- ※評価値が90%以上・・・・・・・・・・・・・a
- ※評価値が80%以上90%以下・・・a’
- ※評価値が70%以上80%未満・・・b
- ※評価値が60%以上70%未満・・・b’
- ※評価値が60%未満・・・・・・・・・・・・c

① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。
② 削除項目のある場合は,削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値(　　%)＝該当項目数(　　)／評価対象評価項目数(　　)
④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は「c」評価とする。

考査項目別運用表（土木）

（　検　　査　　員　）

考査項目	工　種	a	a’	b	b’	c	d	e
3. 出来形 及び 出来ばえ Ⅱ. 品質	通信設備工事 ・受変電設備 工事	優れている	bより優れている	やや優れている	cより優れている	他の評価に該当しない	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。

●評価対象項目

- 設計書に定められている品質管理を実施していることが確認できる。
- 材料及び構成部品の品質及び形状について、設計図書等と適合が確認できる証明書等を整備していることが確認できる。
- 材料の品質照合結果が、品質保証書等（現物照合を含む）で確認でき、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
- 設備、機器の品質、機能及び性能が成績等で確認でき、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
- ケーブル及び配管の接続などの作業が、施工計画書に記載された手順に沿って行われ、不具合が無いことが確認できる。
- 設備全体としての運転性能が所定の能力を満足していることが確認できる。
- 完成図書において、設備の機能並びに性能及び操作方法が容易に判断できる資料を整備していることが確認できる。
- 完成図書において、単体品の製造年月日及び製造者が判別できる資料を整備していることが確認できる。
- 設備全体及び各機器において、設計図書に規定した品質及び性能を工場試験記録により確認できる。
- 設備全体についての図面や取扱説明書を工夫していることが確認できる。
- 完成図書で定期的な点検や交換を要する部品及び箇所を明示していることが確認できる。
- 機器の構造や配置において、点検や消耗品の取替え作業が容易にできるよう工夫していることが確認できる。
- その他　〔理由：　　　　　　　　　　〕

●判断基準

※評価値が90％以上・・・・・・・・・・・・・a
※評価値が80％以上90％以下・・・a’
※評価値が70％以上80％未満・・・b
※評価値が60％以上70％未満・・・b’
※評価値が60％未満・・・・・・・・・・・・c

① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。
② 削除項目のある場合は,削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値（　　%）＝該当項目数（　　）／評価対象評価項目数（　　）
④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は「c」評価とする。

工　種	a	a’	b	b’	c	d	e
建築工事						品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。

●評価対象項目

- 材料・製品の品質が、製作図等により確認でき、設計図書を満足していることが確認できる。
- 施工の各段階における完了時の試験及び記録の方法が、適切であることが確認できる。
- 材料の品質確認記録の内容が、適切であることが確認できる。
- 品質の確認結果が、分りやすく整理されていることが確認できる。
- 施工の品質が適切であり、設計図書を満足していることが確認できる。
- 建具、ユニット等の性能及び機能に関する確認方法が適切であり、記録の内容が設計図書を満足していることが確認できる。
- 躯体工事における施工の品質が、施工記録等により確認でき、良好であることが確認できる。
- 内外仕上げ工事における施工の品質が、施工記録等により確認でき、良好であることが確認できる。
- その他の工事（躯体・内外仕上げを除く）における施工の品質が、施工記録等により確認でき、良好であることが確認できる。
- 不可視部分の品質が、工事写真、施工記録により確認できる。
- 中間検査や既済検査での工夫や良好な施工の品質が、継続して確認できる。
- その他　〔理由：　　　　　　　　　　〕

●判断基準

※評価値が90％以上・・・・・・・・・・・・・a
※評価値が80％以上90％以下・・・a’
※評価値が70％以上80％未満・・・b
※評価値が60％以上70％未満・・・b’
※評価値が60％未満・・・・・・・・・・・・c

① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。
② 削除項目のある場合は,削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値（　　%）＝該当項目数（　　）／評価対象評価項目数（　　）
④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は「c」評価とする。

別紙－３－17

考査項目別運用表（土木）

（　検　査　員　）

考査項目	工　種	a	a'	b	b'	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ Ⅱ. 品質	港湾築造工事（浚渫、海岸築造工事を含む）	●評価対象項目 □仕様書等で定められている品質管理が実施されている。 □材料の品質及び形状が設計図書等との適切性確認ができ証明書が整備されている。 □濁り防止等環境保全に十分注意して施工していることが確認できる。 □床掘工の施工上の注意事項（仕様書等による。）が守られている。 □汚泥を巻き込まないよう置換材を投入していることが確認できる･ □サンド、砕石ドレーンが連続した一様な形状に施工され、記録により確認できる。 □ペーパードレーンが計画深度まで破損なく正常に形成され、記録により確認できる。 □サンドコンパクションパイルが連続した一様な形状に施工され、記録により確認できる。 □ロッドコンパクションの打込み記録から一様な品質の施工が確認できる。 □深層混合処理の打込記録から、仕様書に定められている事項が確認できる。 □マットが破損なく施工され、記録により確認できる。 □捨石、被覆及び根固め石がゆるみのないよう堅固に施工され、記録により確認できる。 □裏込めが既設構造物及び防砂目地版の破損に注意して施工され、記録により確認できる。 □鋼材の数量照合がミルシート等（現物照合を含む）で確認できる。 □杭及び矢板に損傷及び補修痕がない。 □杭及び矢板の打止めの施工管理方法等が整備され、かつ記録が確認できる。 □控工の施工上の注意事項（仕様書等による）が守られている。 □ケーソンの進水、仮置、曳航及び回航の施工上の注意事項（仕様書等による）が守られている。 □ケーソンの据付及び中詰の施工上の注意事項（仕様書等による）が守られている。 □コンクリートブロック据付の施工上の注意事項（仕様書等による）が守られている。 □付属工の施工上の注意事項（仕様書等による）が守られている。 □溶接及び切断の品質管理に関して仕様書に定められた事項が確認できる。 □その他　〔理由：　〕 □その他　〔理由：　〕 □その他　〔理由：　〕 ●判断基準 ※評価値が90％以上･････････････a ※評価値が80％以上90％以下･･･a' ※評価値が70％以上80％未満･･･b ※評価値が60％以上70％未満･･･b' ※評価値が60％未満･････････････c ① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は,削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値（　%）＝該当項目数（　）／評価対象評価項目数（　） ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は「c」評価とする。					□品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	□品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。

別紙－3－18

考査項目別運用表(土木)

(　検　査　員　)

考査項目	工　種	a	a'	b	b'	c	d	e
3. 出来形 及び 出来ばえ Ⅱ. 品質	交通安全施設 (歩道)工事	●評価対象項目 路盤施工に先立ちCBR値測定等、適正な設計の基礎資料収集を実施している。 構造物の施工基面が平滑に仕上げられている。 構造物の布設方法が適切であることが確認できる。(機械・人力) 路盤材の敷き均し及び締固めを適切な条件・方法で施工している。 設計図書に基づく混合物の配合設計及び試験練りが実施され、適切な規格が確認できる。 混合物の敷き均し及び締固めを適切な条件・方法で施工している。 路盤材及び舗装の強度・アスファルト量等、各種試験が実施され、基準値に適合している。 その他　〔理由：　〕 その他　〔理由：　〕 その他　〔理由：　〕 ●判断基準 ※評価値が90%以上・・・・・・・・・・・・・a ※評価値が80%以上90%以下・・・a' ※評価値が70%以上80%未満・・・b ※評価値が60%以上70%未満・・・b' ※評価値が60%未満・・・・・・・・・・・・c ① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は,削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値(　%)＝該当項目数(　)／評価対象評価項目数(　) ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は「c」評価とする。					品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。
	地盤改良工事	a	a'	b	b'	c	d	e
		●評価対象項目 仕様書等で定められている品質管理が実施されている。 材料の品質及び形状が設計図書等との適切性確認ができ証明書が整備されている。 安定シートの施工が隙間無く敷設されているのが記録により確認できる。 改良材のバッチ管理記録が整理され、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 セメントミルクの比重、スラリー噴出量、強度等の管理資料を整理していることが確認できる。 事前に土質試験を実施し、改良材の選定、必要添加量の設定等を行っていることが確認できる。 施工箇所が均一に改良されているとともに、十分な強度及び支持力を確保していることが確認できる。 サンドマット工の砂のまき出しが均等に行われていることが記録、写真等により確認できる。 サンド・砕石ドレーンが連続した一様な形状に施工され、記録により確認できる。 ペーパードレーンが計画深度まで破損無く正常に形成され、記録により確認できる。 サンドコンパクションパイルが連続した一様な形状に施工され、記録により確認できる。 ロッドコンパクションの打込み記録から一様な品質の施工が確認できる。 深層混合処理の打込み記録から、仕様書に定められている事項が確認できる。 マットの破損がなく施工され、記録により確認できる。 その他　〔理由：　〕 その他　〔理由：　〕 その他　〔理由：　〕 その他　〔理由：　〕 ●判断基準 ※評価値が90%以上・・・・・・・・・・・・・a ※評価値が80%以上90%以下・・・a' ※評価値が70%以上80%未満・・・b ※評価値が60%以上70%未満・・・b' ※評価値が60%未満・・・・・・・・・・・・c ① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は,削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値(　%)＝該当項目数(　)／評価対象評価項目数(　) ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は「c」評価とする。					品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。

考査項目別運用表(土木)

（　検　査　員　）

考査項目	工種	a	a'	b	b'	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ Ⅱ. 品質	二次製品構造物	●評価対象項目 【共通】 仕様書で定められている品質管理が実施されている。 材料の品質規定証明書が整備されている。 JIS規格外品について、仕様書で規定する規格、品質を満足している。 基礎地盤の成形、清掃、湧水処理等が適切に実施されていることが確認できる。 二次製品の保管、吊り込み、据付等に十分注意を払っていることが確認できる。 土留め、ウェルポイント等の仮設が設計図書に基づき適切に施工・管理されていることが確認できる。 【擁壁類(補強土擁壁は除く)】 胴込コンクリート、裏込材の充填が十分で空隙が生じていない。 基礎コンクリート及び天端等の調整コンクリートにクラック等の欠陥が無い。 材料の連結または、かみ合わせが適切である。 端部における地山とのすり付けが適切である。 丁張りを2重、3重に設けるなど、法勾配、裏込材の厚さの確保のため細心の注意を払っている。 コンクリート板擁壁工の施工に当たり、ソイルコンクリートの配合、練り混ぜ、打ち込み、締固め及び養生が適切に行われている。 【用排水施設】 位置、方向、高さ、勾配等について前後の施設又は地形になじみよく施工されている。 不同沈下防止に配慮して、基礎地盤の締固めが特に念入りに行われている。 呑口、吐口、集水桝等の取付コンクリートにクラック等の欠陥がない。 施設の流末は浸食、滞留等が生じないように処理されている。 不同沈下の発生が無く、基礎コンクリートの亀裂や継ぎ目部からの漏水も見られない。 継ぎ目部の目地モルタルが適切に施工されている。 製品周辺の盛土、埋戻土の施工にあたり、巻出し、転圧が適切に施工されている。 製品の継ぎ目部には、隙間、ズレが無く、適切に施工されている。 その他　〔理由：　〕 ●判断基準 ※評価値が90%以上・・・・・・・・・・・・・a ※評価値が80%以上90%以下・・・a' ※評価値が70%以上80%未満・・・b ※評価値が60%以上70%未満・・・b' ※評価値が60%未満・・・・・・・・・・・・c ① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は,削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値(　%)＝該当項目数(　)／評価対象評価項目数(　) ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は「c」評価とする。					品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。
	補強土壁工事	a	a'	b	b'	c	d	e
		●評価対象項目 盛土材の材質が適切である。 盛土の締固めを適切な条件(人力・機械別、巻き出し厚、敷き均し、転圧作業等)で施工されている。 プレキャスト製品・材料等の品質が工場管理資料により的確に確認できる。 現場条件に応じた排水対策が施工時を含め適切に講じられている。 盛土の締固め管理(密度等)が適切に行われていることが確認できる。 その他　〔理由：　〕 その他　〔理由：　〕 その他　〔理由：　〕 ●判断基準 ※評価値が90%以上・・・・・・・・・・・・・a ※評価値が80%以上90%以下・・・a' ※評価値が70%以上80%未満・・・b ※評価値が60%以上70%未満・・・b' ※評価値が60%未満・・・・・・・・・・・・c ① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は,削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値(　%)＝該当項目数(　)／評価対象評価項目数(　) ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は「c」評価とする。					品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。

考査項目別運用表(土木)

(検 査 員)

考査項目	工 種	a	a'	b	b'	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ Ⅱ. 品質	取壊し工事	●評価対象項目 □分別、再資源化を適切に実施している。 □施工計画書に定められた計画により管理されている。 □廃棄物の処理が適切である。 □請負者の管理記録が整備されている。 □不可視部分の写真記録が適正である。 □その他 〔理由： 〕 □その他 〔理由： 〕 □その他 〔理由： 〕 ●判断基準 ※評価値が90%以上・・・・・・・・・・・・・a ※評価値が80%以上90%以下・・・a' ※評価値が70%以上80%未満・・・b ※評価値が60%以上70%未満・・・b' ※評価値が60%未満・・・・・・・・・・・・c ① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は,削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値(%)＝該当項目数( )／評価対象評価項目数( ) ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は「c」評価とする。					□品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	□品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。
	共同溝シールド工事	●評価対象項目 □作業残土の処理が、資料により確実に実施されているか確認できる。 □裏込め注入について、注入量・注入圧力の管理・記録が適切に行われている。 □シールド設備工(坑内外)については、的確に実施されている。 □セグメントの品質が、工場管理資料により的確に確認できる。 □シールド機については、当現場条件を的確に反映し製作されている。 □その他 〔理由： 〕 □その他 〔理由： 〕 □その他 〔理由： 〕 □その他 〔理由： 〕 □その他 〔理由： 〕 ●判断基準 ※評価値が90%以上・・・・・・・・・・・・・a ※評価値が80%以上90%以下・・・a' ※評価値が70%以上80%未満・・・b ※評価値が60%以上70%未満・・・b' ※評価値が60%未満・・・・・・・・・・・・c ① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は,削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値(%)＝該当項目数( )／評価対象評価項目数( ) ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は「c」評価とする。					□品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	□品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。

別紙－3－21

考査項目別運用表(土木)

（　検　査　員　）

考査項目	工　種	a	a'	b	b'	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ Ⅱ. 品質	下水道工事	(see below)					□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。

●評価対象項目

【共通】

- □ マンホール用品の規格・品質がミルシートで確認できる。
- □ 管渠の規格・品質がミルシートで確認できる。
- □ 設計図書に基づくコンクリートの配合試験及び試験練りが行われており、適切なコンクリートの規格(強度・w/c・最大骨材粒径・塩化物総量等)が確認できる。
- □ コンクリート打設時の必要な供試体を採取し、強度・スランプ・空気量等が確認できる。
- □ コンクリート供試体が当該現場の供試体であることが確認できる。
- □ 施工条件及び気象条件に適した運搬時間、打設時の投入高さ、締固時のバイブレーターの機種、養生方法等、適切に行っている。(寒中及び暑中コンクリート等を含む)
- □ 土質条件にあったマシーン設備で施工が適切に行われていることが確認できる。

【開削工】

- □ 開削管渠及びマンホール周辺の埋戻が適切に行われ、沈下、空隙が生じていない。
- □ 埋戻は一層の厚さ30cm以下で十分な締固が確認できる。
- □ 混合物の温度管理が、プラント出荷時・現場到着時・舗設時等で整理・記録されている。
- □ 管渠の接合は泥土、ゴミ等の付着物を清掃し、接合状況が良好であることが確認できる。

【推進工】

- □ 測量及び観測結果を毎日整理し、それに基づいた施工が行われていることが確認できる。
- □ 常に切り羽及び地表面の状況を観測して施工されていることが確認できる。
- □ 推進作業(日進量、送・排泥量及び蛇行等)がデータで確認できる。
- □ 地盤改良の施工管理状況がデータで確認できる。

【シールド工】

- □ セグメントの規格・品質がミルシートで確認できる。
- □ 溶接作業に当たり、作業員の技量確認を行っている。
- □ 二次コンクリート打設時前に、セグメントの損傷箇所、漏水箇所の補修が適切に行われていることが確認できる。
- □ 二次コンクリート打設前に、付着物除去のための十分な水洗清掃を行っていることが確認できる。
- □ 常に切り羽及び地表面の状態を観測して施工されていることが確認できる。
- □ シールド推進作業等がデータで確認できる。
- □ 裏込注入状況がデータで確認できる。
- □ 地盤改良の施工管理状況がデータで確認できる。

- □ その他　〔理由：　　　　〕
- □ その他　〔理由：　　　　〕
- □ その他　〔理由：　　　　〕
- □ その他　〔理由：　　　　〕

●判断基準

※評価値が90%以上・・・・・・・・・・・・a
※評価値が80%以上90%以下・・・a'
※評価値が70%以上80%未満・・・b
※評価値が60%以上70%未満・・・b'
※評価値が60%未満・・・・・・・・・・・・c

① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。
② 削除項目のある場合は,削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値(　　%)＝該当項目数(　　)／評価対象評価項目数(　　)
④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は「c」評価とする。

考査項目別運用表(土木)

（　検　査　員　）

考査項目	工　種	a	a’	b	b’	c	d	e
3. 出来形 及び 出来ばえ Ⅱ. 品質	管水路工事	●評価対象項目 □仕様書等で定められている品質管理が実施されている。 □材料の品質規定証明書が整理されている。 □中心線の通りがよい。 □仕様書で示す条件により締固が実施されている。 □管の両端が均等に埋め戻されていることが確認できる。 □地盤面、基盤面に不陸が生じていないことが確認できる。 □管の吊り込み、据付の際に常に十分な注意を払っていることが確認できる。 □管からの漏水がない。 □クラックがない。 □コンクリート構造物にきめ細やかな施工が窺える。 □その他　〔理由：　〕 □その他　〔理由：　〕 ●判断基準 ※評価値が90%以上・・・・・・・・・・・・・a ※評価値が80%以上90%以下・・・a’ ※評価値が70%以上80%未満・・・b ※評価値が60%以上70%未満・・・b’ ※評価値が60%未満・・・・・・・・・・・・c ① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は,削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値(　%)＝該当項目数(　)／評価対象評価項目数(　) ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は「c」評価とする。					□品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	□品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。
	電線共同溝工事 (管路布設工事)	●評価対象項目 □床付け面の地耐力が資料により確認できる。 □床付け面の目視及び平坦性が資料により確認できる。 □管路の形状及び外観を目視及び打音により的確に実施されていることが資料により確認できる。 □管路(上記以外)の品質が、工場管理資料により的確に確認できる。 □管路の導通試験を実施しているか確認できる。 □その他　〔理由：　〕 □その他　〔理由：　〕 □その他　〔理由：　〕 □その他　〔理由：　〕 □その他　〔理由：　〕 ●判断基準 ※評価値が90%以上・・・・・・・・・・・・・a ※評価値が80%以上90%以下・・・a’ ※評価値が70%以上80%未満・・・b ※評価値が60%以上70%未満・・・b’ ※評価値が60%未満・・・・・・・・・・・・c ① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は,削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値(　%)＝該当項目数(　)／評価対象評価項目数(　) ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は「c」評価とする。					□品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	□品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。

別紙－3－23

考査項目別運用表(土木)

(検 査 員)

考査項目	工 種	a	a'	b	b'	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ Ⅱ. 品質	仮設工事	●評価対象項目 □仮設材にそり、ゆがみ、傷がない。 □仮設材の組立・設置が確実になされ、かつ点検も行われている。 □周辺環境(騒音・振動・地盤変動等)に配慮した施工方法で実施している。 □施工記録等により設計・条件に適合した根入れ深さで施工されていることが確認できる。 □排水を考慮し、良好な床付け面を確保している。 □その他 〔理由: 〕 □その他 〔理由: 〕 □その他 〔理由: 〕 ●判断基準 ※評価値が90%以上・・・・・・・・・・・・・a ※評価値が80%以上90%以下・・・a' ※評価値が70%以上80%未満・・・b ※評価値が60%以上70%未満・・・b' ※評価値が60%未満・・・・・・・・・・・・c ① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は,削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値(%)＝該当項目数( )／評価対象評価項目数( ) ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は「c」評価とする。					□品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	□品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。

考査項目	工 種		a	a'	b	b'	c	d	e
	上記以外の工事 (情報ボックス、浚渫工等) 又は合併工事	〈A〉	すぐれている	bより優れている	やや優れている	cより優れている	他の評価に該当しない	□品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	□品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。
		〈B〉	□品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。〈判断基準参照〉 [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] ※ばらつきの判断は別紙-4参照						
			●評価対象項目 □その他 〔理由: 〕 □その他 〔理由: 〕 □その他 〔理由: 〕 □その他 〔理由: 〕 □その他 〔理由: 〕 □その他 〔理由: 〕 □その他 〔理由: 〕 □その他 〔理由: 〕						

●判断指標

＜A＞対象工事がばらつきによる評価が不適切な工事
ex) 浚渫、取り壊し工等

※評価値が90%以上・・・・・・・・・・・・・a
※評価値が80%以上90%以下・・・a'
※評価値が70%以上80%未満・・・b
※評価値が60%以上70%未満・・・b'
※評価値が60%未満・・・・・・・・・・・・c
なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は「c」評価とする。

＜B＞対象工事がばらつきによる評価が適切な工事

① 削除項目のある場合は,削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
② 評価値(%)＝該当項目数( )／評価対象評価項目数( )
③ 評価対象項目数が2項目以下の場合は「c」評価とする。

		ばらつきで判断可能		
		50%以下	80%以下	80%超
評価値	90%以上	a	a'	b
	75%以上～90%未満	a'	b	b'
	60%以上～75%未満	b	b'	c
	60%未満	b'	c	c

別紙－3－24

考査項目別運用表(土木)

（　検　査　員　）

考 査 項 目	工　　　種	a 優れている	b やや優れている	c 他の評価に該当しない	d 劣っている
3.出来形及び 出来ばえ Ⅲ.出来ばえ	コンクリート構造物工事 砂防構造物工事 海岸工事 トンネル工事	コンクリート構造物の表面状態が良い。 コンクリート構造物の通りが良い。 天端仕上げ、端部仕上げ等が良い。 クラックがない。 漏水が無い。 全体的な美観が良い		※該当5項目程度以上・・・a 該当4項目程度・・・・・・・b 該当3項目程度・・・・・・・c 該当2項目程度以下・・・d	
	土　工　事 (盛土・築堤工事等)	仕上げが良い。 通りが良い。 天端及び端部の仕上げが良い。 構造物へのすりつけなどが良い。 全体的な美観が良い。		※該当4項目程度以上・・・a 該当3項目程度・・・・・・・b 該当2項目程度・・・・・・・c 該当1項目程度以下・・・d	
	切土工事	規定された勾配が確保されている。 施工にあたって、法面の浮き石が除去されているなど、適切に施工されている。 法面勾配の変化部について、干渉部を設けるなど適切に施工されている。 滞水などのよる施工面の損傷が発生しないよう処理が行われている。 関係構造物との取り合いが設計図書を満足するよう施工されている。 全体的な美観が良い。		※該当5項目程度以上・・・a 該当4項目程度・・・・・・・b 該当3項目程度・・・・・・・c 該当2項目程度以下・・・d	
	護岸・根固・水制工事	通りがよい。 材料のかみ合わせがよく、クラックが無い。 天端及び端部の仕上げが良い。 既設構造物とのすりつけが良い。 全体的な美観が良い。		※該当4項目程度以上・・・a 該当3項目程度・・・・・・・b 該当2項目程度・・・・・・・c 該当1項目程度以下・・・d	
	鋼橋工事	表面に補修箇所が無い。 部材表面に傷、錆が無い。 溶接に均一性がある。 塗装に均一性がある。 全体的な美観が良い。		※該当4項目程度以上・・・a 該当3項目程度・・・・・・・b 該当2項目程度・・・・・・・c 該当1項目程度以下・・・d	
	地すべり防止工事	地山との取り合いが良い。 天端、端部の仕上げが良い。 施工管理記録等から不可視部分の出来ばえの良さが伺える。 全体的な美観が良い。		※該当3項目程度以上・・・a 該当2項目程度・・・・・・・b 該当1項目程度・・・・・・・c 該当項目なし・・・・・・・・・d	
	舗装工事	舗装の平坦性が良い。 構造物の通りが良い。 端部処理が良い。 構造物へのすりつけ等が良い。 雨水処理が良い。 全体的な美観が良い。		※該当5項目程度以上・・・a 該当4項目程度・・・・・・・b 該当3項目程度・・・・・・・c 該当2項目程度以下・・・d	
	法面工事	通りが良い。 植生、吹付等の状態が均一である。 端部処理が良い。 全体的な美観が良い。		※該当3項目程度以上・・・a 該当2項目程度・・・・・・・b 該当1項目程度・・・・・・・c 該当項目なし・・・・・・・・・d	

別紙－3－25

考査項目別運用表（土木）

（ 検 査 員 ）

考査項目	工種	a 優れている	b やや優れている	c 他の評価に該当しない	d 劣っている
3.出来形及び出来ばえ Ⅲ.出来ばえ	基礎工事	土工関係の仕上げが良い。 通りが良い。 端部、天端の仕上げが良い。 施工管理記録等などから不可視部分の出来ばえの良さが伺える。		※該当3項目程度以上・・・a 該当2項目程度・・・・・・・b 該当1項目程度・・・・・・・c 該当項目なし・・・・・・・・・d	
	コンクリート橋上部工事	コンクリート構造物の表面状態が良い。 コンクリート構造物の通りが良い。 天端及び端部の仕上げが良い。 支承部の仕上げが良い。 クラックが無い。 全体的な美観が良い。		※該当6項目程度以上・・・a 該当4項目程度・・・・・・・b 該当3項目程度・・・・・・・c 該当2項目程度以下・・・d	
	塗装工事 （工場塗装を除く）	塗装の均一性が良い。 細部まできめ細かな施工がされている。 補修箇所が無い。 ケレンの施工状況が良好である。 全体的な美観が良い。		※該当4項目程度以上・・・a 該当3項目程度・・・・・・・b 該当2項目程度・・・・・・・c 該当1項目程度以下・・・d	
	植栽工事	樹木の活着状況が良い。 支柱の取り付けがきめ細かく施工されている。 支柱の取り付けが堅固である。 全体的な美観が良い。		※該当3項目程度以上・・・a 該当2項目程度・・・・・・・b 該当1項目程度・・・・・・・c 該当項目なし・・・・・・・・・d	
	防護柵（網）工事	通りが良い。 端部処理が良い。 部材表面に傷及び錆がない。 既設構造物等とのすりつけが良い。 きめ細やかに施工されている。 全体的な美観が良い。		※該当5項目程度以上・・・a 該当4項目程度・・・・・・・b 該当3項目程度・・・・・・・c 該当2項目程度以下・・・d	
	標識工事	設置位置に配慮がある。 標識の向き並びに角度及びその支柱の通りが良い。 標識板の支柱に変色がない。 支柱基礎が入念に埋め戻されている。 全体的な美観が良い。		※該当4項目程度以上・・・a 該当3項目程度・・・・・・・b 該当2項目程度・・・・・・・c 該当1項目程度以下・・・d	
	区画線工事	塗料の塗布が均一である。 視認性が良い。 接着状態が良い。 施工前の清掃が入念に実施されている。 全体的な美観が良い。		※該当4項目程度以上・・・a 該当3項目程度・・・・・・・b 該当2項目程度・・・・・・・c 該当1項目程度以下・・・d	
	港湾築造工事 （浚渫、海岸築造工事を含む）	通りが良い。 施工管理記録等から不可視部分の出来ばえの良さが伺える。 構造物の表面及び端部の仕上げが良い。 きめ細やかな施工がなされている。 全体的な美観が良い。		※該当4項目程度以上・・・a 該当3項目程度・・・・・・・b 該当2項目程度・・・・・・・c 該当1項目程度以下・・・d	

別紙－3－26

考査項目別運用表(土木)

（　検　査　員　）

考 査 項 目	工　　種	a 優れている	b やや優れている	c 他の評価に該当しない	d 劣っている
3.出来形及び出来ばえ Ⅲ.出来ばえ	建築工事	きめ細かな施工がなされ、取り合いの納まりや端部まで仕上がりが良い。 関連工事(工種)又は既存部分との調整がなされ、調和が良い仕上がりである。 使い勝手や使用者の安全に対する配慮に優れている。 仕上がりの状態が良好で、作動状態も良好である。 色調が均一であり、色むら等が無く、全体的な美観が良好である。 材料・製品の割付や通り等が良く、全体的な出来ばえが良好である。 保全に配慮した施工がなされている。 その他〔理由:　〕		※該当6項目程度以上・・・a 該当4項目程度・・・・・・・b 該当3項目程度・・・・・・・c 該当2項目程度以下・・・d	
	機械設備工事	主設備、関連設備及び操作制御設備が全体的に統制され、運転操作性が良い。 きめ細やかな施工がなされている。 関連工事(工種)又は既存部分との調整がなされ、調和が良い。 溶接、塗装、組立等にあたって、細部に渡る配慮がなされている。 全体的な美観が良い。		※該当4項目程度以上・・・a 該当3項目程度・・・・・・・b 該当2項目程度・・・・・・・c 該当1項目程度以下・・・d	
	電気設備工事	きめ細やかな施工がなされている。 公共物として、安全性の確保、環境及び維持管理等への配慮がなされている。 動作状態において、電気的及び機械的な異状が無く総合的な機能及び運用性が良い。 ケーブル等の接続方法及び敷設状況が適切である。 操作、保守点検等の容易さを確保するための配慮がなされている。 全体的な美観が良い。		※該当5項目程度以上・・・a 該当4項目程度・・・・・・・b 該当3項目程度・・・・・・・c 該当2項目程度以下・・・d	
	維持修繕工事	小構造物等にも注意が払われている。 きめ細やかな施工がなされている。 既設構造物とのすりつけが良い。 全体的な美観が良い。		※該当3項目程度以上・・・a 該当2項目程度・・・・・・・b 該当1項目程度・・・・・・・c 該当項目なし・・・・・・・・・d	
	電線共同溝工事	歩道及び車道の舗装(仮復旧舗装含む)の勾配が適切で、有害な段差が無く平坦性が確保されている。 プレキャストコンクリートブロックの蓋に、がたつきや不要な隙間が生じていない。 施工管理記録などから、不可視部分の出来ばえの良さが伺える。 全体的な美観が良い。		※該当3項目程度以上・・・a 該当2項目程度・・・・・・・b 該当1項目程度・・・・・・・c 該当項目なし・・・・・・・・・d	
	通信設備工事 受変電設備工事	主設備、関連設備等にきめ細やかな施工がなされている。 公共物として、安全性の確保、環境及び維持管理等への配慮がなされている。 動作状態において、電気的及び機械的な異常が無く、総合的な機能や運用性が良い。 当該設備及び関連設備が全体的に協調及び統制され、総合的な性能向上への配慮がなされている。 操作、保守点検等の容易さを確保するための配慮がなされている。 全体的な美観が良い。		※該当5項目程度以上・・・a 該当4項目程度・・・・・・・b 該当3項目程度・・・・・・・c 該当2項目程度以下・・・d	
	二次製品構造物	構造物の通りが良い。 材料の連結、かみ合わせが良い。 天端仕上げ、端部仕上げ等が良い。 クラックがない。 漏水がない。 土工の仕上げが良い。 全体的な美観が良い。		※該当6項目程度以上・・・a 該当4項目程度・・・・・・・b 該当3項目程度・・・・・・・c 該当2項目程度以下・・・d	
	補強土壁工事	壁面材(コンクリート製品)の割れ・欠けがない。 基礎上面の平坦性が良い。 天端仕上げ、端部仕上げ等が良い。 壁面材の目違い、段差が少なく構造物の通りが良い。 全体的な美観が良い。		※該当4項目程度以上・・・a 該当3項目程度・・・・・・・b 該当2項目程度・・・・・・・c 該当1項目程度以下・・・d	
	取り壊し工事	きめ細やかな施工がされている。 既存部分や関連設備との調整がなされている。 取り壊し後の整地等仕上がりの状態が良好である。 その他〔理由:　〕		※該当4項目程度以上・・・a 該当3項目程度・・・・・・・b 該当2項目程度・・・・・・・c 該当1項目程度以下・・・d	
	共同溝シールド工事	RCセグメントの割れ・欠けがない。 継ぎ手面の防水が確実になされている。 セグメント間の目違い、段差が少ない。 ボルトの締め付け状況が良い。 全体的な美観が良い。		※該当4項目程度以上・・・a 該当3項目程度・・・・・・・b 該当2項目程度・・・・・・・c 該当1項目程度以下・・・d	

考査項目別運用表(土木)

(　検　査　員　)

考査項目	工種	a 優れている	b やや優れている	c 他の評価に該当しない	d 劣っている
	下水道工事	通りが良い。 漏水が無い。 クラックがない。 マンホール天端と路面とのすりつけが良い。 マンホールのインバートの仕上げが良い。 残土等は適切に処理されている。		※該当5項目程度以上･･･a 該当4項目程度･･･････b 該当3項目程度･･･････c 該当2項目程度以下･･･d	
	管水路工事	管の通りが良い。 管内面塗装に補修痕等がない。 小構造物にも細心の注意が払われている。 全体的な美観が良い。 その他〔理由:　〕		※該当4項目程度以上･･･a 該当3項目程度･･･････b 該当2項目程度･･･････c 該当1項目程度以下･･･d	
	電線共同溝工事(管路布設段階)	管の割れ･欠けがない。 継ぎ手面にパッキンの設置が確実になされている。 管路間の目違い、段差が少ない。 管路継ぎ手部ボルトの締め付け状況が良い。 全体的な美観が良い。		※該当4項目程度以上･･･a 該当3項目程度･･･････b 該当2項目程度･･･････c 該当1項目程度以下･･･d	
	仮設工工事	鋼矢板･親杭の通りが良い。 覆工板にがたつきがない。 鋼矢板のかみ合わせ等不良部分がない。 床付け面の仕上げがよい。 全体的な美観が良い。		※該当4項目程度以上･･･a 該当3項目程度･･･････b 該当2項目程度･･･････c 該当1項目程度以下･･･d	
	地盤改良工事	通りが良い。 施工管理記録等から不可視部分の出来ばえの良さが伺える。 構造物の表面及び端部の仕上げが良い。 きめ細やかな施工がなされている。 全体的な美観が良い。		※該当4項目程度以上･･･a 該当3項目程度･･･････b 該当2項目程度･･･････c 該当1項目程度以下･･･d	
	交通安全施設工事(歩道)	構造物の通りが良い。 関係構造物へのすり付け等が良い。 構造物及び歩道面が平滑に仕上げられている。 利用者の利便性･安全性などへの配慮が確認できる。 施工管理記録等、不可視部分の出来ばえが確認できる。 全体的な美観が良い。		※該当6項目程度以上･･･a 該当4項目程度･･･････b 該当3項目程度･･･････c 該当2項目程度以下･･･d	
	上記以外の工事又は合併工事	〔理由:　〕 〔理由:　〕 〔理由:　〕 〔理由:　〕 〔理由:　〕 ※該当工種からの評価対象項目で評価を行う。ただし、評価対象項目は最大5項目とする。			※該当4項目程度以上･･･a 該当3項目程度･･･････b 該当2項目程度･･･････c 該当1項目程度以下･･･d

考査項目別運用表（建築工事）

目　　　　　　次

別紙－1①

考査項目別運用表（建築）

（主任監督員）

考査項目	細別	対象	評価対象項目
1.施工体制	Ⅰ.施工体制一般		□ ①作業の分担の範囲が、下請業者を含め、書面に明確に記載されている。 □ ②品質管理体制が、書面に適切に記載されている。 □ ③安全管理体制が、書面に適切に記載されている。 □ ④現場の施工体制（品質管理、安全管理を含む）が、書面と一致している。 □ ⑤工事規模に応じた人員、機械配置がなされ施工している。 □ ⑥建設業退職金共済制度(建退共)の趣旨を下請業者等に説明するとともに、証紙の購入が適切に行われ、配布が受け払い簿等により適切に把握されている。 □ ⑦元請業者が、下請業者の施工結果を十分に検査している。 □ ⑧現場における施工体制に対し、本支店等による十分な支援体制を整え実施している。
		□	□ ⑨「施工プロセス」チェックリストのうち、施工体制一般について指示事項が無い。または指示事項に対する改善が速やかに実施された。
		□	□ ⑩その他（ ） 理由：
			（減点）該当すればd評価とする。 □ 施工体制一般に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。 （減点）該当すればe評価とする。 □ 施工体制一般に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。

評価			
a：施工体制が優れている。b：施工体制が良好である。c：施工体制が適切である。d：施工体制がやや不適切である。 e：施工体制が不適切である。			
該当項目が90%以上 ・・・・・・・・ a 該当項目が80%以上90%未満・・・・ b 該当項目が60%以上80%未満 ・・・ c 該当項目が60%未満 ・・・・・・・・ d		① 「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値（ %）＝評価数（ ）／対象評価項目数（ ）	
評価		**評価値**	

別紙－1②　　　　　　　　　　　　　　　　考査項目別運用表（建築）

（主任監督員）

考査項目	細別	対象	評価対象項目
1.施工体制	Ⅱ.配置技術者 （現場代理人等）		☐ ①現場代理人として、工事全体の把握ができている。
			☐ ②現場代理人として、監督職員への報告、協議等を書面で行っている。
			☐ ③契約書、設計図書等を理解し、現場に反映して工事を行っている。
			☐ ④工事請負契約書第18条（条件変更等）第1項（以下、「契約書第18条」という。）に基づく設計図書の照査を行っている。
			☐ ⑤書類及び資料が適切に整理されている。
			☐ ⑥作業環境、気象、地質条件等の把握及び対応に努めている。
		☐	☐ ⑦工事に必要な専門技術者を選任し、配置している。
		☐	☐ ⑧作業に必要な作業主任者を選任し、配置している。
			☐ ⑨主任(監理)技術者として技術的判断に優れ、良好な施工に努めている。
			☐ ⑩施工体制、施工状況を把握し、下請け、部下等をよく指導している。
			☐ ⑪施工等に伴う提案又は工夫をもって工事を進めている。
		☐	☐ ⑫「施工プロセス」チェックリストのうち、配置技術者について指示事項が無い。または指示事項に対する改善が速やかに実施された。
		☐	☐ ⑬その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　） 理由：
			（減点）該当すればd評価とする。 ☐ 配置技術者に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。 （減点）該当すればe評価とする。 ☐ 配置技術者に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。

評価
a：配置技術者として優れている。b：配置技術者として良好である。c：配置技術者として適切である。 d：配置技術者としてやや不適切である。　e：配置技術者として不適切である。

該当項目が90%以上　　・・・・・・・・ a 該当項目が80%以上90%未満・・・・ b 該当項目が60%以上80%未満 ・・・ c 該当項目が60%未満　　・・・・・・・・ d	① 「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値（　　%）＝評価数（　）／対象評価項目数（　）

評価		**評価値**	

※1. 建築一式工事を施工する場合において、一式工事の内容である他の建設工事（専門工事）を自ら施工する時は、

当該専門工事に関し資格を有する者を置くものとする。

なお、主任技術者が当該専門工事の資格を有していれば、専門技術者を兼ねることができる。

※2. 作業主任者を選任すべき作業は、労働安全衛生法施行令第6条による。

別紙－1③

考査項目別運用表（建築）

（主任監督員）

考査項目	細別	対象	評価対象項目
2.施工状況	Ⅰ.施工管理		□ ①契約書第18条に基づく設計図書の照査結果について、協議を行っている。 □ ②施工計画書が、工事着手前（計画内容に変更が生じた場合を含む）に提出されている。 □ ③施工計画書が、設計図書及び現場条件を反映した内容となっている。 □ ④施工計画書に、出来形・品質確保のための記載がある。 □ ⑤施工計画書に基づき、日常の出来形・品質の管理を適切に行っている 。 □ ⑥施工図作成にあたり、関連工事と遅滞なく、調整が十分に図られている。 □ ⑦工事打合せ書等の工事記録の整備が、適時行われている。 □ ⑧施工計画書の記載内容と現場施工方法が、一致している。 □ ⑨一工程の施工の検査・確認の報告が、適時行われている。 □ ⑩現場内での整理整頓が、日常的に行われている。 □ ⑪使用する建築材料（以下「材料」という。）・設備機材（以下「機材」という。）の調達の計画及び搬入後の管理が適切である。 □ ⑫社内検査が計画的に行われている。 □ ⑬独自のチェックリスト等の管理基準により、管理されている。
		□	□ ⑭低騒音、低振動及び排出ガス対策型の建設機械及び車両を使用している。
			□ ⑮建設廃棄物の処分及び建設副産物のリサイクルへの取り組みが、適切に行われている。
		□	□ ⑯「施工プロセス」チェックリストのうち、施工管理について指示事項が無い。または指示事項に対する改善が速やかに実施された。
		□	□ ⑰その他（ ） 理由：
			（減点）該当すればd評価とする。 □ 施工管理に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。 （減点）該当すればe評価とする。 □ 施工管理に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。
評価			
a:施工管理が優れている。b:施工管理が良好である。c:施工管理が適切である。d:施工管理がやや不適切である。 e:施工管理が不適切である。			
該当項目が90%以上 ・・・・・・・・ a 該当項目が80%以上90%未満・・・・ b 該当項目が60%以上80%未満 ・・・ c 該当項目が60%未満 ・・・・・・・・ d			① 「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値（ %）＝評価数（ ）／対象評価項目数（ ）
評価		評価値	

別紙－1④

考査項目別運用表（建築）

（主任監督員）

考査項目	細別	対象	評価対象項目
2.施工状況	Ⅱ.工程管理		□ ①実施工程表が工事着手前に提出され、関連工事との調整も適切に行っている。
			□ ②現場での工程管理を詳細工程表やパソコン等を用いて、日常的に把握している。
			□ ③工程のフォローアップを実施し、請負者の責により関連工事及び入居官署等に影響を及ぼすような工程の遅れがない。
		□	□ ④現場または施工条件の変更への対応が積極的で、処理が早い。
		□	□ ⑤工程に関する各種制約等があるにもかかわらず、工期内にスムーズに作業を行っている。
			□ ⑥請負者の責による夜間や休日の作業がない。
			□ ⑦休日・代休の確保を行っている。
			□ ⑧近隣住民（入居官署等を含む）との調整を積極的に行い、円滑な工事進捗を行っている。
		□	□ ⑨「施工プロセス」チェックリストのうち、工程管理について指示事項が無い。または指示事項に対する改善が速やかに実施された。
		□	□ ⑩その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） 理由：
			（減点）該当すればd評価とする。
			□ 工程管理に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。
			（減点）該当すればe評価とする。
			□ 工程管理に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。

評価	
a：工程管理が優れている。b：工程管理が良好である。c：工程管理が適切である。d：工程管理がやや不適切である。 e：工程管理が不適切である。	
該当項目が90%以上　　・・・・・・・・ a 該当項目が80%以上90%未満・・・・ b 該当項目が60%以上80%未満　・・・ c 該当項目が60%未満　　・・・・・・・・ d	①「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値（　　%）＝評価数（　　）／対象評価項目数（　　）

評価		**評価値**	

別紙－1⑤

考査項目別運用表（建築）

（主任監督員）

考査項目	細別	対象	評価対象項目
2.施工状況	Ⅲ.安全対策		□ ①災害防止（工事安全）協議会等を設置し、1回／月以上活動し、記録が整備されている。
			□ ②店社パトロールを1回／月以上実施し、記録が整備されている。
			□ ③各種安全パトロールで指摘を受けた事項について、速やかに改善を図り、かつ関係者に是正を指示している。
			□ ④安全教育・安全訓練等を適時・適切に実施し、記録が整備されている。
			□ ⑤安全巡視、TBM、KY等を実施し、記録を整備している。
			□ ⑥新規入場者教育を実施し、実施内容に現場の特性が反映され、記録が整備されている。
			□ ⑦現場の各工程において適時・適切に、安全管理の措置をしている。
		□	□ ⑧重機操作に際して、誘導員配置や重機と人の行動範囲の分離措置がなされている。
		□	□ ⑨山留め等について、設置後の点検及び管理がチェックリスト等を用いて実施されている。
		□	□ ⑩仮設工事において、設置完了時や使用中の点検及び管理がチェックリスト等を用いて実施されている。
			□ ⑪使用機械、工具等の点検整備等がなされ、十分に管理されている。
			□ ⑫工事現場における保安設備等の設置・管理が適切であり、よく整備されている。
		□	□ ⑬過積載防止に十分に取り組んでいる。
		□	□ ⑭「施工プロセス」チェックリストのうち、安全管理について指示事項が無い。または指示事項に対する改善が速やかに実施された。
		□	□ ⑮その他（　　　　　　　　　　　　　　　　） 理由：
			（減点）該当すればc評価とする。
			□ 安全対策に関して、法令遵守の措置内容に該当する場合。
			（減点）該当すればd評価とする。
			□ 安全対策に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。
			（減点）該当すればe評価とする。
			□ 安全対策に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。

評価	
a：安全対策が優れている。b：安全対策が良好である。c：安全対策が適切である。d：安全対策がやや不適切である。 e：安全対策が不適切である。	
該当項目が90%以上　　・・・・・・・・ a 該当項目が80%以上90%未満・・・・ b 該当項目が60%以上80%未満　・・・ c 該当項目が60%未満　　・・・・・・・・ d	①「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値（　　%）＝評価数（　　）／対象評価項目数（　　）

評価		評価値	

別紙－1⑥

考査項目別運用表（建築）

（主任監督員）

考査項目	細別	対象	評価対象項目
2.施工状況	Ⅳ.対外関係	□	□ ①工事施工にあたり、関係官公署等の関係機関と協議及び調整を行い、トラブルの発生がない。 □ ②工事施工にあたり、近隣住民（入居官署等を含む）と適切に協議及び調整を行っている。 □ ③引渡し時に入居官署に対し、保守管理について適切な説明を行っている。 □ ④工事の目的及び内容を工事看板等により地域住民や通行者等に分りやすく周知している。 □ ⑤近隣住民（入居官署等を含む）対策を実施し、苦情がない。または苦情に対して適切な対応を行い、以後のトラブルがない。 □ ⑥現場のイメージアップに、取り組んでいる。
		□	□ ⑦「施工プロセス」チェックリストのうち、対外関係について指示事項が無い。または指示事項に対する改善が速やかに実施された。
		□	□ ⑧その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） 理由：
			（減点）該当すればd評価とする。 □ 対外関係に関して監督職員が文書による改善指示を行った。 （減点）該当すればe評価とする。 □ 対外関係に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。

評価	
a：対外関係が優れている。b：対外関係が良好である。c：対外関係が適切である。d：対外関係がやや不適切である。 e：対外関係が不適切である。	
該当項目が90%以上　　・・・・・・・・ a 該当項目が80%以上90%未満・・・・ b 該当項目が60%以上80%未満　・・・ c 該当項目が60%未満　　・・・・・・・・ d	① 「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値（　　%）＝評価数（　）／対象評価項目数（　）

評価		評価値	

別紙－1⑦

考査項目別運用表（建築）

（主任監督員）

考査項目	細別	対象	評価対象項目
3.出来形及び出来ばえ	Ⅰ.出来形		□ ①承諾図等が、設計図書を満足している。 □ ②施工図等が、設計図書を満足している。 □ ③現場における出来形が設計図書を満足し、適切な施工である。 □ ④施工計画書等で定めた出来形の管理基準に基づき、管理している。 □ ⑤出来形の管理記録が適切にまとめられており、結果が良好である。 □ ⑥出来形の管理方法を工夫している。
		□	□ ⑦解体又は撤去工事の場合、撤去対象物の範囲等が確認でき、処分が適切である。 □ ⑧不可視部分の出来形が、工事写真、施工記録により確認できる。
		□	□ ⑨その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） 理由：
			（減点）該当すればd評価とする。 □ 出来形に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。 （減点）該当すればe評価とする。 □ 工事請負契約書第17条に基づき監督職員が改造請求を行った。

評価	
a：出来形が優れている。b：出来形が良好である。c：出来形が適切である。d：出来形がやや不適切である。 e：出来形が不適切である。	
該当項目が90％以上　　・・・・・・・・・ a 該当項目が80％以上90％未満・・・・ b 該当項目が60％以上80％未満　・・・ c 該当項目が60％未満　　・・・・・・・・・ d	①「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(％)計算の値で評価する。 ③ 評価値（　　％）＝評価数（　）／対象評価項目数（　）

評価		評価値	

※1. 出来形の対象は「材料、機材」と「施工の完了したもの」であり、工事目的物の形状、寸法、位置、数量並びに管理記録と設計図書を対比することにより評価を行う。

別紙－1⑧

考査項目別運用表（建築）

（主任監督員）

考査項目	細別	対象	評価対象項目
3.出来形及び	Ⅱ.品質		□ ①材料・製品の品質が、製作図等により確認でき、設計図書を満足している。
出来ばえ	建築工事		□ ②品質確認記録の内容が、適切である。
			□ ③施工の各段階における完了時の品質が、適切である。
		□	□ ④躯体工事における施工の品質が、良好である。
	工事比率	□	□ ⑤内外仕上げ工事における施工の品質が、良好である。
	1.00		□ ⑥不可視部分の品質確認のための工事写真、施工記録等が整備されている。
		□	□ ⑦その他（ ）
			理由：
			（減点）該当すればd評価とする。
			□ 品質の管理に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。
			（減点）該当すればe評価とする。
			□ 工事請負契約書第17条に基づき監督職員が改造請求を行った。

評価	
a：品質が優れている。b：品質が良好である。c：品質が適切である。d：品質がやや不適切である。 e：品質が不適切である。	
該当項目が90%以上 ･････････ a 該当項目が80%以上90%未満･････ b 該当項目が60%以上80%未満 ･･･ c 該当項目が60%未満 ･････････ d	① 「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、 評価すべき項目でない場合は空白のままとする。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、 比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値（ %）＝評価数（ ）／対象評価項目数（ ）

評価		評価値	

※1．目的物の品質の水準を評価すること。

※2．品質の対象は、「材料、機材」と「施工が完了したもの（システムを含む）」があり、工事目的物の品質及び

品質管理に関する各種の記録と設計図書を対比することにより技術的な評価を行う。

※3．デザインビルド方式等で建築工事・電気設備工事・空調衛生設備工事等が2工種以上複合している工事については、

それぞれの工種毎に評価し、工事費内訳による加重平均などの方法によってよいものとする。

また、改修工事等で付帯工事を含む場合は、主要工事で評価するものとし工事比率は1.0とする。

別紙－1⑨

考査項目別運用表（建築）

（主任監督員）

<table>
<tr><th>考査項目</th><th>細別</th><th>対象</th><th>評価対象項目</th></tr>
<tr><td rowspan="2">3.出来形及び
出来ばえ</td><td rowspan="2">Ⅱ.品質
電気設備工事

受変電設備工事
工事比率
1.00</td><td>□</td><td>□ ①機材の品質が、承諾図等により確認でき、設計図書を満足している。
□ ②施工の各段階における完了時の試験方法及び記録の方法が、適切である。
□ ③品質確認記録の内容が、適切である。
□ ④システムの性能及び機能に関する試運転、確認方法等が適切であり、記録の内容が設計図書を満足している。
□ ⑤機材及び施工の品質が、良好である。
□ ⑥不可視部分の品質確認のための工事写真、施工記録等が整備されている。
□ ⑦その他（　　　）
理由：</td></tr>
<tr><td></td><td>（減点）該当すればd評価とする。
□ 品質の管理に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。
（減点）該当すればe評価とする。
□ 工事請負契約書第17条に基づき監督職員が改造請求を行った。</td></tr>
<tr><td colspan="4">評価</td></tr>
<tr><td colspan="4">a：品質が優れている。b：品質が良好である。c：品質が適切である。d：品質がやや不適切である。
e：品質が不適切である。</td></tr>
<tr><td colspan="3">該当項目が90%以上 ・・・・・・・・ a
該当項目が80%以上90%未満・・・・ b
該当項目が60%以上80%未満 ・・・ c
該当項目が60%未満 ・・・・・・・・ d</td><td>① 「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値（　　%）＝評価数（　　）／対象評価項目数（　　）</td></tr>
<tr><td>評価</td><td></td><td>評価値</td><td></td></tr>
</table>

※1. 目的物の品質の水準を評価すること。

※2. 品質の対象は、「材料、機材」と「施工が完了したもの（システムを含む）」があり、工事目的物の品質及び品質管理に関する各種の記録と設計図書を対比することにより技術的な評価を行う。

※3. デザインビルド方式等で建築工事・電気設備工事・空調衛生設備工事等が2工種以上複合している工事については、それぞれの工種毎に評価し、工事費内訳による加重平均などの方法によってよいものとする。
また、改修工事等で付帯工事を含む場合は、主要工事で評価するものとし工事比率は1.0とする。

別紙－1⑩

考査項目別運用表(建築)

(主任監督員)

<table>
<tr><th>考査項目</th><th>細別</th><th>対象</th><th>評価対象項目</th></tr>
<tr><td rowspan="2">3.出来形及び
出来ばえ</td><td rowspan="2">Ⅱ.品質
空調衛生設備工事

機械設備工事
工事比率
1.00</td><td>□</td><td>□ ①機材の品質が、承諾図等により確認でき、設計図書を満足している。
□ ②品質確認記録の内容が、適切である。
□ ③施工の各段階における完了時の試験方法及び記録の方法が、適切である。
□ ④システムの性能及び機能に関する試運転、確認方法等が適切であり、記録の内容が設計図書を満足している。
□ ⑤機材及び施工の品質が、良好である。
□ ⑥不可視部分の品質確認のための工事写真、施工記録等が整備されている。
□ ⑦その他(　　　　　　　　　　)
理由:</td></tr>
<tr><td></td><td>(減点)該当すればd評価とする。
□ 品質の管理に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。
(減点)該当すればe評価とする。
□ 工事請負契約書第17条に基づき監督職員が改造請求を行った。</td></tr>
<tr><td colspan="4">評価</td></tr>
<tr><td colspan="4">a:品質が優れている。b:品質が良好である。c:品質が適切である。d:品質がやや不適切である。
e:品質が不適切である。</td></tr>
<tr><td colspan="3">該当項目が90%以上　　・・・・・・・・ a
該当項目が80%以上90%未満・・・・ b
該当項目が60%以上80%未満　・・・ c
該当項目が60%未満　　・・・・・・・・ d</td><td>① 「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値(　　%)＝評価数(　)／対象評価項目数(　)</td></tr>
<tr><td>**評価**</td><td></td><td>**評価値**</td><td></td></tr>
</table>

※1. 機械設備工事とは、エレベーター、エスカレーター設備工事等の建設業法における機械器具設置工事をいう。

※2. 目的物の品質の水準を評価すること。

※3. 品質の対象は、「材料、機材」と「施工が完了したもの(システムを含む)」があり、工事目的物の品質及び品質管理に関する各種の記録と設計図書を対比することにより技術的な評価を行う。

※4. デザインビルド方式等で建築工事・電気設備工事・空調衛生設備工事等が2工種以上複合している工事については、それぞれの工種毎に評価し、工事費内訳による加重平均などの方法によってよいものとする。
また、改修工事等で付帯工事を含む場合は、主要工事で評価するものとし工事比率は1.0とする。

品質の評価計		**評価値**	

(2工種以上複合している工事)

別紙－1⑪

考査項目別運用表（建築）

（主任監督員）

考査項目	細別	対象	評価対象項目
3.出来形及び 出来ばえ	Ⅱ.品質 解体工事	□	□ ①分別、再資源化を適切に実施している。 □ ②施工計画書に定められた計画により管理されている。 □ ③廃棄物の処理が適切である。 □ ④請負者の管理記録が整備されている。 □ ⑤不可視部分の写真記録が適正である。 □ ⑥解体施工等において品質確保のための工夫をしている。 □ ⑦その他（ ） 理由：
			（減点）該当すればd評価とする。 □ 品質の管理に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。 （減点）該当すればe評価とする。 □ 工事請負契約書第17条に基づき監督職員が改造請求を行った。

評価	
a：品質が優れている。b：品質が良好である。c：品質が適切である。d：品質がやや不適切である。 e：品質が不適切である。	
該当項目が90%以上 ･････････ a 該当項目が80%以上90%未満････ b 該当項目が60%以上80%未満 ･･･ c 該当項目が60%未満 ･････････ d	① 「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値（ %）＝評価数（ ）／対象評価項目数（ ）

評価		**評価値**	

※1．解体施工等の品質の水準を評価すること。

別紙－1⑫

考査項目別運用表（建築）

（主任監督員）

考査項目	細別	対象	評価対象項目
5.創意工夫	■準備・後片付け関係	□	測量・位置出しにおける工夫
		□	現地調査方法の工夫
		□	その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）
			理由：
			詳細評価内容：
	■施工関係	□	施工に伴う器具・工具・装置類の工夫
		□	工場加工製品等の活用による副産物及び廃棄物の減少またはリサイクルに対する積極的な取組み
		□	土工事、地業工事、鉄骨建て方、コンクリート工事等の施工関係の工夫
		□	建築材料・機材等の運搬・搬入等を含む施工方法の工夫
		□	電気設備工事等の配線、配管等の工夫
		□	空調衛生設備工事等の配管、ダクト等の工夫
		□	照明・視界確保等の工夫
		□	仮排水、仮道路、迂回路等の計画・施工の工夫
		□	運搬車両・施工機械等の工夫
		□	型枠、足場、山留め等の仮設関係の工夫
		□	施工管理及び品質向上等の工夫
		□	プレハブ工法等の採用による工期短縮等の工夫
		□	仮設施工等の工夫
		□	既存施設・近隣等に対する騒音・振動対策等の工夫
		□	保全への配慮による材料選定・施工方法等の工夫
		□	作業の安全性向上のための施工方法等の工夫
		□	その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）
			理由：
			詳細評価内容：
	■品質関係	□	集計ソフト等の活用と工夫
		□	躯体工事の品質管理の工夫
		□	建築材料・機材の検査・試験に関する工夫
		□	施工の検査・試験に関する工夫
		□	品質記録方法の工夫
		□	その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）
			理由：
			詳細評価内容：

考査項目別運用表（建築）

（主任監督員）

考査項目	細別	対象	評価対象項目
5.創意工夫	■安全衛生関係	☐	安全仮設備等の工夫（落下物、墜落・転落、挟まれ、看板、立入禁止柵、手摺り、足場等）
		☐	安全衛生教育、技術向上講習会等、ミーティング、安全パトロール等に関する工夫
		☐	現場事務所、休憩所等の環境向上の工夫、
		☐	酸欠対策・有毒ガス・可燃ガスの処理または粉塵防止策や作業中の換気等の工夫
		☐	周辺道路等の事故防止または一般交通確保等のための工夫
		☐	改修工事における既存施設利用者等に対する安全対策の工夫
		☐	作業時における作業環境改善等の工夫
		☐	ゴミの減量化、アイドリングストップの励行等の地球環境への工夫
		☐	その他（　　　　　　　　　　　　　　　　） 理由：
			詳細評価内容：
	■施工管理関係	☐	出来形の管理等に関する工夫
		☐	施工計画書または写真記録等に関する工夫
		☐	出来形・品質に関する計測等の工夫及び集計の工夫
		☐	CAD、施工管理ソフト等の活用
		☐	CALSを活用した施工管理の工夫
		☐	その他（　　　　　　　　　　　　　　　　） 理由：
			詳細評価内容：
	■その他		＜新技術活用＞※新技術に関する下記3項目での加点は最大4点とする。
		☐	NETIS登録技術のうち、試行技術を活用した。（2点）
		☐	活用した試行技術が少実績優良技術もしくは、当該工事において発注者による活用効果調査結果の総合評価点が120点以上の場合。（2点）
		☐	NETIS登録技術（試行技術を除く）のうち、『有用とされる技術』を活用するか、『有用とされる技術』以外の技術を活用した結果、当該工事において発注者による活用効果調査の総合評価点が120点以上の場合。（4点）
			＜その他＞
		☐	その他（　　　　　　　　　　　　　　　　） 理由：
（最大　7点） 評点計＝　点			詳細評価内容：

※1. 特に評価すべき創意工夫事例を加点評価する。

※2. 該当する数と重みを勘案して評価する。1項目1点を目安とするが、項目により2、4点で評価し、最大7点の加点評価とする。

※3. 上記の考査項目の他に評価に値する企業の工夫があれば、その他に具体の内容を記載して加点する。
なお、総括監督員が評価する「工事特性」との二重評価は行わない。

※4. 入札時の総合評価の提案に係る項目は評価しない。

※5. レ点を付した評価対象項目については、必要に応じて評価内容を詳細評価内容欄に記載する。

別紙－2①

考査項目別運用表（建築）

（総括監督員）

考査項目	細別	評価対象項目
2.施工状況	Ⅱ.工程管理	□ ①現場又は施工条件の変更等による工期的な制約がある中で、余裕をもって工事を完成させた。
		□ ②隣接又は同一現場の他工事等との積極的な工程調整を行い、トラブルを回避した。
		□ ③近隣住民（入居官署等を含む）調整を積極的に行い、トラブルも少なく、工期内に工事を完成させた。
		□ ④配置技術者（現場代理人等）の積極的な工程管理の姿勢が見られた。
		□ ⑤その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） 理由：
		詳細評価内容：
		a：工程管理が優れている。b：工程管理が良好である。c：工程管理が適切である。 d：工程管理がやや不適切である。　e：工程管理が不適切である。
		評価　評価選択：　□a　□b　□c　□d　□e ※上記評価対象項目のうち、該当項目を総合的に判断して、a、b、c、d、e評価を行う。
	Ⅲ.安全対策	□ ①建設労働災害、公衆災害の防止への努力が顕著である。
		□ ②安全衛生管理体制を確立し、組織的に取り組んでいる。
		□ ③安全衛生管理活動が、適切に実施されている。
		□ ④安全管理に関する技術開発や創意工夫に取り組んでいる。
		□ ⑤安全協議会活動に積極的に取り組んでいる。
		□ ⑥その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） 理由：
		詳細評価内容：
		a：安全対策が優れている。b：安全対策が良好である。c：安全対策が適切である。 d：安全対策がやや不適切である。　e：安全対策が不適切である。
		評価　評価選択：　□a　□b　□c　□d　□e ※上記評価対象項目のうち、該当項目を総合的に判断して、a、b、c、d、e評価を行う。
6.社会性等	Ⅰ.地域への貢献等	□ ①災害時等に地域への救援活動等に協力した。
		□ ②周辺地域の環境保全、生物保護等について、具体的な対策をした。
		□ ③現場事務所や作業現場の環境を周辺地域との景観に合わせる等、周辺地域との調和を図った。
		□ ④広報活動や現場見学会等を実施して、地域とのコミュニケーションを図った。
		□ ⑤地域イベントへの協力やボランティア活動等への協力や参加をした。
		□ ⑥その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） 理由：
		詳細評価内容：
		a：地域への貢献が優れている。a'：地域への貢献がやや優れている。b：地域への貢献が良好である。 b'：地域への貢献がやや良好である。c：他の評価に該当しない。
		評価　評価選択：　□a　□a'　□b　□b'　□c ※上記評価対象項目のうち、該当項目を総合的に判断して、a、a'、b、b'、c評価を行う。

※1. 総括監督員は、主任監督員の意見を参考に総括的な評価を行う。

※2. 評価に当たっては評価対象項目のレ点の数にとらわれず、一項目でも評価する内容が充実している場合は、総合的な視点で判断し評価する。

※3. 地域への貢献等とは、工事の施工に伴って、地域社会や住民に対する配慮等の貢献について加点評価する。

※4. レ点を付した評価対象項目については、必要に応じて評価内容及び効果があった項目を詳細評価内容欄に記載する。

別紙－2②

考査項目別運用表（建築）

（総括監督員）

<table>
<tr><th>考査項目</th><th>細別</th><th colspan="2">評価対象項目</th></tr>
<tr><td rowspan="9">4.工事特性
（施工条件等
への対応）</td><td>■建物規模
への対応</td><td>□
□
□
□</td><td>※下記の対応事項に1つ以上レ点が付けば2点の加点とする。
延べ面積10,000㎡以上の建物
地上9階以上又は建物高さ31m以上の建物
大空間のホール等を有する建物
その他（理由：　　　　　　　　　　　　　　　　　）</td></tr>
<tr><td>評点</td><td colspan="2" rowspan="2">詳細評価内容：</td></tr>
<tr><td>点</td></tr>
<tr><td>■建物固有の
機能の難しさ
への対応</td><td>□
□
□</td><td>※下記の対応事項に1つ以上レ点が付けば2点の加点とする。
対象建物の耐震レベル
建物機能の特殊性
その他（理由：　　　　　　　　　　　　　　　　　）
[評価技術事例]
・研究施設、美術館等、特殊機能・設備のある建物</td></tr>
<tr><td>評点</td><td colspan="2" rowspan="2">詳細評価内容：</td></tr>
<tr><td>点</td></tr>
<tr><td>■建物固有の施工
技術の難しさ
への対応</td><td>□
□
□
□</td><td>※下記の対応事項に1つ以上レ点が付けば2点の加点とする
建築材料、設備機材、工法について、提案がある場合　【総合評価における技術提案は除く】
設計条件として、工法、材料及び設備システム（機材を含む）の特殊性
制約条件等があり、施工難度が特に高い場合
その他（理由：　　　　　　　　　　　　　　　　　）
[評価技術事例]
・パイロット工事。又は特異な試験フィールド工事で特許工法等の技術的に検討が必要な工事
・特殊な工法及び材料等を採用した工事
・特殊な設備システムを採用した工事
・免震装置を設ける工事
・大規模な山留め工法が必要な工事
・敷地内又は周辺部の工作物、配管・配線等の大規模な移設、切り回しを行う工事
・仮設備等を設け、システムを停止することなく配管・配線等の大規模な盛替え等を
　必要とする改修工事</td></tr>
<tr><td>評点</td><td colspan="2" rowspan="2">詳細評価内容：</td></tr>
<tr><td>点</td></tr>
</table>

別紙－2③

考査項目別運用表（建築）

（総括監督員）

<table>
<tr><th>考査項目</th><th>細別</th><th colspan="2">評価対象項目</th></tr>
<tr><td rowspan="6">4.工事特性
（施工条件等への対応）</td><td>■厳しい自然・地盤条件への対応</td><td>□
□
□
□</td><td>※下記の対応事項に1つ以上レ点が付けば2点の加点とする。
湧水の発生、地下水の影響（地盤掘削時）
軟弱地盤、支持地盤の影響
雨・雪・風・気温等の影響
その他（理由：　　　　　　　　　　　　）
[評価技術事例]
・地下水位が高く、ウエルポイント等の排水設備が必要な工事
・液状化対策工法や地盤改良を伴う工事
・冬期施工のため、大規模な雪寒冬囲いをする必要があり、冬期の養生温度の管理や施工スペースの制限を受けた工事</td></tr>
<tr><td>評点</td><td colspan="2" rowspan="2">詳細評価内容：</td></tr>
<tr><td>点</td></tr>
<tr><td>■厳しい周辺環境社会条件への対応</td><td>□
□
□
□
□</td><td>※下記の対応事項に1つ以上レ点が付けば2点の加点とする。
地中埋設物等の作業障害
工事の影響に配慮すべき建物等の近接物
周辺住民等に対する騒音・振動の配慮
周辺水域環境に対する水質汚濁の配慮
その他（理由：　　　　　　　　　　　　）
[評価技術事例]
・工事に支障をきたす地中埋設物、酸欠、有毒・可燃性ガス等の対策が必要な工事
・工事場所周辺に近接工事があり、困難な調整を要する工事
・場内に汚水処理装置（水替え）を必要とする工事
・住居専用地域等で、騒音などの時間規制が条例で定められてる工事
・有線電気通信法による届出が必要なテレビ電波障害対策工事で、困難な調整をを行った工事</td></tr>
<tr><td>評点</td><td colspan="2" rowspan="2">詳細評価内容：</td></tr>
<tr><td>点</td></tr>
</table>

別紙－2④

考査項目別運用表（建築）

（総括監督員）

<table>
<tr><th>考査項目</th><th>細別</th><th colspan="2">評価対象項目</th></tr>
<tr><td rowspan="15">4.工事特性
（施工条件等
への対応）

（最大20点）</td><td rowspan="15">■施工現場での
対応</td><td></td><td>※下記の対応事項に1つにレ点が付けば4点の加点とし、最大10点とする。</td></tr>
<tr><td></td><td>【長期工事における安全確保への対応】</td></tr>
<tr><td>□</td><td>12ヶ月を超える工期で事故が無く完成した工事 （ただし全面一時中止期間は除く）</td></tr>
<tr><td></td><td>【災害等での臨機の措置】</td></tr>
<tr><td>□</td><td>地震、台風などにおいて、適切に臨機の対応を行った工事</td></tr>
<tr><td></td><td>【施工状況（条件）に対応した施工・工法等】</td></tr>
<tr><td>□</td><td>工事の実施にあたり各種の制約があり、工程的にも特に厳しく、施工の制限を受けた工事</td></tr>
<tr><td>□</td><td>工程上他工事の制約を受け、機械、人員の増強を行った工事</td></tr>
<tr><td>□</td><td>休日・夜間作業が工程の過半を超える工事</td></tr>
<tr><td>□</td><td>施設を使用しながらの工事で、工程的な制約が特に厳しい工事</td></tr>
<tr><td>□</td><td>特に困難な調整を要する他工事（近接工区）の請負者が複数ある工事</td></tr>
<tr><td>□</td><td>外来者の多い施設で、作業範囲内に外来者・通行人等の動線がある工事</td></tr>
<tr><td>□</td><td>特殊な室などで、工種が輻輳し困難な調整を要する工事</td></tr>
<tr><td>□</td><td>施工ﾔｰﾄﾞが狭く、高さ制限もあり、施工及び機械の移動や旋回等に制約を受けた工事</td></tr>
<tr><td>□</td><td>同一敷地内における施設を使用しながらの建て替え工事で、工程の制約等が特に厳しい工事
□ その他（理由： ）</td></tr>
<tr><td>評点計</td><td>評点</td><td colspan="2" rowspan="2">詳細評価内容：</td></tr>
<tr><td>点</td><td>点</td></tr>
</table>

※1. 工事特性は、最大20点の加点評価とする。

なお、1項目に複数の内容がある場合又は対象範囲が広い場合は、それ以上の点数を与えても良い。

※2. 主任監督員が評価する「創意工夫」との二重評価は行わない。

※3. 評価にあたっては、主任監督員の意見も参考に評価する。

※4. レ点を付した評価対象項目については、必要に応じて評価内容を詳細評価内容欄に記載する。

別紙－2⑤

考査項目別運用表（建築）

（総括監督員）

考査項目	法令遵守等の該当項目一覧表	
8.法令遵守等	点数	措置内容
	◉	該当無し
	○ －20点	1.指名停止3ヶ月以上
	○ －15点	2.指名停止2ヶ月以上3ヶ月未満
	○ －13点	3.指名停止1ヶ月以上2ヶ月未満
	○ －10点	4.指名停止2週間以上1ヶ月未満
	○ －8点	5.文書注意
	○ －5点	6.口頭注意
	○ －3点	7.工事関係者事故または公衆災害が発生したが、ﾋｭｰﾏﾝｴﾗｰ等軽微であり、口頭注意以上の処分がなかった場合（不問で処分した案件。なお、もらい事故や交通事故は該当しない。）
	□	8.総合評価落札方式において、受注者の責により提案を満足する施工が行われない場合

①本考査項目（8.法令遵守等）で評価する事例は、「工事の施工にあたり、工事関係者が下記の適応事例で上表1から7の措置があった」場合に適用する。

②「工事の施工にあたり」とは、請負契約書の記載内容（工事名、工期、施工場所等）を履行することに限定する。

③「工事関係者」とは、②を履行する工事現場に従事する現場代理人、監理技術者、主任技術者、品質証明員、請負会社の現場従事職員及び②を履行するために下請契約し、その履行をするために従事する者に限定する。

④口頭注意未満の処分を受けた後、事故及び災害等において安全対策の改善が見られない場合（主任又は総括監督員からの文書注意、口頭注意等）は、主任又は総括監督員の評価対象項目である安全対策において減点をする。

⑤総合評価落札方式において、受注者の責により提案を満足する施工が行われない場合等は、上表8により工事成績評定点を減点する。減点数は入札説明書等によるものとし、上表8の点数欄に記入する。

評価選択:　□ 履行　□ 不履行　□ 対象外

履行: 総合評価時の提案どおりに実施された。

不履行: 総合評価時の提案の不履行があった。

対象外: 総合評価時の提案の対象外。

【上記で評価する場合の適応事例】

- 1.入札前に提出した調査資料等が虚為であった事実が判明した。
- 2.承諾なしに権利義務等第三者譲渡又は承継を行った。
- 3.労働者の寄宿舎環境等について労働基準法上違反があり、送検等された。
- 4.産業廃棄物処理法に違反する不法投棄、砂利採取法に違反する無許可採取等、関係法令に違反する事実が判明した。
- 5.当該工事関係者が贈収賄等により逮捕または公訴された。
- 6.建設業法に違反する事実が判明した。例）一括下請負、技術者の専任違反等
- 7.入国管理法に違反する外国人の不法就労者が判明し、送検等された。
- 8.使用人等の就労に関する労働基準法に違反する事実が判明し、送検等された。
- 9.監督または検査の実施にあたり、職務の執行を妨げた。あるいは不当な政治力等の圧力をかけ、妨害した。
- 10.下請代金遅延防止法第4条に規定する下請代金の支払いを期日以内に行っていない。あるいは不当に下請代金の額を減じている。あるいはそれに類する行為がある。
- 11.過積載等の道路交通法違反により、逮捕または送検等された。
- 12.受注企業の社員に「指定暴力団」あるいは「指定暴力団の傘下組織（団体）」に所属する構成員、準構成員、企業舎弟等、暴力団関係者がいることが判明した。
- 13.下請けに暴力団関係企業が入っていることが判明した。あるいは暴力団対策法第9条に記されている、砂利、砂、防音シート、軍手等の物品の納入、作業員やガードマンの受け入れ、作業員用の自動販売機の設置等を行っている事実が判明した。
- 14.安全管理の措置が不適切であったために、死傷者を生じさせた工事関係者事故、または重大な損害を与える公衆災害を起こした。
- 15.引渡し後に事故等が発生し、請負者の責による重大な瑕疵が判明した。
- 16.低入札価格調査で虚偽の報告があった。
- 17.請負者の責により工期内に工事を完成出来なかった。
- 18.その他　理由:

別紙－3①

考査項目別運用表(建築)

(検査員)

考査項目	細別	対象	評価対象項目
2.施工状況	Ⅰ.施工管理		□ ①契約書第18条に基づく設計図書の照査結果を、適切に処理していることが確認できる。 □ ②施工計画書が、設計図書及び現場条件を反映した内容となっていることが確認できる。 □ ③施工計画書に、出来形・品質確保のための記載があり、管理のための方法が確認できる。 □ ④施工計画書の記載内容と現場施工方法が、一致していることが確認できる。 □ ⑤工事記録の整備が、適切に行われていることが確認できる。 □ ⑥使用する材料、機材の搬入後の管理が適切であることが確認できる。 □ ⑦一工程の施工の確認の報告が、適切に行われていることが確認できる。 □ ⑧建設廃棄物の処分及び建設副産物等のリサイクルへの取り組みが、適切に行われていることが確認できる。 □ ⑨社内検査が計画的に行われ、出来形、品質等の管理を工事全般にわたって十分に行っていることが確認できる。 □ ⑩独自のチェックリスト等の管理基準により、日常的に管理されていることが確認できる。 □ ⑪工事の関係書類及び資料整理がよい。
		□	□ ⑫その他(　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　) 理由:
			(減点)該当すればd評価とする。 □ 施工管理に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。 (減点)該当すればe評価とする。 □ 施工管理に関して、検査職員が文書による改善指示を行った。

評価			
a:施工管理が優れている。b:施工管理が良好である。c:施工管理が適切である。d:施工管理がやや不適切である。 e:施工管理が不適切である。			
該当項目が90%以上 ・・・・・・・・ a 該当項目が80%以上90%未満・・・・ b 該当項目が60%以上80%未満 ・・・ c 該当項目が60%未満 ・・・・・・・・ d		① 「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値(　　%)＝評価数(　　)／対象評価項目数(　　)	
評価		**評価値**	

別紙－3②

考査項目別運用表（建築）

（検査員）

<table>
<tr><th>考査項目</th><th>細別</th><th>対象</th><th>評価対象項目</th></tr>
<tr><td rowspan="2">3.出来形及び
出来ばえ</td><td rowspan="2">Ⅰ.出来形</td><td>　
　
　
　
　
　
　
　
　
□
　
□</td><td>□ ①承諾図等が、設計図書を満足していることが確認できる。
□ ②施工図等が、設計図書を満足していることが確認できる。
□ ③施工計画書等で出来形の管理基準を設定し、計画に基づく管理を実施していることが確認できる。
□ ④出来形の管理記録の整備が、良好であることが確認できる。
□ ⑤出来形の管理が、工夫されていることが確認できる。
□ ⑥現場における出来形が、設計図書を満足し、適切な施工であることが確認できる。
□ ⑦現場における出来形が良好で、施工の精度が高い。
□ ⑧不可視部分の出来形が、工事写真、施工記録により、確認できる。
□ ⑨解体又は撤去工事の場合、撤去対象物の範囲等が確認でき、適切な処分をしていることが確認できる。
□ ⑩その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）
理由：</td></tr>
<tr><td></td><td>（減点）該当すればd評価とする。
□ 出来形の管理に関して、監督職員が文書で指示を行い改善された。
（減点）該当すればe評価とする。
□ 出来形が不適切であった為、検査職員が工事請負契約書第31条に基づく修補指示を行った。</td></tr>
<tr><td colspan="4">評価</td></tr>
<tr><td colspan="4">a：出来形が特に優れている。 a’：出来形が優れている。 b：出来形が特に良好である。 b’：出来形が良好である。
c：出来形が適切である。 d：出来形がやや不適切である。 e：出来形が不適切である。</td></tr>
<tr><td colspan="3">該当項目が90%以上・・・・・ a
該当項目が80%以上90%未満・・・・ a’
該当項目が70%以上80%未満・・・・ b
該当項目が60%以上70%未満・・・・ b’
該当項目が50%以上60%未満・・・・ c
該当項目が50%未満・・・・・ d</td><td>① 「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値（　　%）＝評価数（　　）／対象評価項目数（　　）</td></tr>
<tr><td>評価</td><td></td><td>評価値</td><td></td></tr>
</table>

※1．出来形の対象は「材料、機材」と「施工の完了したもの」であり、工事目的物の形状、寸法、位置、数量並びに管理記録と設計図書を対比することにより評価を行う。

別紙－3③

考査項目別運用表（建築）

（検査員）

<table>
<tr><th>考査項目</th><th>細別</th><th>対象</th><th>評価対象項目</th></tr>
<tr><td rowspan="2">3.出来形及び出来ばえ</td><td rowspan="2">Ⅱ.品質
建築工事

工事比率
1.00</td><td>□
□
□
□
□</td><td>□ ①材料・製品の品質が、製作図等により確認でき、設計図書を満足していることが確認できる。
□ ②施工の各段階における完了時の試験及び記録の方法が、適切であることが確認できる。
□ ③材料の品質確認記録の内容が、適切であることが確認できる。
□ ④品質の確認結果が、分りやすく整理されていることが確認できる。
□ ⑤施工の品質が適切であり、設計図書を満足していることが確認できる。
□ ⑥建具、ユニット等の性能及び機能に関する確認方法が適切であり、記録の内容が設計図書を満足していることが確認できる。
□ ⑦躯体工事における施工の品質が、施工記録等により確認でき、良好であることが確認できる。
□ ⑧内外仕上げ工事における施工の品質が、施工記録等により確認でき、良好であることが確認できる。
□ ⑨その他の工事（躯体・内外仕上げを除く）における施工の品質が、施工記録等により確認でき、良好であることが確認できる。
□ ⑩不可視部分の品質が、工事写真、施工記録により確認できる。
□ ⑪中間検査や既済検査での工夫や良好な施工の品質が、継続して確認できる。
□ ⑫その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　）
理由：</td></tr>
<tr><td></td><td>（減点）該当すればd評価とする。
□ 品質の管理に関して、監督職員が文書で指示を行い改善された。
（減点）該当すればe評価とする。
□ 品質が不適切であったため、検査職員が工事請負契約書第31条に基づく修補指示を行った。</td></tr>
<tr><th colspan="4">評価</th></tr>
<tr><td colspan="4">a:品質が特に優れている。 a'：品質が優れている。 b:品質が特に良好である。 b'：品質が良好である。
c:品質が適切である。 d:品質がやや不適切である。 e:品質が不適切である。</td></tr>
<tr><td colspan="3">該当項目が90%以上・・・・・ a
該当項目が80%以上90%未満・・・・ a'
該当項目が70%以上80%未満・・・・ b
該当項目が60%以上70%未満・・・・ b'
該当項目が50%以上60%未満・・・・ c
該当項目が50%未満・・・・・ d</td><td>① 「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値（　　%）＝評価数（　）／対象評価項目数（　）</td></tr>
<tr><th>評価</th><td></td><th>評価値</th><td></td></tr>
</table>

※1. 目的物の品質の水準を評価すること。

※2. 品質の対象は、「材料、機材」と「施工が完了したもの（システムを含む）」があり、工事目的物の品質及び品質管理に関する各種の記録と設計図書を対比することにより技術的な評価を行う。

※3. デザインビルド方式等で建築工事・電気設備工事・空調衛生設備工事等が2工種以上複合している工事については、それぞれの工種毎に評価し、工事費内訳による加重平均などの方法によってよいものとする。また、改修工事等で付帯工事を含む場合は、主要工事で評価するものとし工事比率は1.0とする。

別紙－3④

考査項目別運用表（建築）

（検査員）

考査項目	細別	対象	評価対象項目
3.出来形及び	Ⅱ.品質		□ ①機材の品質が、承諾図等により確認でき、設計図書を満足していることが確認できる。
出来ばえ	電気設備工事		□ ②施工の各段階における完了時の試験及び記録の方法が、適切であることが確認できる。
			□ ③機材の品質確認記録の内容が、適切であることが確認できる。
	受変電設備工事		□ ④品質の確認結果が、分りやすく整理されていることが確認できる。
	工事比率		□ ⑤施工の品質が適切であり、設計図書を満足していることがことが確認できる。
	1.00		□ ⑥施工の品質が、試験や検査等の結果の記録により、優れていることが確認できる。
			□ ⑦システムの性能及び機能に関する試運転の確認方法が適切であり、記録の内容が、設計図書を満足していることが確認できる。
		□	□ ⑧システムの性能及び機能に関する試運転の確認方法に、工夫がある。
			□ ⑨不可視部分の品質が、工事写真、施工記録により確認できる。
		□	□ ⑩中間検査や既済検査での工夫や良好な施工の品質が、継続して確認できる。
		□	□ ⑪運転・点検上の表示及び危険箇所などの表示等が明確で解りやすい。
		□	□ ⑫その他（ ） 理由：
			（減点）該当すればd評価とする。
			□ 品質の管理に関して、監督職員が文書で指示を行い改善された。
			（減点）該当すればe評価とする。
			□ 品質が不適切であったため、検査職員が工事請負契約書第31条に基づく修補指示を行った。

評価	
a：品質が特に優れている。 a'：品質が優れている。 b：品質が特に良好である。 b'：品質が良好である。 c：品質が適切である。 d：品質がやや不適切である。 e：品質が不適切である。	
該当項目が90％以上・・・・・ a 該当項目が80％以上90％未満・・・・ a' 該当項目が70％以上80％未満・・・・ b 該当項目が60％以上70％未満・・・・ b' 該当項目が50％以上60％未満・・・・ c 該当項目が50％未満・・・・・ d	① 「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(％)計算の値で評価する。 ③ 評価値（ ％）＝評価数（ ）／対象評価項目数（ ）

評価		評価値	

※1．目的物の品質の水準を評価すること。

※2．品質の対象は、「材料、機材」と「施工が完了したもの（システムを含む）」があり、工事目的物の品質及び品質管理に関する各種の記録と設計図書を対比することにより技術的な評価を行う。

※3．デザインビルド方式等で建築工事・電気設備工事・空調衛生設備工事等が2工種以上複合している工事については、それぞれの工種毎に評価し、工事費内訳による加重平均などの方法によってよいものとする。また、改修工事等で付帯工事を含む場合は、主要工事で評価するものとし工事比率は1.0とする。

別紙－3⑤

考査項目別運用表（建築）

（検査員）

考査項目	細別	対象	評価対象項目
3.出来形及び出来ばえ	Ⅱ.品質 空調衛生設備工事 機械設備工事 工事比率 1.00		□ ①機材の品質が、承諾図等により確認でき、設計図書を満足していることが確認できる。 □ ②施工の各段階における完了時の試験及び記録の方法が、適切であることが確認できる。 □ ③機材の品質確認記録の内容が、適切であることが確認できる。 □ ④品質の確認結果が、分りやすく整理されていることが確認できる。 □ ⑤施工の品質が、適切であり、設計図書を満足していることが確認できる。 □ ⑥施工の品質が、試験や検査等の結果の記録により、優れていることが確認できる。 □ ⑦システムの性能及び機能に関する試運転の確認方法が適切であり、記録の内容が、設計図書を満足していることが確認できる。
		□	□ ⑧システムの性能及び機能に関する試運転の確認方法に工夫がある。
			□ ⑨不可視部分の品質が、工事写真、施工記録により確認できる。
		□	□ ⑩中間検査や既済検査での工夫や良好な施工の品質が、継続して確認できる。
		□	□ ⑪運転・点検上の表示及び危険箇所などの表示等が明確で解りやすい。
		□	□ ⑫その他（　　　　） 理由：
			（減点）該当すればd評価とする。 □ 品質の管理に関して、監督職員が文書で指示を行い改善された。 （減点）該当すればe評価とする。 □ 品質が不適切であったため、検査職員が工事請負契約書第31条に基づく修補指示を行った。

評価

a：品質が特に優れている。 a'：品質が優れている。 b：品質が特に良好である。 b'：品質が良好である。
c：品質が適切である。 d：品質がやや不適切である。 e：品質が不適切である。

該当項目が90%以上・・・・・ a 該当項目が80%以上90%未満・・・・ a' 該当項目が70%以上80%未満・・・・ b 該当項目が60%以上70%未満・・・・ b' 該当項目が50%以上60%未満・・・・ c 該当項目が50%未満・・・・・ d	① 「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値（　　%）＝評価数（　）／対象評価項目数（　）

評価		評価値	

※1. 機械設備工事とは、エレベーター、エスカレーター設備工事等の建設業法における機械器具設置工事をいう。

※2. 目的物の品質の水準を評価すること。

※3. 品質の対象は、「材料、機材」と「施工が完了したもの（システムを含む）」があり、工事目的物の品質及び品質管理に関する各種の記録と設計図書を対比することにより技術的な評価を行う。

※4. デザインビルド方式等で建築工事・電気設備工事・空調衛生設備工事等が2工種以上複合している工事については、それぞれの工種毎に評価し、工事費内訳による加重平均などの方法によってよいものとする。また、改修工事等で付帯工事を含む場合は、主要工事で評価するものとし工事比率は1.0とする。

品質の評価計		評価値	

（2工種以上複合している工事）

別紙－3⑥

考査項目別運用表(建築)

(検査員)

考査項目	細別	対象	評価対象項目
3.出来形及び出来ばえ	Ⅱ.品質 解体工事	□	□ ①分別、再資源化を適切に実施していることが確認できる。 □ ②施工計画書に定められた計画により管理されていることが確認できる。 □ ③廃棄物の処理が適切であることが確認できる。 □ ④請負者の管理記録が整備されていることが確認できる。 □ ⑤不可視部分の写真記録が適正であることが確認できる。 □ ⑥解体施工等において品質確保のための工夫をしていることが確認できる。 □ ⑦その他( ) 理由:
			(減点)該当すればd評価とする。 □ 品質の管理に関して、監督職員が文書で指示を行い改善された。 (減点)該当すればe評価とする。 □ 品質が不適切であったため、工事請負契約書第31条に基づく修補指示を検査職員が行った。
評価			
a:品質が特に優れている。 a':品質が優れている。 b:品質が特に良好である。 b':品質が良好である。 c:品質が適切である。 d:品質がやや不適切である。 e:品質が不適切である。			
該当項目が90%以上・・・・・ a 該当項目が80%以上90%未満・・・・ a' 該当項目が70%以上80%未満・・・・ b 該当項目が60%以上70%未満・・・・ b' 該当項目が50%以上60%未満・・・・ c 該当項目が50%未満・・・・・ d			① 「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、 評価すべき項目でない場合は空白のままとする。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、 比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値(%)＝評価数( )／対象評価項目数( )
評価		**評価値**	

※1. 解体施工等の品質の水準を評価すること。

別紙－3⑦

考査項目別運用表（建築）

（検査員）

<table>
<tr><th>考査項目</th><th>細別</th><th>対象</th><th>評価対象項目</th></tr>
<tr><td rowspan="2">3.出来形及び
出来ばえ</td><td>Ⅲ.出来ばえ
建築工事

工事比率
1.00</td><td>□
□
□
□
□
□
□</td><td>□ ①きめ細かな施工がなされ、取り合いの納まりや端部まで仕上がりが良い。
□ ②関連工事(工種)又は既存部分との調整がなされ、調和が良い仕上がりである。
□ ③使い勝手や使用者の安全に対する配慮に優れている。
□ ④仕上がりの状態が良好で、作動状態も良好である。
□ ⑤色調が均一であり、色むら等が無く、全体的な美観が良好である。
□ ⑥材料・製品の割付や通り等が良く、全体的な出来ばえが良好である。
□ ⑦保全に配慮した施工がなされている。
□ ⑧その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）
理由：</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>（減点）該当すればd評価とする。
□ 出来ばえが劣っている。</td></tr>
<tr><td colspan="4">評価</td></tr>
<tr><td colspan="4">a：全体的な完成度が優れている。b：全体的な完成度が良好である。c：全体的な完成度が適切である。
d：全体的な完成度が劣っている。</td></tr>
<tr><td colspan="2">該当項目が90%以上・・・・・ a
該当項目が80%以上90%未満・・・・ b
該当項目が80%未満・・・・ c</td><td colspan="2">① 「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、
評価すべき項目でない場合は空白のままとする。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、
比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値（　　%）＝評価数（　）／対象評価項目数（　）
④ 評価対象項目数が2項目以下の場合は、全て該当してもc評価とする。</td></tr>
<tr><td>**評価**</td><td></td><td>**評価値**</td><td></td></tr>
</table>

※1. 全体的な仕上がり状態、機能を評価する。

※2. 出来ばえの評価は、全体的な仕上がり状態、形状、配置及び関連工事との調和、目的物としての機能などについて、観察、計測等により技術的な評価を行う。

※3. デザインビルド方式等で建築工事・電気設備工事・空調衛生設備工事等が2工種以上複合している工事については、それぞれの工種毎に評価し、工事費内訳による加重平均などの方法によってよいものとする。また、改修工事等で付帯工事を含む場合は、主要工事で評価するものとし工事比率は1.0とする。

別紙－3⑧

考査項目別運用表（建築）

（検査員）

考査項目	細別	対象	評価対象項目
3.出来形及び出来ばえ	Ⅲ.出来ばえ		□ ①きめ細やかな施工がなされている。
	電気設備工事	□	□ ②関連工事(工種)又は既存部分との調整がなされ、調和が良い仕上がりである。
		□	□ ③機器又はシステムとして、運転状態が正常であり、性能が優れている。
	受変電設備工事	□	□ ④環境負荷低減への対策が優れている。
	工事比率	□	□ ⑤運転操作及び保守点検等の容易さを確保するための配慮がなされている。
	1.00	□	□ ⑥その他（ ）
			理由：
			（減点）該当すればd評価とする。
			□ 出来ばえが劣っている。

評価	
a：全体的な完成度が優れている。b：全体的な完成度が良好である。c：全体的な完成度が適切である。 d：全体的な完成度が劣っている。	
該当項目が90%以上・・・・・ a 該当項目が80%以上90%未満・・・・ b 該当項目が80%未満・・・・ c	① 「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値（ %）＝評価数（ ）／対象評価項目数（ ） ④ 評価対象項目数が2項目以下の場合は、全て該当してもc評価とする。

評価		評価値	

※1. 全体的な仕上がり状態、機能を評価する。

※2. 出来ばえの評価は、全体的な仕上がり状態、形状、配置及び関連工事との調和、目的物としての機能などについて、観察、計測等により技術的な評価を行う。

※3. デザインビルド方式等で建築工事・電気設備工事・空調衛生設備工事等が2工種以上複合している工事については、それぞれの工種毎に評価し、工事費内訳による加重平均などの方法によってよいものとする。また、改修工事等で付帯工事を含む場合は、主要工事で評価するものとし工事比率は1.0とする。

別紙－3⑨

考査項目別運用表（建築）

（検査員）

考査項目	細別	対象	評価対象項目
3.出来形及び 出来ばえ	Ⅲ.出来ばえ 空調衛生設備工事 機械設備工事 工事比率 1.00	☐ ☐ ☐ ☐ ☐	☐ ①きめ細やかな施工がなされている。 ☐ ②関連工事(工種)又は既存部分との調整がなされ、調和が良い仕上がりである。 ☐ ③機器又はシステムとして、運転状態が正常であり、性能が優れている。 ☐ ④環境負荷低減への対策が優れている。 ☐ ⑤運転操作及び保守点検等の容易さを確保するための配慮がなされている。 ☐ ⑥その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） 理由：
			（減点）該当すればd評価とする。 ☐ 出来ばえが劣っている。

評価	
a：全体的な完成度が優れている。b：全体的な完成度が良好である。c：全体的な完成度が適切である。 d：全体的な完成度が劣っている。	
該当項目が90％以上・・・・・ a 該当項目が80％以上90％未満・・・・ b 該当項目が80％未満・・・・ c	① 「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、 評価すべき項目でない場合は空白のままとする。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、 比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値（　　%）＝評価数（　）／対象評価項目数（　） ④ 評価対象項目数が2項目以下の場合は、全て該当してもc評価とする。

評価		評価値	

※1. 機械設備工事とは、エレベーター、エスカレーター設備工事等の建設業法における機械器具設置工事をいう。

※2. 全体的な仕上がり状態、機能を評価する。

※3. 出来ばえの評価は、全体的な仕上がり状態、形状、配置及び関連工事との調和、目的物としての機能などについて、観察、計測等により技術的な評価を行う。

※4. デザインビルド方式等で建築工事・電気設備工事・空調衛生設備工事等が2工種以上複合している工事については、それぞれの工種毎に評価し、工事費内訳による加重平均などの方法によってよいものとする。また、改修工事等で付帯工事を含む場合は、主要工事で評価するものとし工事比率は1.0とする。

出来ばえの評価計		評価値	

（2工種以上複合している工事）

別紙－3⑩

考査項目別運用表（建築）

（検査員）

<table>
<tr><th>考査項目</th><th>細別</th><th>対象</th><th>評価対象項目</th></tr>
<tr><td rowspan="2">3.出来形及び
出来ばえ</td><td rowspan="2">Ⅲ.出来ばえ
解体工事</td><td>

□
□</td><td>□ ①きめ細かな施工がなされている。
□ ②既存部分や関連設備との調整がなされている。
□ ③解体後の整地等の仕上がり状態が良好である。
□ ④敷地の雨水排水等に配慮した施工がなされている。
□ ⑤その他（ ）
理由：</td></tr>
<tr><td></td><td>（減点）該当すればd評価とする。
□ 出来ばえが劣っている。</td></tr>
<tr><td colspan="4">評価</td></tr>
<tr><td colspan="4">a：全体的な完成度が優れている。b：全体的な完成度が良好である。c：全体的な完成度が適切である。
d：全体的な完成度が劣っている。</td></tr>
<tr><td colspan="3">該当項目が90％以上・・・・・ a
該当項目が80％以上90％未満・・・・ b
該当項目が80％未満・・・・ c</td><td>① 「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、
評価すべき項目でない場合は空白のままとする。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、
比率(％)計算の値で評価する。
③ 評価値（ ％）＝評価数（ ）／対象評価項目数（ ）
④ 評価対象項目数が2項目以下の場合は、全て該当してもc評価とする。</td></tr>
<tr><td>評価</td><td></td><td>評価値</td><td></td></tr>
</table>

※1. 全体的な仕上がり状態を評価する。

考査項目別運用表（小規模工事）

目　　　　　　次

考査項目別運用表（小規模工事）

［記入方法］該当する項目の□に「レ」印を記入する。評価の対象としない項目には「×」印を記入する。　　　　　（ 主 任 監 督 員 ）

<table>
<tr><th>考査項目</th><th>細　別</th><th>a</th><th>b</th><th>c</th><th>d</th><th>e</th></tr>
<tr><td rowspan="4">1. 施工体制</td><td rowspan="2">Ⅰ.施工体制一般</td><td>適切である</td><td>ほぼ適切である</td><td>他の評価に該当しない</td><td>やや不適切である</td><td>不適切である</td></tr>
<tr><td colspan="3">●「評価対象項目」
□「施工プロセス」のチェックリストのうち、施工体制一般について指示事項がない。
□施工計画書を、工事着手前に提出している。
□作業分担の範囲を、施工体制台帳及び施工体系図に明確に記載している。
□品質証明員が関係書類、出来形、品質等の確認を工事全般にわたって実施して、品質証明に係る体制が有効に機能している。
□元請が下請の作業成果を検査している。
□施工計画書の内容と現場施工方法が一致している。
□緊急指示、災害、事故等が発生した場合の対応が速やかである。
□現場に対する本店や支店による支援体制を整えている。
□工場製作期間における技術者を適切に配置している。
□機械設備、電気設備等について、製作工場における社内検査体制（規格値の設定や確認方法等）を整えている。
□その他　〔理由：　〕

●判断基準
該当項目が90％程度以上・・・・・・・ a
該当項目が80％以上90％未満・・・・ b
該当項目が80％程度未満・・・・・・・ c

① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。
② 削除項目のある場合は,削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値（　　%）＝該当項目数（　　）／評価対象評価項目数（　　）
④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は「c」評価とする。</td><td>□施工体制一般に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。</td><td>□施工体制一般に関して、監督職員からの文書による指示に従わなかった。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">Ⅱ.配置技術者
（現場代理人等）</td><td>a
適切である</td><td>b
ほぼ適切である</td><td>c
他の評価に該当しない</td><td>d
やや不適切である</td><td>e
不適切である</td></tr>
<tr><td colspan="3">●「評価対象項目」
【全体を評価する項目】
□「施工プロセス」のチェックリストのうち、配置技術者について指示事項がない。
□作業に必要な作業主任者及び専門技術者を選任及び配置している。
【現場代理人を評価する項目】
□現場代理人が、工事全体を把握している。
□設計図書と現場との相違があった場合は、監督職員と協議するなどの必要な対応を行っている。
□監督職員への報告を的確に行っている。
【監理（主任）技術者を評価する項目】
□書類を共通仕様書及び諸基準に基づき適切に作成し、整理している。
□契約書、設計図書、適用すべき諸基準を理解し、施工に反映している。
□施工上の課題となる条件（作業環境、気象、地質等）への対応を図っている。
□下請の施工体制及び施工状況を把握し、技術的な指導を行っている。
□監理（主任）技術者が、明確な根拠に基づいて技術的な判断を行っている。
□その他　〔理由：　〕

●判断基準
該当項目が90％以上・・・・・・・・・ a
該当項目が80％以上90％未満・・・・ b
該当項目が80％未満・・・・ c

① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。
② 削除項目のある場合は,削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値（　　%）＝該当項目数（　　）／評価対象評価項目数（　　）
④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は「c」評価とする。</td><td>□配置技術者に関して、監督職員が改善指示を行った。</td><td>□配置技術者に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。</td></tr>
</table>

考査項目別運用表（小規模工事）

（主任監督員）

考査項目	細　別	a	b	c	d	e
		適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	やや不適切である	不適切である
2.施工状況	Ⅰ.施工管理	●「評価対象項目」 □「施工プロセス」のチェックリストのうち、施工管理について指示事項がない。 □施工計画書が、設計図書及び現場条件を反映したものとなっている。 □現場条件の変化に対して、適切に対応している。 □工事材料の品質に影響がないよう保管している。 □日常の出来形管理を、設計図書及び施工計画書に基づき適時及び的確に行っている。 □日常の品質管理を、設計図書及び施工計画書に基づき適時及び的確に行っている。 □現場内の整理整頓を日常的に行っている。 □指定材料の品質証明書及び写真等を整理している。 □工事打合せ簿を、不足無く整理している。 □建設副産物の再利用等への取り組みを適切に行っている。 □工事全般において、低騒音型、低振動型、排出ガス対策型の建設機械及び車両を使用している。 □その他　〔理由：　〕 ●判断基準 該当項目が90％程度以上・・・・・・a 該当項目が80％以上90％未満・・・・b 該当項目が80％未満・・・・・・c ① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は,削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値（　%）＝該当項目数（　）／評価対象評価項目数（　） ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は「c」評価とする。			□施工管理に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。	□施工管理に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。
	Ⅱ.工程管理	a	b	c	d	e
		適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	やや不適切である	不適切である
		●「評価対象項目」 □「施工プロセス」のチェックリストのうち、工程管理について指示事項が無い。 □工程に与える要因を的確に把握し、それらを反映した工程表を作成している。 □実施工程表の作成及びフォローアップを行っており、適切に工程を管理している。 □現場条件の変化への対応が迅速であり、施工の停滞が見られない。 □時間制限や片側交互通行等の各種制約への対応が適切であり、大きな工程の遅れが無い。 □工事の進捗を早めるための取り組みを行っている。」 □適切な工程管理を行い、工程の遅れが無い。 □休日の確保を行っている。 □計画工程以外の時間外作業がほとんど無い。 □その他　〔理由：　〕 ●判断基準 該当項目が90％以上・・・・・・ a 該当項目が80％以上90％未満・・・・ b 該当項目が80％未満・・・・ c ① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は,削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値（　%）＝該当項目数（　）／評価対象評価項目数（　） ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は「c」評価とする。			□工程管理に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。	□工程管理に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。

別紙－1③

考査項目別運用表（小規模工事）

（主任監督員）

<table>
<tr><td>考査項目</td><td>細　別</td><td>a</td><td>b</td><td>c</td><td>d</td><td>e</td></tr>
<tr><td rowspan="6"></td><td rowspan="3">Ⅲ.安全対策</td><td>適切である</td><td>ほぼ適切である</td><td>他の評価に該当しない</td><td>やや不適切である</td><td>不適切である</td></tr>
<tr><td colspan="3">●「評価対象項目」
□「施工プロセス」のチェックリストのうち、安全対策について指示事項が無い。
□災害防止協議会を1回/月以上実施している。
□安全教育及び安全訓練等を半日/月以上実施している。
□新規入場者教育の内容に、当該工事の現場特性を反映している。
□工事期間を通じて、労働災害及び公衆災害が発生しなかった。
□過積載防止に取り組んでいる。
□仮設工の点検及び管理を、チェックリスト等を用いて実施している。
□保安施設の設置及び管理を、各種基準及び関係者間の協議に基づき行っている。
□地下埋設物及び架空線等に関する事故防止対策に取り組んでいる。
□その他　〔理由：　　　　　　　　　　〕

●判断基準
該当項目が90%以上・・・・・・・・・・ a
該当項目が80%以上90%未満・・ b
該当項目が80%未満・・・・・・・・ c

① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。
② 削除項目のある場合は,削除後の評価項目数を母数として計算した
比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値(　　%)＝該当項目数(　　)／評価対象評価項目数(　　)
④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は「c」評価とする。</td><td>□安全対策に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。</td><td>□安全対策に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。</td></tr>
<tr><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td rowspan="3">Ⅳ.対外関係</td><td>a</td><td>b</td><td>c</td><td>d</td><td>e</td></tr>
<tr><td>適切である</td><td>ほぼ適切である</td><td>他の評価に該当しない</td><td>やや不適切である</td><td>不適切である</td></tr>
<tr><td colspan="3">●「評価対象項目」
□「施工プロセス」のチェックリストのうち、対外関係について指示事項がない。
□関係官公庁などと調整を行い、トラブルの発生がない。
□地元との調整を行い、トラブルの発生が無い。
□第三者からの苦情が無い。もしくは、苦情に対して適切な対応を行っている。
□関連工事との調整を行い、円滑な進捗に取り組んでいる。
□工事の目的及び内容を、工事看板などにより地域住民や通行者等に分りやすく周知している。
□その他　〔理由：　　　　　　　　　　〕

●判断基準
該当項目90%以上・・・・・・a
該当項目80%以上90%未満・・・・b
該当項目80%未満・・・・c

① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。
② 削除項目のある場合は,削除後の評価項目数を母数として計算した
比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値(　　%)＝該当項目数(　　)／評価対象評価項目数(　　)
④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は「c」評価とする。</td><td>□対外関係に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。</td><td>□対外関係に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。</td></tr>
</table>

考査項目別運用表（小規模工事）

（主任監督員）

考査項目	a	b	c	d	e
3.出来形及び出来ばえ Ⅰ.出来形	出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね50%以内である。	出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね80%以内である。	出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、a、bに該当しない。	出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で改善指示を行った。	契約書第17条に基づき、監督職員が改造請求を行った。
	※　ばらつき判断は別紙－4参照 ①出来形の評定は、工事全般を通じて評定するものとする。 ②出来形とは、設計図書に示された工事目的物の形状及び寸法をいう。 ③出来形管理とは、「土木工事施工管理基準」の測定項目、測定基準及び規格値に基づき所定の出来形を確保する管理体系である。なお、当該管理基準によりがたい場合等については、別に定める出来形管理項目や管理基準等に基づき評価を行うものとする。 ④出来形管理項目を設定していない工事は「c」評価とする ⑤工事内容等によりばらつきで評価できない場合は、規格値・基準値・設計値と測定した出来形寸法との差の大小など、測定値と許容値等との関係性をもってばらつき評価に代えてもよい。				

考査項目	a	b	c	d	e
Ⅱ.品質	品質の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが概ね50%以内である。	品質の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが概ね80%以内である。	品質の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、a、bに該当しない。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で改善指示を行った。	契約書第17条に基づき、監督職員が改造請求を行った。
	※　ばらつきの判断は別紙－4参照 ①品質の評定は、工事全般を通じて評定するものとする。 ②品質とは、設計図書に示された工事目的物の規格である。 ③品質管理とは、「土木工事施工管理基準」の試験項目、試験基準及び規格値に基づく全ての段階における品質確保のための管理体系である。なお、当該管理基準によりがたい場合等については、別に定める品質管理項目や管理基準等に基づき評価を行うものとする。 ④品質管理項目を設定していない工事は「c」評価とする。 ⑤ばらつき評価が適当でない場合は、下記評価項目により評価する。				

＜ばらつき評価が適切ではない場合＞

a	b	c
適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない

●〔評価対象項目〕
- 常に緊急的な作業に対応できる体制を整えている。
- 緊急的な作業に対して迅速に対応している。
- 監督職員の指示事項に対し、現地状況を勘案し、施工方法や構造について提案するなど積極的に取組んでいる。
- 施工条件、気象条件を考慮して施工している。
- 材料の品質・形状が証明書等で確認できる。
- 施工箇所以外の部分に損傷を与えないよう工夫している。
- 施工時期や施工場所について地域や環境への配慮を行った。
- その他〔理由:　　　　　　　　　　　　　　　〕

●判断基準
- 該当項目が6項目以上・・・ a
- 該当項目が4項目・・・・・・・ b
- 該当項目が3項目・・・・・・・ c

考査項目別運用表(小規模工事)

考査項目	細　別	工　夫　事　項	
5. 創意工夫	Ⅰ. 創意工夫	【施工】 □ 施工に伴う器具、工具、装置等に関する工夫又は施設据付後の試運転調整に関する工夫。 □ コンクリート二次製品などの代替材の利用に関する工夫。 □ 土工、地盤改良、橋梁架設、舗装、コンクリート打設等の施工に関する工夫。 □ 部材並びに機材等の運搬及び吊り方式などの施工方法に関する工夫。 □ 設備工事における加工や組立等又は電気工事における配線や配管等に関する工夫。 □ 給排水工事や衛生設備工事等における配管又はポンプ類の凍結防止、配管のつなぎ等に関する工夫。 □ 照明などの視界の確保に関する工夫 □ 仮排水、仮道路、迂回路等の計画的な施工に関する工夫。 □ 運搬車両、施工機械等に関する工夫。 □ 支保工、型枠工、足場工、仮桟橋、覆工板、山留め等の仮設工に関する工夫。 □ 盛土の締固度、杭の施工高さ等の管理に関する工夫。 □ 施工計画書の作成、写真の管理等に関する工夫。 □ 出来形又は品質の計測、集計、管理図等に関する工夫。 □ 施工管理ソフト、土量管理システム等の活用に関する工夫。 □ ICT(情報通信技術)を活用した情報化施工を取り入れた工事。 ※本項目は2点の加点とする。 □ 特殊な工法や材料を用いた工事。 □ 優れた技術力又は能力として評価する技術を用いた工事。 【新技術活用】 □ NETIS登録技術のうち試行技術を活用し、活用効果調査表を提出している。 ※本項目は2点の加点とする。 □ NETIS登録技術のうち活用した試行技術が「少実績優良技術」である場合又は発注者による活用効果調査結果の総合評価点が120点以上であった場合。 ※本項目は2点の加点とする。 □ NETIS評価情報技術のうち「少実績優良技術」を除く「有用とされる技術」を活用し、活用効果調査表を提出している。 ※本項目は4点の加点とする。 □ NETIS登録技術のうち試行技術及び「有用とされる技術」以外の新技術を活用した結果、発注者による活用効果調査結果の総合評価点が120点以上の場合。 ※本項目は4点の加点とする。 ※新技術の活用に関する上記4項目での加点は最大4点とする。 【品質】 □ 土工、設備、電気の品質向上に関する工夫。 □ コンクリートの材料、打設、養生に関する工夫。 □ 鉄筋、PCケーブル、コンクリート二次製品等の使用材料に関する工夫。 □ 配筋、溶接作業等に関する工夫。 【安全衛生】 □ 建設業労働災害防止協会が定める指針に基づく安全衛生教育を実施している。 ※本項目は2点の加点とする。 □ 安全を確保するための仮設備等に関する工夫。(落下物、墜落、転落、挟まれ、看板、立入禁止柵、手摺り、足場等) □ 安全教育、技術向上講習会、安全パトロールに関する工夫。 □ 現場事務所、労務者宿舎等の空間及び設備等に関する工夫。 □ 有毒ガス並びに可燃ガスの処理及び粉塵防止並びに作業中の換気等に関する工夫。 □ 一般車両突入時の被害低減方策又は一般交通の安全確保に関する工夫。 □ 厳しい作業環境の改善に関する工夫。 □ 環境保全に関する工夫。	【その他】 □ その他　〔理由：　〕 □ その他　〔理由：　〕 □ その他　〔理由：　〕 □ その他　〔理由：　〕 □ その他　〔理由：　〕 □ その他　〔理由：　〕 □ その他　〔理由：　〕
	記述評価 (レマークを付した評価内容を詳細記述	評　点：　　点	【創意工夫の詳細評価】工夫の内容及び具体的内容を記載

※1　特に評価すべき創意工夫を加点評価する。
※2　評価は各項目で1つレ点が付されれば1、2、4点で評価し、最大7点の加点評価とする。
※3　該当する数と重みを勘案して評定する。1項目1点を目安とするが、内容によってはそれ以上の点数を与えてもよい。
※4　上記の考査項目の他に評価に値する企業の工夫があれば、その他に具体の内容を記載して加点する。

別紙－2①

考査項目別運用表（小規模工事）

［記入方法］該当する項目の□に「レ」印を記入する。

（　総　括　監　督　員　）

考査項目	細　別	a	b	c	d	e
2.施工状況	Ⅱ.工程管理	優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	やや劣っている	劣っている

●評価対象項目

□隣接する他の工事などとの工程調整に取り組み、遅れを発生させることなく工事を完成させた。

□地元及び関係機関との調整に取り組み、遅れを発生させることなく工事を完成させた。

□工程管理を適切に行ったことにより、休日や夜間工事の回避等を行い、地域住民に公共工事に対する好印象を与えた。

□工程管理に係る積極的な取り組みが見られた。

□災害復旧工事など特に工期的な制約がある場合において、余裕をもって工事を完成させた。

□工事施工場所が広範囲に点在している場合において、工程管理を的確に行い、余裕をもって工事を完成させた。

□その他　〔理由：　〕

●判断基準

上記該当項目を総合的に判断して、a、b、c、d、e評価を行う。

細　別	a	b	c	d	e
Ⅲ.安全対策	優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	やや劣っている	劣っている

●評価対象項目

□建設労働災害及び公衆災害の防止に向けた取り組みが顕著であった。

□安全衛生を確保するための管理体制を整備し、組織的に取り組んだ。

□安全衛生を確保するため、他の模範となるような活動に積極的に取り組んだ。

□安全管理に関する技術開発や創意工夫に取り組んだ。

□安全協議会での活動に積極的に取り組んだ。

□安全対策に係る取り組みが地域から評価された。

□その他　〔理由：　〕

●判断基準

上記該当項目を総合的に判断して、a、b、c、d、e評価を行う。

考査項目別運用表（小規模工事）

（　総　括　監　督　員　）

考査項目	細　別	対　応　事　項	【事　例】 具体的な施工条件等への対応事例
4．工事特性	1．施工条件等への対応	Ⅰ．構造物の特殊性への対応 □ 1．対象構造物の高さ、延長、施工(断)面積、施工深度等の規模が特殊な工事 □ 2．対象構造物の形状が複雑であることなどから、施工条件が特に変化する工事 □ 3．その他　〔理由：　〕 ※上記の対応事項に1つ以上のレ点が付けば4点の加点とする。	（1．について） 切土、盛土の土工量:5万m3以上、護岸・築堤の平均高さ5m以上、浚渫工:10万m3以上、トンネル（NATM）:内空断面積:100m2以上 推進工（羽口、泥水加圧）:φ2000mm以上、樋管:30m以上、樋門又は水門の扉体面積:50m2以上、砂防ダムの堤高さ:15m以上 海岸堤防、護岸、突堤又は離岸堤の水深:10m以上、地滑り防止工:幅50m以上又は延長80m以上、 橋梁下部工の高さ:15m以上、橋梁上部工の最大支間庁:60m以上 （2．について） ・砂防工事などにおいて、現地合わせに基づいて再設計が必要な工事。 ・鉄道に隣接した橋脚の耐震補強工事又は河道内流水部における橋脚の撤去工事。 ・供用中の道路トンネルの拡幅工事。 （3．について） ・その他、構造物固有の難しさへの対応が特に必要な工事。 ・その他、技術固有の難しさへの対応が必要である工事。 ・地山強度が低い又は土被りが薄いため、FEM解析などによる検討が必要な工事。
		Ⅱ．都市部の作業環境、社会条件等への対応 □ 4．地盤の変形、近接構造物、地中埋設物への影響に配慮する工事 □ 5．周辺環境条件により、作業条件、工程等に大きな影響を受ける工事 □ 6．周辺住民等に対する騒音・振動を特に配慮する工事 □ 7．現道上での交通規制に大きく影響する工事 □ 8．緊急時に対応が特に必要な工事 □ 9．施工箇所が広範囲にわたる工事 □ 10.その他　〔理由：　〕 ※上記の対応事項に1つ以上レ点が付けば6点の加点とする。	（4．について） ・供用中の鉄道又は道路と交差する橋梁などの工事。 ・市街地等の家屋密集地での、鉄道又は道路をアンダーパスする工事。 ・監視などの結果に基づき、工法の変更を行った工事。 （5．について） ・ガス管、水道管、電話線等の支障物件の移設について、施工工程の管理に特に注意を要した工事。 ・地元調整や環境対策などの制約が特に多い工事。 ・　そのほか、各種制約があり、施工に特に厳しい制限を受けた工事。 （6．について） ・市街地での夜間工事。 ・DID地区での工事。 （7．について） ・日交通量が概ね1万台以上の道路で片側交互通行の交通規制をした工事。 ・供用している自動車専用道路等の路上工事で、交通規制が必要な工事。 ・工事期間中の大半にわたって、交通開放を行うため規制標識の設置撤去を日々行った工事。 （8．について） ・緊急時の作業があり、その作業の全てに対応した工事。 （9.について） ・作業現場が広範囲に分布している工事。 （10.について） ・施工ヤードの広さや高さに制限があり、機械の使用など施工に制約を受けた工事。 ・その他、周辺環境又は社会条件への対応が特に必要な工事
		Ⅲ.厳しい自然・地盤条件への対応 □ 11.特殊な地盤条件への対応が必要な工事 □ 12.雨・雪・風・気温・波浪等の自然条件の影響が大きな工事 □ 13.急峻な地形及び土石流危険渓流内での工事 □ 14.動植物等の自然環境の保全に特に配慮しなければならない工事 □ 15.その他　〔理由：　〕 ※上記の対応事項に1つ以上レ点が付けば4点の加点とする。	（11.について） ・河川内の橋脚工事において地下水位が高く、ウェルポイント工法などによる排水や大規模な山留めなどが必要な工事。 ・支持地盤の形状が複雑なため、深礎杭基礎毎に地質調査を実施するなど支持地盤を確認しながら再設計した工事。 ・施工不可能日が多いことから、施工機械の稼働率や台数などを的確に把握する必要が生じた工事。 （12.について） ・海岸又は河川区域内のため、設計書で計上する以上に波浪等の影響で不稼働日が多く、主に作業船や台船を使用する工事。 ・潜水夫を多用した工事又は波浪や水位変動が大きいため作業構台等を設置した工事。 （13.について） ・急峻な地形のため、作業構台や作業床の設置が制限される工事。もしくは、命綱を使用する必要があった工事（法面工は除く）。 ・斜面上又は急峻な地形直下での工事のため、工事に伴う地滑り防止対策等の安全対策を必要とした工事。 ・土石流危険渓流に指定された区域内における工事。 （14.について） ・イヌワシ等の猛禽類などの貴重な動植物への配慮のため、工程や施工方法に制約を受けた工事。 （15.について） ・その他、自然条件又は地盤条件への対応が必要であった工事。 ・その他、災害等における臨機の措置のうち特に評価すべき事項が認められる工事。
		Ⅳ．長期工事における安全確保への対応 □ 16.12ヶ月を超える工事で、事故がなく完成した工事（全面一時中止期間は除く） ※ただし、文書注意に至らない事故は除く。 □ 17.その他　〔理由：　〕 ※上記の対応事項に1つ以上レ点が付けば6点の加点とする。	
	評　価	評 点 ：＿＿＿＿＿点	

※1 工事特性は、最大20点の加点評価とする。
※2 評価にあたっては、主任監督員等の意見も参考に評価する。

別紙－2③

考査項目別運用表（小規模工事）

（　総　括　監　督　員　）

考査項目	細　別	a	a'	b	b'	c
6. 社会性等	I .地域への貢献等	優れている	bより優れている	やや優れている	cより優れている	他の評価に該当しない

●評価対象項目

- 周辺環境への配慮に積極的に取り組んだ。
- 現場事務所や作業現場の環境を周辺地域の景観に合わせるなど、積極的に周辺地域との調和を図った。
- 定期的に広報紙の配布や現場見学会を実施して、積極的に地域とのコミュニケーションを図った。
- 道路清掃などを積極的に実施し、地域に貢献した。
- 地域が主催するイベントへ積極的に参加し、地域とのコミュニケーションを図った。
- 災害時などにおいて、地域への支援又は行政などによる救援活動への積極的な協力を行った。
- その他　〔理由：　　　　〕

●判断基準

上記該当項目を総合的に判断して、a、a'、b、b'、c評価を行う。

別紙－2④

考査項目別運用表（小規模工事）

（総括監督員）

考査項目	法令遵守等の該当項目一覧表
7.法令遵守等	

	措置内容	点数
	1.指名停止3ヶ月以上	－20点
	2.指名停止2ヶ月以上3ヶ月未満	－15点
	3.指名停止1ヶ月以上2ヶ月未満	－13点
	4.指名停止2週間以上1ヶ月未満	－10点
	5.文書注意	－ 8点
	6.口頭注意	－ 5点
	7.工事関係者事故または公衆災害が発生したが、当該事故に係る安全管理の措置の不適切な程度が軽微なため、口頭注意以上の処分が行われなかった場合	－ 3点
	8.その他 〔理由： 〕	－ 点
	9. 項目該当なし	減点無し

法令遵守等 評定点合計		点

① 本評価項目（7.法令遵守等）で評価する事例は、施工にあたって、工事関係者が下記の適応事例で上表の措置があった場合に適用する。
② 「施工」とは、請負契約書の記載内容（工事名、工期、施工場所等）を履行することに限定する。
③ 「工事関係者」とは、当該現場に従事する現場代理人、監理技術者、主任技術者、品質証明員、請負会社の現場従事職員及び当該工事にあたって下請契約し、それを履行をするために従事する者に限定する。
④ 総合評価落札方式における技術提案が、受注者の責により履行されなかった場合は、8. その他の項目で減ずる措置を行う。

【上記で評価する場合の適応事例】

- 1.入札前に提出した調査資料等などにおいて、虚為の事実が判明した。
- 2.承諾なしに権利又は義務を第三者に譲渡又は承継した。
- 3.使用人に関する労働条件に問題があり送検された。
- 4.産業廃棄物処理法に違反する不法投棄、砂利採取法に違反する無許可採取等の関係法令に違反する事実が判明した。
- 5.当該工事関係者が贈収賄などにより逮捕又は公訴された。
- 6.一括下請や技術者の専任違反等の建設業法に違反する事実が判明した。
- 7.入国管理法に違反する外国人の不法就労者が判明し、送検された。
- 8.労働基準法に違反する事実が判明し、送検等された。
- 9.監督又は検査の実施を、不当な圧力をかけるなどにより妨げた。
- 10.下請代金を期日以内に支払っていない。不当に下請代金の額を減じているなど下請代金支払遅延等防止法第4条に規定する親事業者の遵守事項に違反する行為がある。
- 11.過積載等の道路交通法違反により、逮捕または送検された。
- 12.受注企業の社員に「指定暴力団」又は「指定暴力団の傘下組織（団体）」に所属する構成員、準構成員、企業舎弟等の暴力団関係者がいることが判明した。
- 13.下請に暴力団関係企業が入っていることが判明した。あるいは「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第9条に記されている砂利、砂、防音シート、軍手等の物品の納入、土木作業員やガードマンの受け入れ、土木作業員用の自動販売機の設置等を行っている事実が判明した。
- 14.安全管理が不適切であったことから死傷者を生じさせた工事関係者事故又は重大な損害を与えた公衆損害事故を起こした。

別紙－３－①

考査項目別運用表(小規模工事)

[記入方法] 該当する項目の□に「レ」印を記入する。評価の対象としない項目には「×」印を記入する。　　　　(　検　査　員　)

考査項目	細　別	a	b	c	d	e
2.施工状況	Ⅰ.施工管理	優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	やや劣っている	劣っている
		●「評価対象項目」 □契約書18条第1項第1号～5号に基づく設計図書の照査を行っていることが確認できる。 □施工計画書が工事着手前に提出され、所定の項目が記載されていると共に、設計図書の内容及び現場条件を反映したものとなっていることが確認できる。 □工事期間を通じて、施工計画書の記載内容と現場施工方法が一致していることが確認できる。 □現場条件又は計画内容に変更が生じた場合は、その都度当該工事着手前に変更計画書を提出していることが確認できる。 □工事材料の品質に影響が無いよう工事材料を保管していることが確認できる。 □立会確認の手続きを事前に行っていることが確認できる。 □建設副産物の再利用等への取り組みを行っていることが確認できる。 □施工体制台帳及び施行体系図を法令等に沿った内容で的確に整備していることが確認できる。 □下請けに対する引き取り(完成)検査を書面で実施していることが確認できる。 □品質証明体制が確立され、品質証明員による関係書類、出来形、品質等の確認を工事全般にわたって行っていることが確認できる。 □工事の関係書類を不足なく簡潔に整理していることが確認できる。 □社内の管理基準に基づき管理していることが確認できる。 □その他　〔理由：　〕 ●判断基準 該当項目が90%以上・・・・・・・・・・a 該当項目が80%以上90%未満・・・・b 該当項目が80%未満・・・・・・・・c ① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は,削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値(　%)＝該当項目数(　)／評価対象評価項目数(　) ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は「c」評価とする。			□施工管理について、監督職員が文書による改善指示を行った。	□施工管理について、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。

考査項目別運用表（小規模工事）

（　検　査　員　）

考査項目	a	a’	b	b’	c	d	e
3.出来形及び出来ばえ Ⅰ.出来形	出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね50%以内で、下記の「評定対象項目」の4項目以上が該当する。	出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね50%以内で、下記の「評定対象項目」の3項目以上が該当する。	出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね80%以内で、下記の「評定対象項目」の3項目以上が該当する。	出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね80%以内で、下記の「評定対象項目」の2項目以上が該当する。	出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、a～b’に該当しない。	出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。

●［評価対象項目］
- 出来形管理が容易に把握できるよう、出来形管理図及び出来形管理表を工夫していることが確認できる。
- 社内の管理基準に基づき管理していることが確認できる。
- 不可視部分の出来形が写真で確認できる。
- 不可視部分の出来形値が、写真と測定結果一覧表で一致していることが確認できる。
- 出来形確認が、適切な時期に、適切な方法で行われていることが確認できる。
- 写真管理基準の管理項目を満足している。
- 出来形管理基準が定められていない工種について、監督職員と協議の上で管理していることが確認できる。
- その他　〔理由：　　　　〕

※ばらつきの判断は別紙－4参照。

① 出来形は、工事全般を通じて評定するものとする。
② 出来形とは、設計図書に示された工事目的物の形状及び寸法をいう。
③ 出来形管理とは、「土木工事施工管理基準」の測定項目、測定基準及び規格値に基づき所定の出来形を確保する管理体系である。
④ 出来形管理項目を設定していない工事はc評価とする。
⑤ 工事内容等によりばらつきで評価できない場合は、規格値・基準値・設計値と測定した出来形寸法との差の大小など、測定値と許容値等との関係性をもってばらつき評価に代えてもよい。

考査項目別運用表（小規模工事）

（　検　査　員　）

考査項目	a	a'	b	b'	c	d	e
3. 出来形 及び 出来ばえ Ⅱ. 品質	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する【判断基準参照】 ［関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験］ ※ばらつきの判断は別紙－4参照					品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。

●評価対象項目

- 使用する材料の品質・形状等が適切であり、かつ現場において材料確認を適宜・的確に行っていることが確認できる。
- 材料の品質照合の書類（現物照合）を整理し品質の確認ができる。
- 現地状況を勘案し、施工方法や構造についての提案を行うなど積極的に取り組んでいることが確認できる。
- 施工箇所以外の部分に損傷を与えないよう工夫していることが確認できる。
- 施工条件や気象条件を考慮して施工したことが確認できる。
- 緊急的な作業に対応できる体制を整えていたことが確認できる。
- 施工時期や施工場所について地域や環境への配慮をしたことが確認できる。
- コンクリートの配合試験及び試験練りを行っており、コンクリートの品質（強度・w／c、最大骨材粒径、塩化物総量、単位水量、アルカリ骨材反応抑制等）が確認できる。
- 鉄筋の品質が証明書類で確認できる。
- 鉄筋の組立及び加工が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
- コンクリートの養生が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
- アスファルト混合物の品質が、配合設計及び試験練りの結果又は事前審査制度の証明書類により確認できる。
- 施工基面を平滑に仕上げていることが確認できる。
- 雨水による崩壊が起こらないように排水対策を実施していることが確認できる。
- 床掘箇所の湧水及び滞水等は排除して施工していることが確認できる。
- 締固めが設計図書に定められた条件を満足していることが確認できる。
- CBR試験などの品質管理に必要な試験を行っていることが確認できる。
- 掘削箇所において掘りすぎがなく施工していることが確認できる。
- コンクリートブロック等を損傷無く設置していることが確認できる。
- 鋼材の品質が証明書類で確認できる。
- 二次製品の品質照合の書類（現物照合）が整理されており、設計図書で指定する品質を満足していることが確認できる。
- 対象物に有害なクラック、損傷が無い。
- 水平度、鉛直度、勾配等が設計図書を満足していることが確認できる。
- その他　〔理由：　　　　　　　　　　　　〕

① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。
② 削除項目のある場合は,削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値(　　%)＝該当項目数(　　)／評価対象評価項目数(　　)
④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は「c」評価とする。

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		50%以下	80%以下	80%超	
評価値	90%以上	a	a'	b	b
	75%以上～90%未満	a'	b	b'	b'
	60%以上～75%未満	b	b'	c	c
	60%未満	b'	c	c	c

※試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。

別紙－3－④

考査項目別運用表（小規模工事）

（　検　査　員　）

考 査 項 目	a	b	c	d
	優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	劣っている
3.出来形及び出来ばえ Ⅲ.出来ばえ	●評価対象項目 □ 関係構造物等との取り合いが設計図書を満足するよう施工されている。 □ 仕上げがよい □ 施工管理記録等から不可視部分の出来映えの良さがわかる。 □ 施工対象物の通りが良い。 □ 細微まできめ細やかな施工がされている。 □ 全体的な美観がよい。 □ クラック、隙間、がたつき等がない。 □ 総合的な機能が良い。 ●判断基準 該当5項目程度以上・・・a 該当4項目程度・・・・・・・b 該当3項目程度・・・・・・・c 該当2項目程度以下・・・d			

別紙－4

【記入方法及び留意事項】

1. 出来形及び品質のばらつきの考え方

［管理図の場合］

（上･下限値がある場合）

①ばらつきが50％以下と判断できる例

（下限値のみの場合）

②ばらつきが80％以下と判断できる例

［度数表またはヒストグラムの場合］

ばらつきが小さい

ばらついている

ばらつきが大きい

2. 多工種複合工事の取り扱い

（1）主たる工種で評定する。なお、多工種で評定対象が重要な場合はこの限りではない。

（2）コンクリート橋は、プレテンション桁等、工場で製作される構造物も対象とする。

（3）評定は「合併工事」欄を活用する。

3. コンクリート構造物のクラックについて

（1）クラックが発生した構造物では、「進行性または有害なクラックがなく、発生したクラックに対しては有識者等の意見に基づく処置をしている」等が見られたら、c評価とする。

（2）「進行性または有害なクラックがある」場合、無処理の場合は、状況に応じて、dまたはe評価とする。

4. その他

･「施工プロセス」チェックリストを活用して、評定を行う。

･「4. 工事特性」「5. 創意工夫」「6. 社会性等」は、請負者から提出された実施状況に関する書類を活用して、評定を行う。

施工プロセスチェックリスト「別紙－５」

目　　次

ページ

別紙－５②

施工プロセスチェックリスト（土木）

（２／４）

考査項目	細別	確　認　項　目	チェックリスト一覧表 （チェックの目安）	チェック時期（指示事項） 着手前	施　工　中												完成時	備　考 （指示事項及びその是正状況等）
１ 施工体制	Ⅰ 施工体制一般	○施工体制台帳、施工体系図（2,500万円以上の工事）（続き）	・施工体系図を現場の工事関係者及び公衆の見やすい場所に掲げている。（施工時の当初、変更時）		（　／　） □	（　／　） □	（　／　） □	（　／　） □	（　／　） □	（　／　） □	（　／　） □	（　／　） □	（　／　） □	（　／　） □	（　／　） □	（　／　） □	（　／　） □	
			・施工体系図に記載のない業者が作業していない。（施工時　１回／月程度）		（　／　） □	（　／　） □	（　／　） □	（　／　） □	（　／　） □	（　／　） □	（　／　） □	（　／　） □	（　／　） □	（　／　） □	（　／　） □	（　／　） □		
			・施工体系図に記載されている主任技術者及び施工計画書に記載されている技術者が本人である。（施工時の当初、変更時）		（　／　） □	（　／　） □	（　／　） □	（　／　） □	（　／　） □	（　／　） □	（　／　） □	（　／　） □	（　／　） □	（　／　） □	（　／　） □	（　／　） □		
			・元請負人がその下請工事の施工に実質的に関与している。（施工時の当初、変更時）		（　／　） □	（　／　） □	（　／　） □	（　／　） □	（　／　） □	（　／　） □	（　／　） □	（　／　） □	（　／　） □	（　／　） □	（　／　） □	（　／　） □		
		○建設業許可標識	・建設業許可を受けたことを示す標識を公衆の見やすい場所に設置し、監理技術者を正しく記載している。（施工時１回程度）		（　／　） □	（　／　） □	（　／　） □	（　／　） □	（　／　） □	（　／　） □	（　／　） □	（　／　） □	（　／　） □	（　／　） □	（　／　） □	（　／　） □		
	Ⅱ 配置技術者／現場代理人・監理技術者・主任技術者	○現場代理人	・現場代理人は、現場に常駐している。（施工時　１回／月程度）		（　／　） □	（　／　） □	（　／　） □	（　／　） □	（　／　） □	（　／　） □	（　／　） □	（　／　） □	（　／　） □	（　／　） □	（　／　） □	（　／　） □		
			・現場代理人は、監督職員との連絡調整及び対応を書面で行っている。（施工時適宜）		（　／　） □	（　／　） □	（　／　） □	（　／　） □	（　／　） □	（　／　） □	（　／　） □	（　／　） □	（　／　） □	（　／　） □	（　／　） □	（　／　） □		
		○専門技術者の配置	・専門技術者を専任し、配置している。（施工計画時、施工時適宜）	（　／　） □	（　／　） □	（　／　） □	（　／　） □	（　／　） □	（　／　） □	（　／　） □	（　／　） □	（　／　） □	（　／　） □	（　／　） □	（　／　） □	（　／　） □		
		○作業主任者の選任	・作業主任者を選任し、配置している。（施工計画時、施工時適宜）	（　／　） □	（　／　） □	（　／　） □	（　／　） □	（　／　） □	（　／　） □	（　／　） □	（　／　） □	（　／　） □	（　／　） □	（　／　） □	（　／　） □	（　／　） □		
		○監理技術者（主任技術者）の専任制	・資格者証の内容を確認した。（着手前）	（　／　） □														
			・配置予定技術者、通知による監理技術者施工体制台帳に記載された監理技術者と監理技術者証に記載された技術者及び本人が同一であった。（着手前）	（　／　） □														
			・現場に常駐していた。（施工時　１回／月程度）		（　／　） □	（　／　） □	（　／　） □	（　／　） □	（　／　） □	（　／　） □	（　／　） □	（　／　） □	（　／　） □	（　／　） □	（　／　） □	（　／　） □	（　／　） □	
			・施工計画や工事に係る工程、技術的事項を把握し、主体的に係わっていた。（施工時、打合せ時）		（　／　） □	（　／　） □	（　／　） □	（　／　） □	（　／　） □	（　／　） □	（　／　） □	（　／　） □	（　／　） □	（　／　） □	（　／　） □	（　／　） □		
			・施工に先立ち、創意工夫又は提案をもって工事を進めている。（施工時適宜）		（　／　） □	（　／　） □	（　／　） □	（　／　） □	（　／　） □	（　／　） □	（　／　） □	（　／　） □	（　／　） □	（　／　） □	（　／　） □	（　／　） □		
		○現場技術者	・現場技術員との対応が適切である。（施工時適宜）		（　／　） □	（　／　） □	（　／　） □	（　／　） □	（　／　） □	（　／　） □	（　／　） □	（　／　） □	（　／　） □	（　／　） □	（　／　） □	（　／　） □		
		○下請負者の把握	・下請負人が茨城県の工事指名競争参加資格者である場合には、指名停止期間中でない。（施工時適宜）		（　／　） □	（　／　） □	（　／　） □	（　／　） □	（　／　） □	（　／　） □	（　／　） □	（　／　） □	（　／　） □	（　／　） □	（　／　） □	（　／　） □		

別紙－５③

施工プロセスチェックリスト（土木）

（３／４）

考査項目	細別	確認項目	チェックリスト一覧表 （チェックの目安）	チェック時期（指示事項）														備考 （指示事項及びその是正状況等）
				着手前	施工中												完成時	
2 施工状況	I 施工管理	○設計図書の照査等	・契約書第18条第１条第１号から第５号に係わる設計図書の照査を行っている。 （着手前、施工時適宜）	(／) ☐	(／) ☐	(／) ☐	(／) ☐	(／) ☐	(／) ☐	(／) ☐	(／) ☐	(／) ☐	(／) ☐	(／) ☐	(／) ☐	(／) ☐		
			・現場との相違事実がある場合、その事実が確認できる資料を書面により提出して確認を受けた。（着手前、施工時適宜）	(／) ☐	(／) ☐	(／) ☐	(／) ☐	(／) ☐	(／) ☐	(／) ☐	(／) ☐	(／) ☐	(／) ☐	(／) ☐	(／) ☐	(／) ☐		
		○施工計画書	・施工（変更を含む）に先立ち、提出した。 （着手前、変更時）	(／) ☐	(／) ☐	(／) ☐	(／) ☐	(／) ☐	(／) ☐	(／) ☐	(／) ☐	(／) ☐	(／) ☐	(／) ☐	(／) ☐	(／) ☐		
			・記載内容と現場施工方法と一致している。 （施工時適宜）		(／) ☐	(／) ☐	(／) ☐	(／) ☐	(／) ☐	(／) ☐	(／) ☐	(／) ☐	(／) ☐	(／) ☐	(／) ☐	(／) ☐		
			・記載内容（作業手順書等）と現場施工体制が一致している。（施工時適宜）		(／) ☐	(／) ☐	(／) ☐	(／) ☐	(／) ☐	(／) ☐	(／) ☐	(／) ☐	(／) ☐	(／) ☐	(／) ☐	(／) ☐		
			・記載内容が、設計図書・現場条件等を反映している。（着手前、変更時）	(／) ☐	(／) ☐	(／) ☐	(／) ☐	(／) ☐	(／) ☐	(／) ☐	(／) ☐	(／) ☐	(／) ☐	(／) ☐	(／) ☐	(／) ☐		
		○施工管理 ・工事材料管理	・工事材料の資料の整理及び確認がされ、管理している。（施工時適宜）		(／) ☐	(／) ☐	(／) ☐	(／) ☐	(／) ☐	(／) ☐	(／) ☐	(／) ☐	(／) ☐	(／) ☐	(／) ☐	(／) ☐		
		・出来形、品質管理	・品質管理確保のための対策など施工に関する工夫を書面で確認できる。 （施工時適宜）		(／) ☐	(／) ☐	(／) ☐	(／) ☐	(／) ☐	(／) ☐	(／) ☐	(／) ☐	(／) ☐	(／) ☐	(／) ☐	(／) ☐		
			・日常の出来形、品質管理が書面にて確認できる。（施工時適宜）		(／) ☐	(／) ☐	(／) ☐	(／) ☐	(／) ☐	(／) ☐	(／) ☐	(／) ☐	(／) ☐	(／) ☐	(／) ☐	(／) ☐		
		・イメージアップ	・特記仕様書等に定められた事項や独自の取り組み又、地域等より評価されるものがある。（施工時適宜）		(／) ☐	(／) ☐	(／) ☐	(／) ☐	(／) ☐	(／) ☐	(／) ☐	(／) ☐	(／) ☐	(／) ☐	(／) ☐	(／) ☐		
		○検査(確認を含む)及び立会い等の調整	・監督員の立合いにあたって、あらかじめ立合願を提出している。（施工時適宜）		(／) ☐	(／) ☐	(／) ☐	(／) ☐	(／) ☐	(／) ☐	(／) ☐	(／) ☐	(／) ☐	(／) ☐	(／) ☐	(／) ☐		
			・段階確認の確認時期が、適切である。 （施工時適宜）		(／) ☐	(／) ☐	(／) ☐	(／) ☐	(／) ☐	(／) ☐	(／) ☐	(／) ☐	(／) ☐	(／) ☐	(／) ☐	(／) ☐		
		○工事の着手	・工事開始日後、30日以内に工事に着手した。（着手時）	(／) ☐														
		○支給品及び貸与品	・受領予定14日前までに、品名、数量、品質、規格又は性能を記した要求書を提出した。（施工時適宜）		(／) ☐	(／) ☐	(／) ☐	(／) ☐	(／) ☐	(／) ☐	(／) ☐	(／) ☐	(／) ☐	(／) ☐	(／) ☐	(／) ☐		
		○建設副産物及び建設廃棄物	・請負者は、産業廃棄物管理票（マニュフェスト）により適正に処理されていることを確認し、監督職員に提示した。 （施工時適宜）		(／) ☐	(／) ☐	(／) ☐	(／) ☐	(／) ☐	(／) ☐	(／) ☐	(／) ☐	(／) ☐	(／) ☐	(／) ☐	(／) ☐		
			・再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を所定の様式に基づき作成し、施工計画書に含め提出した。（施工時適宜）	(／) ☐	(／) ☐	(／) ☐	(／) ☐	(／) ☐	(／) ☐	(／) ☐	(／) ☐	(／) ☐	(／) ☐	(／) ☐	(／) ☐	(／) ☐		
		○指定建設機械類の確認	・指定建設機械（排出ガス対策型・低騒音型・低振動型建設機械）を使用している。 （施工時　１回程度）		(／) ☐	(／) ☐	(／) ☐	(／) ☐	(／) ☐	(／) ☐	(／) ☐	(／) ☐	(／) ☐	(／) ☐	(／) ☐	(／) ☐		

施工プロセスチェックリスト（土木）

考査項目	細別	確認項目	チェックリスト一覧表（チェックの目安）	チェック時期（指示事項）														備考（指示事項及びその是正状況等）
				着手前	施工中												完成時	
２ 施工状況	Ⅱ 工程管理	○工程管理	・フォローアップ等を実施し、工程の管理を行っている。（施工時適宜）		(／) □	(／) □	(／) □	(／) □	(／) □	(／) □	(／) □	(／) □	(／) □	(／) □	(／) □	(／) □		
			・現場条件変更への対応、地元調整を積極的に行い、その結果を書類で提出した。（施工時適宜）		(／) □	(／) □	(／) □	(／) □	(／) □	(／) □	(／) □	(／) □	(／) □	(／) □	(／) □	(／) □		
			・作業員の休日の確保を行った記録が整理されている。（施工時適宜）		(／) □	(／) □	(／) □	(／) □	(／) □	(／) □	(／) □	(／) □	(／) □	(／) □	(／) □	(／) □		
	Ⅲ 安全対策	○安全活動	・災害防止協議会等を設置し、活動記録がある。（施工時適宜）		(／) □	(／) □	(／) □	(／) □	(／) □	(／) □	(／) □	(／) □	(／) □	(／) □	(／) □	(／) □		
			・店社パトロールを実施し、記録がある。（施工時　１回／月程度）		(／) □	(／) □	(／) □	(／) □	(／) □	(／) □	(／) □	(／) □	(／) □	(／) □	(／) □	(／) □		
			・安全・訓練等を実施し、記録がある。（施工時適宜）		(／) □	(／) □	(／) □	(／) □	(／) □	(／) □	(／) □	(／) □	(／) □	(／) □	(／) □	(／) □		
			・安全巡視、TBM、KY等を実施し、記録がある。（施工時適宜）		(／) □	(／) □	(／) □	(／) □	(／) □	(／) □	(／) □	(／) □	(／) □	(／) □	(／) □	(／) □		
			・新規入場者教育を実施し、記録がある。（施工時適宜）		(／) □	(／) □	(／) □	(／) □	(／) □	(／) □	(／) □	(／) □	(／) □	(／) □	(／) □	(／) □		
			・過積載防止に取り組んでいる記録がある。（施工時適宜）		(／) □	(／) □	(／) □	(／) □	(／) □	(／) □	(／) □	(／) □	(／) □	(／) □	(／) □	(／) □		
			・使用機械、車輌等の点検整備等が管理され、記録がある。（施工時　１回／月程度）		(／) □	(／) □	(／) □	(／) □	(／) □	(／) □	(／) □	(／) □	(／) □	(／) □	(／) □	(／) □		
			・重機操作で、誘導員配置や重機と人との行動範囲の分離措置がなされた点検記録等がある。（施工時適宜）		(／) □	(／) □	(／) □	(／) □	(／) □	(／) □	(／) □	(／) □	(／) □	(／) □	(／) □	(／) □		
			・山留め、仮締切等の設置後の点検及び管理の記録がある。（施工時適宜）		(／) □	(／) □	(／) □	(／) □	(／) □	(／) □	(／) □	(／) □	(／) □	(／) □	(／) □	(／) □		
			・足場や支保工の組立完了時や使用中の点検及び管理がチェックリスト等により実施され、記録がある。（施工時適宜）		(／) □	(／) □	(／) □	(／) □	(／) □	(／) □	(／) □	(／) □	(／) □	(／) □	(／) □	(／) □		
			・保安施設等の整理・設置・管理が的確であり、記録がある。（施工時適宜）		(／) □	(／) □	(／) □	(／) □	(／) □	(／) □	(／) □	(／) □	(／) □	(／) □	(／) □	(／) □		
		○安全パトロールの指摘事項の処理	・各種安全パトロールでの指摘事項や是正事項について、速やかに改善を図り、かつ関係者に是正報告した記録がある。（施工時適宜）		(／) □	(／) □	(／) □	(／) □	(／) □	(／) □	(／) □	(／) □	(／) □	(／) □	(／) □	(／) □		
	Ⅳ 対外関係	○関係機関等	・関係官公庁等の関係機関との折衝及び調整をした記録がある。（施工時適宜）	(／) □	(／) □	(／) □	(／) □	(／) □	(／) □	(／) □	(／) □	(／) □	(／) □	(／) □	(／) □	(／) □		
			・地元住民等との施工上必要な交渉、工事の施工に関しての苦情対応を適切に行い、記録がある。（施工時適宜）	(／) □	(／) □	(／) □	(／) □	(／) □	(／) □	(／) □	(／) □	(／) □	(／) □	(／) □	(／) □	(／) □		
			・隣接工事又は施工上密接に関連する工事の請負業者と相互に協力を行っている記録がある。（施工時適宜）	(／) □	(／) □	(／) □	(／) □	(／) □	(／) □	(／) □	(／) □	(／) □	(／) □	(／) □	(／) □	(／) □		

別紙－5①

「施工プロセス」チェックリスト（建築）

1. 工 事 名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　工事

2. 工　　期　　　　　　平成　　年　　月　　日～平成　　年　　月　　日

3. 施工業者

事務所（課）名:

監 督 員 名:

①「施工プロセス」チェックリストは、標準仕様書、契約書等に基づき、施工に必要なプロセスが適切に管理されているかを監督職員等が確認する。

②チェック欄には書類もしくは現場等で確認した月日を、その内容が適切であれば□にレマークを記入する。（必要に応じて指示事項等を記入してもよい。）備考欄には指示事項、是正状況、取り組み状況等を記入する。

考査項目	細別	確認項目	チェックリスト一覧表（チェックの目安）	チェック欄（指示事項等） 着手前	施工中							完成時	備考
1 施工体制	Ⅰ 施工体制一般	○品質・安全管理体制	・品質及び安全計画に見合う管理体制が確立されている。（施工計画書提出時）		（ ／ ） □	（ ／ ） □	（ ／ ） □	（ ／ ） □	（ ／ ） □	（ ／ ） □	（ ／ ） □		
		○建設業退職金共済制度	・掛金収納書の写しを契約締結後1ヶ月以内に提出した。（契約後、増額変更後）	（ ／ ） □	（ ／ ） □	（ ／ ） □	（ ／ ） □	（ ／ ） □	（ ／ ） □	（ ／ ） □	（ ／ ） □		
			・建設業退職金共済証紙の配布を受け払い簿等により適切に管理している。（施工中適宜）		（ ／ ） □	（ ／ ） □	（ ／ ） □	（ ／ ） □	（ ／ ） □	（ ／ ） □	（ ／ ） □		
			・「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」の標識を現場に掲示している。（施工中1回程度）		（ ／ ） □	（ ／ ） □	（ ／ ） □	（ ／ ） □	（ ／ ） □	（ ／ ） □	（ ／ ） □		
		○請負代金内訳書	・請負代金内訳書を契約締結後14日以内に提出した。（契約後）	（ ／ ） □									
		○労働保険関係成立票	・労災保険関係成立票を工事現場の見やすい場所に掲示している。（施工中1回程度）		（ ／ ） □	（ ／ ） □	（ ／ ） □	（ ／ ） □	（ ／ ） □	（ ／ ） □	（ ／ ） □		
		○建設業許可標識	・建設業法に定められた標識を正しく記載し、公衆の見やすい場所に設置している。（全ての下請業者を含む。）（施工中1回程度）		（ ／ ） □	（ ／ ） □	（ ／ ） □	（ ／ ） □	（ ／ ） □	（ ／ ） □	（ ／ ） □		
		○施工体制台帳、施工体系図または作業分担に関する資料	・施工体制台帳及び施工体系図を現場に備え付け、かつ、同一のものを提出した。（提出義務のない工事は、下請業者を含む作業分担に関する資料でよい。）（施工時の当初、変更時）		（ ／ ） □	（ ／ ） □	（ ／ ） □	（ ／ ） □	（ ／ ） □	（ ／ ） □	（ ／ ） □		
			・施工体制台帳に下請負契約書等（写）（再下請業者を含む。）を添付している。（施工時の当初、変更時）		（ ／ ） □	（ ／ ） □	（ ／ ） □	（ ／ ） □	（ ／ ） □	（ ／ ） □	（ ／ ） □		
			・施工体系図を現場の工事関係者及び公衆の見やすい場所に掲げている。（施工時の当初、変更時）		（ ／ ） □	（ ／ ） □	（ ／ ） □	（ ／ ） □	（ ／ ） □	（ ／ ） □	（ ／ ） □		
			・施工体系図または下請負人通知書等に記載されている業者のみが作業している。（施工時　1回／月程度）		（ ／ ） □	（ ／ ） □	（ ／ ） □	（ ／ ） □	（ ／ ） □	（ ／ ） □	（ ／ ） □		
			・元請負人がその下請工事の施工に実質的に関与している。（下請工事がある全ての工事に適用する。）（施工時の当初、変更時）		（ ／ ） □	（ ／ ） □	（ ／ ） □	（ ／ ） □	（ ／ ） □	（ ／ ） □	（ ／ ） □		

別紙－5②

「施工プロセス」チェックリスト（建築）

考査項目	細別	確認項目	チェックリスト一覧表 （チェックの目安）	チェック欄　　（指示事項等）									備考
				着手前	施　工　中							完成時	
1 施工体制	Ⅱ 配置技術者／現場代理人／監理技術者／主任技術者	○工事実績情報	・事前に監督職員の確認を受け、契約締結後等の10日以内(祝日を除く。)に登録機関に申請し、登録されることを証明する資料を、監督職員に提出した。 （契約後、変更後、完成時）	(／) □	(／) □	(／) □	(／) □	(／) □	(／) □	(／) □	(／) □	(／) □	
		○現場代理人	・現場に常駐している。 (施工中　1回／月程度)		(／) □	(／) □	(／) □	(／) □	(／) □	(／) □	(／) □		
			・監督職員への通知、報告、申出等を書面で行っている。 （施工中適宜）		(／) □	(／) □	(／) □	(／) □	(／) □	(／) □	(／) □		
		○監理技術者（主任技術者）の専任制等	・技術者としての要件が資格者証等により確認できた。 （着手前）	(／) □									
			・配置予定技術者または現場代理人等通知書等に記載されている技術者が本人と同一であった。 （着手前）	(／) □									
			・工事実績情報登録において重複が無く、現場に専任している。（専任義務は建築一式工事5,000万円以上、その他工事2,500万円以上） (施工中　1回／月程度)		(／) □	(／) □	(／) □	(／) □	(／) □	(／) □	(／) □	(／) □	
			・施工計画や工事に係る工程、技術的事項を把握し、主体的に係わっていた。 (施工中、打合せ時)		(／) □	(／) □	(／) □	(／) □	(／) □	(／) □	(／) □		
		○専門技術者の配置	・専門技術者を選任し、配置している。 （施工計画時、施工中適宜）		(／) □	(／) □	(／) □	(／) □	(／) □	(／) □	(／) □		
		○作業主任者の選任	・作業主任者を選任し、配置している。 （施工計画時、施工中適宜）		(／) □	(／) □	(／) □	(／) □	(／) □	(／) □	(／) □		
		○下請負者の把握	・国土交通省の指名停止期間中でない。 （施工中適宜）		(／) □	(／) □	(／) □	(／) □	(／) □	(／) □	(／) □		
2 施工状況	Ⅰ 施工管理	○設計図書の照査　等	・契約書第18条第１条第１号から第５号に係わる設計図書の照査を行っている。 （着手前、施工中適宜）	(／) □	(／) □	(／) □	(／) □	(／) □	(／) □	(／) □	(／) □		
			・現場との相違事実がある場合、その事実が確認できる資料を書面により提出して確認を受けた。 （着手前、施工中適宜）	(／) □	(／) □	(／) □	(／) □	(／) □	(／) □	(／) □	(／) □		
		○施工計画書	・施工に先立ち、設計図書等の内容を反映したものを提出した。 （着手前、変更時）	(／) □	(／) □	(／) □	(／) □	(／) □	(／) □	(／) □	(／) □		
			・記載内容と現場施工方法が一致している。 （施工中適宜）		(／) □	(／) □	(／) □	(／) □	(／) □	(／) □	(／) □		

別紙－5③

「施工プロセス」チェックリスト（建築）

考査項目	細別	確認項目	チェックリスト一覧表 （チェックの目安）	チェック欄　（指示事項等） 着手前	施　工　中							完成時	備考
2 施工状況	Ⅰ 施工管理	○施工管理 ・建築材料、機材の管理	・建築材料、機材に関する資料の整理及び確認がなされている。 （施工中適宜）		(／) □	(／) □	(／) □	(／) □	(／) □	(／) □	(／) □		
		・出来形、品質管理	・日常の出来形、品質管理が適時、的確に行われている。 （施工中適宜）		(／) □	(／) □	(／) □	(／) □	(／) □	(／) □	(／) □		
		○建設副産物及び建設廃棄物	・請負者は、産業廃棄物管理票（マニフェスト）により適正に処理されていることを確認し、監督職員に提示した。 （施工中適宜）		(／) □	(／) □	(／) □	(／) □	(／) □	(／) □	(／) □		
			・再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を所定の様式に基づき作成し、施工計画書に含め提出した。 （施工中適宜）	(／) □	(／) □	(／) □	(／) □	(／) □	(／) □	(／) □	(／) □		
	Ⅱ 工程管理	○工程管理	・施工前に各種工程表を提出している。 （着手前、施工中適宜）	(／) □	(／) □	(／) □	(／) □	(／) □	(／) □	(／) □	(／) □		
			・工程の把握に努め、必要に応じ、フォローアップを行っている。 （施工中適宜）		(／) □	(／) □	(／) □	(／) □	(／) □	(／) □	(／) □	(／) □	
	Ⅲ 安全対策	○安全活動	・安全活動を実施し、記録がある。（必要に応じ、以下の内容をチェックする。） ①災害防止協議会等（施工中適宜） ②店社パトロール（施工中1回／月程度） ③安全教育、訓練等（施工中適宜） ④安全巡視、TBM、KY等（施工中適宜） ⑤新規入場者教育（施工中適宜）		(／) □	(／) □	(／) □	(／) □	(／) □	(／) □	(／) □		
		○仮設備点検等	・仮設備点検等を実施し、記録がある。（必要に応じ、下記の内容をチェックする。） ①過積載防止対策（施工中適宜） ②機械・車両等点検整備等（施工中1回／月程度） ③重機操作時安全点検記録等（施工中適宜） ④山留め、仮締切等の点検及び管理記録　（施工中適宜） ⑤足場、支保工の組立完了時・使用中の点検及び管理記録（施工中適宜）		(／) □	(／) □	(／) □	(／) □	(／) □	(／) □	(／) □		
	Ⅳ 対外関係	○関係機関等	・関係機関等との調整等を実施し、記録がある。（必要に応じ、下記の内容をチェックする。） ①関係官署（施工中適宜） ②近隣住民・入居官署等　（施工中適宜） ③関連工事等（施工中適宜）	(／) □	(／) □	(／) □	(／) □	(／) □	(／) □	(／) □	(／) □		

工事特性・創意工夫・社会性等に関する実施状況「別紙－6」

目　　　　　　　　　次

別紙－６①

工事特性・創意工夫・社会性等に関する実施状況（土木）

工　事　名		受注者名	
項　目	評　価　内　容	備　考	
□工事特性 様々な施工条件等に適切に対応	□構造物の特殊性	構造物の高さ、延長、施工（断）面積、施工規模等が特殊 対称構造物の形状が複雑で、施工条件が特に変化する工事	
	□都市部の作業環境,社会条件等	地盤の変動、近接構造物、地中埋設物への影響に配慮 周辺環境条件により、作業条件、工程等に大きな影響 周辺住民等に対し騒音・振動を特に配慮 現道上での交通規制に大きく影響 緊急時の対応が特に必要 施工範囲が広範囲	
	□厳しい自然・地盤条件	特殊な地盤条件 雨・雪・風・気温・波浪等の自然条件の影響が大きい 急峻な地形、土石流危険渓流内 動植物等の自然環境の保全に特に配慮	
	□長期工事における安全確保	12ヶ月を超える工事で無事故 ただし、文書注意に至らない事故は除く。	
□創意工夫 受注者が自主的に実施したもので、かつ、標準積算では計上できない取り組み	□施工	施工に伴う機械、器具、工具、試運転調整 二次製品、代替製品の利用 土工、地盤改良、橋梁架設、舗装、コンクリート打設等の施工 部材並びに機材等の運搬、吊り方式 設備工事の加工・組立、電気工事の配線や配管 給排水工事や衛生設備工事等における配管、ポンプ類の凍結防止、配管のつなぎ 照明などの視界の確保 仮排水、仮道路、迂回路等の計画的な施工 運搬車両、施工機械 支保工、型枠工、足場工、仮桟橋、覆工板、山留め等の仮設工 盛土の締固度、杭の施工高さ等の管理 施工計画書の作成、写真の管理等 出来形又は品質の計測、集計、管理図等 施工管理ソフト、土量管理システム等 ICT（情報通信技術）を活用した情報化施工 特殊な工法や材料 優れた技術力又は能力として評価する技術	
	□新技術	NETIS登録技術のうち、事後評価未実施技術を活用し、活用効果調査表を提出 NETIS登録技術のうち、「有用とされる技術」を活用し、活用効果調査表を提出	

１．該当する項目の□にレマーク記入。
２．具体的内容の説明として、写真・ポンチ絵等を説明資料に整理。

別紙－６②

工事特性・創意工夫・社会性等に関する実施状況（土木）

工　事　名		受注者名	
項　　目	評　価　内　容	備　　　　考	
□創意工夫 受注者が自主的に実施したもので、かつ、標準積算では計上できない取り組み	□品質	土工、設備、電気の品質向上 コンクリートの材料、打設、養生 鉄筋、PCケーブル、コンクリート二次製品等の使用材料 鉄筋、溶接作業等	
	□安全衛生	建設業労働災害防止協会が定める指針に基づく安全衛生教育 安全を確保するための仮設備等 （落下物・墜落・転落・挟まれ　看板、立入防止柵、手摺り、足場等） 安全教育、技術向上講習会、安全パトロール 現場事務所、労務者宿舎等の空間及び設備等 有害ガス、可燃ガスの処理、粉塵防止、作業中の換気 一般車両突入時の被害低減方策、一般交通の安全確保 厳しい作業環境の改善 環境保全	
	□その他		
□社会性等 地域社会や住民対する貢献	□地域への貢献等	周辺環境への配慮 現場事務所や作業現場と周辺環境との調和 定期的に広報紙の配布や現場見学会実施、地域主催のイベントに積極的に参加など、地域とのとのコミュニケーション 災害時の地域への支援、行政などによる救援活動に積極的に協力	

１．該当する項目の□にﾚマーク記入。
２．具体的内容の説明として、写真・ポンチ絵等を説明資料に整理。

別紙－６③

工事特性・創意工夫・社会性等に関する実施状況（説明資料）

工　事　名			／
項　　　目		評 価 内 容	
提 案 内 容			
(説　明)			
(添付図）			

説明資料は簡潔に作成するものとし、必要に応じて別葉とする。

別紙－６①

工事特性・創意工夫・社会性等に関する実施状況（建築）

工　事　名		受注者名	
項　　目	評　価　内　容	備　　　　考	
□工事特性 様々な施工条件等に適切に対応	□建物規模への対応	・延べ面積10,000㎡以上の建物 ・地上９階以上又は建物高さ３１ｍ以上の建物 ・大空間のホール等を有する建物	
	□建物固有の機能の難しさへの対応	・対象建物の耐震レベル ・建物機能の特殊性	
	□建物固有の施工技術の難しさへの対応	・建築材料、設備機材、工法についての提案 ・設計条件として、工法、材料及び設備システムの特殊性 ・制約条件等があり、施工難度が特に高い場合	
	□厳しい自然・地盤条件への対応	・湧水の発生、地下水の影響（地盤掘削時） ・軟弱地盤、支持地盤の影響 ・雨・雪・風・気温等の影響	
	□厳しい周辺環境・社会条件への対応	・地中埋設物等の作業障害 ・工事の影響に配慮するべき建物等の近接物 ・周辺住民等に対する騒音・振動・の配慮 ・周辺水域観光に対する水質汚濁の配慮	
	□施工現場での対応	・12ヶ月を超える工期で事故がなく完成した工事 ・地震、台風などにおいて、適切に臨機の対応を行った工事 ・工事の実施にあたり各種の制約があり、工程的にも特に特に厳しく、施工の制限を受けた工事 ・工程上他工事の制約を受け、機械、人員の増強を行った工事 ・休日・夜間作業が工程の過半を超える工事 ・施設を使用しながらの工事で、工程的な制約が特に厳しい工事 ・特に困難な調整を要する他工事（近接工区）の請負者が複数ある工事 ・外来者の多い施設で、作業範囲内に外来者・通行人等の動線がある工事 ・特殊な室などで、工種が輻輳し困難な調整を要する工事 ・施工ﾔｰﾄﾞが狭く、高さ制限もあり、施工及び機械の移動や旋回等に制約を受けた工事 ・同一敷地内における施設を使用しながらの建て替え工事で、工程の制約等が特に厳しい工事	

１．該当する項目の□にﾚマーク記入。
２．具体的内容の説明として、写真・ポンチ絵等を説明資料に整理。

別紙－６②

工事特性・創意工夫・社会性等に関する実施状況（建築）

<table>
<tr><td>工　事　名</td><td colspan="2"></td><td>受注者名</td><td></td></tr>
<tr><td>項　　目</td><td>評　価　内　容</td><td colspan="3">備　　　　考</td></tr>
<tr><td rowspan="6">□創意工夫

受注者が自主的に実施したもので、かつ、標準積算では計上できない取り組み</td><td>□準備・後片付け</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>□施工関係</td><td colspan="3">・施工に伴う機械、器具、工具、装置類
・二次製品、代替製品の利用
・施工方法の工夫
・施工環境の改善
・仮設計画の工夫
・施工管理、品質管理の工夫</td></tr>
<tr><td>□品質関係</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>□安全衛生関係</td><td colspan="3">・安全施設・仮設備の配慮
・安全教育・講習会・パトロールの工夫
・作業環境の改善
・交通事故防止の工夫</td></tr>
<tr><td>□施工管理関係</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>□その他</td><td colspan="3">・NETIS登録技術のうち、施行技術を活用</td></tr>
<tr><td>□社会性等

地域社会や住民対する貢献</td><td>□地域への貢献等</td><td colspan="3">・災害時等に地域への救援活動等に協力
・地域の自然環境保全・生物保護等
・現場環境の地域への調和
・地域住民とのコミュニケーション
・ボランティアの実施</td></tr>
</table>

１．該当する項目の□にﾚマーク記入。
２．具体的内容の説明として、写真・ポンチ絵等を説明資料に整理。

別紙－６③

工事特性・創意工夫・社会性等に関する実施状況（説明資料）

工　事　名			／
項　　　目		評 価 内 容	
提 案 内 容			

(説　明)

(添付図)

説明資料は簡潔に作成するものとし、必要に応じて別葉とする。